

対馬海区漁場計画

漁業権に関する事項 別表

(令和5年9月1日切替関係)

令和5年12月19日変更

令和6年5月31日変更

・区画漁業において、傍線を付した部分を加える。(対区計第4505号)

共 同 漁 業

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
対共計第 2号	長崎県 対馬市 上対馬町 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ、ト、チ、 リ、ヌ、8の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれ た区域 ただし、次の9、10の各 点を結んだ直線と最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域を除く	1 対馬市上対馬町と同市上県町との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯34度40分36秒, 東経129度24分31秒) 2 同市上対馬町大浦白浜崎西端 (北緯34度41分22秒, 東経129度24分52秒) 3 同市同町鰐浦三島灯台 (北緯34度43分26秒, 東経129度26分39秒) 4 同市同町鰐浦久の下崎北端 (北緯34度42分24秒, 東経129度26分58秒) 5 同市同町豊厚崎北端 (北緯34度41分40秒, 東経129度28分58秒) 6 同市同町泉舌崎東端 (北緯34度40分60秒, 東経129度29分40秒) 7 同市同町西泊殿崎北東端 (北緯34度40分10秒, 東経129度29分50秒) 8 同市同町富浦鶴ヶ崎南東端 (北緯34度37分38秒, 東経129度28分54秒) 9 同市同町比田勝港北岸標識A号 (北緯34度39分20秒, 東経129度28分8秒) 10 同市同町比田勝港南岸標識B号 (北緯34度39分13秒, 東経129度28分10秒)	イ 2から270度1,500メートルのところ (北緯34度41分22秒, 東経129度23分53秒) ロ 3から290度2,500メートルのところ (北緯34度43分54秒, 東経129度25分6秒) ハ 3から0度2,000メートルのところ (北緯34度44分31秒, 東経129度26分39秒) ニ 3から50度3,000メートルのところ (北緯34度44分29秒, 東経129度28分9秒) ホ 4から33度7,000メートルのところ (北緯34度45分34秒, 東経129度29分28秒) ヘ 5から33度7,800メートルのところ (北緯34度45分12秒, 東経129度31分45秒) ト 5から55度2,500メートルのところ (北緯34度42分27秒, 東経129度30分18秒) チ 6から70度1,500メートルのと ころ (北緯34度41分16秒, 東経129度30分35秒) リ 7から90度1,500メートルのところ (北緯34度40分10秒, 東経129度30分49秒) ヌ 8から90度2,000メートルのところ (北緯34度37分38秒, 東経129度30分13秒)	第2種 第2種 第2種	雑魚磯刺網 雑魚小型定置 雑魚敷網	1/1～12/31 " 3/1～7/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 大増 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 3号	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 鬼崎 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町鰐浦鬼崎北端 (北緯34度41分54秒, 東経129度25分26秒)	イ 1から313度1,450メートルのところ (北緯34度42分26秒, 東経129度24分44秒)	第3種 ぶり飼付	9/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 大增 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 4号	長崎県 対馬市 上対馬町 豊厚崎 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町豊厚崎北端 (北緯34度41分40秒, 東経129度28分58秒)	イ 1から52度6.700メートルのところ (北緯34度43分54秒, 東経129度32分25秒)	第3種	ぶり飼付	9/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 大增 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 5号	長崎県 対馬市 上対馬町 泉舌崎 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町泉舌崎東端 (北緯34度40分60秒, 東経129度29分40秒)	イ 1から90度2.800メートルのところ (北緯34度40分60秒, 東経129度31分30秒)	第3種 ぶり飼付	9/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 大增 浜久須 富浦 唐舟志 網代 西泊 古里 比田勝 泉 豊 鰐浦 大浦 河内		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 8号	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志湾 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町富浦鶴ヶ崎南東端 （北緯34度37分38秒, 東経129度28分54秒） 2 同市同町唐舟志鷺ノ首崎東端 （北緯34度36分56秒, 東経129度28分37秒） 3 同市同町五根緒塔ノ鼻東端 （北緯34度35分36秒, 東経129度28分48秒）	イ 1から90度2,000メートルのところ （北緯34度37分38秒, 東経129度30分13秒） ロ 2から101度2,350メートルのところ （北緯34度36分42秒, 東経129度30分8秒） ハ 3から90度1,500メートルのところ （北緯34度35分36秒, 東経129度29分47秒）	第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚敷網	1/1～12/31 " " 3/1～7/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 浜久須 大増 舟志 五根緒		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考	
		区 域	基 点	点									
対共計第 10号	長崎県 対馬市 豊玉町 東岸 地先	次の1、イ、ロ、3、ハ、 ニ、ホ、6の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれ た区域	1 対馬市峰町と同市豊玉町との最高高潮時 海岸線における境界 (北緯34度26分3秒, 東経129度21分52秒) 2 同市峰町櫛えびす崎南端 (北緯34度25分54秒, 東経129度22分6秒) 3 同市同町櫛立石 (北緯34度25分50秒, 東経129度22分12秒) 4 同市同町櫛銭島頂上 (北緯34度25分26秒, 東経129度22分59秒) 5 同市豊玉町横浦長崎鼻東端 (北緯34度24分46秒, 東経129度23分57秒) 6 同市同町塩浜白子崎東端 (北緯34度22分46秒, 東経129度22分51秒)	イ 1から102度130メートルのところ (北緯34度26分2秒, 東経129度21分57秒) ロ 2から220度60メートルのところ (北緯34度25分53秒, 東経129度22分4秒) ハ 4から180度100メートルのところ (北緯34度25分22秒, 東経129度22分59秒) ニ 5から34度1,000メートルのところ (北緯34度25分13秒, 東経129度24分19秒) ホ 6から90度2,500メートルのところ (北緯34度22分46秒, 東経129度24分29秒)	第1種	あまのり	1/1～12/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 鍵川 曾 千尋藻			
					第1種	かじめ	"						
					第1種	てんぐさ	"						
					第1種	ひじき	"						
					第1種	ひとえぐさ	"						
					第1種	ふのり	"						
					第1種	わかめ	"						
					第1種	あわび	"						
					第1種	さざえ	"						
					第1種	とこぶし	"						
					第1種	にな	"						
					第1種	うに	"						
					第1種	たこ	"						
					第1種	なまこ	"						
					第2種	雑魚磯刺網	"						
					第2種	雑魚小型定置	"						
					第2種	雑魚敷網	3/1～7/31						
					第2種	雑魚かご	1/1～12/31						

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 12号	長崎県 対馬市 豊玉町糸瀬 美津島町 濃部 大山 地先	次の1と2、3と4、5と6を 結ぶ各直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町嵯峨甲崎南西端 （北緯34度20分59秒, 東経129度19分24秒） 2 同市同町嵯峨多田島北端 （北緯34度20分57秒, 東経129度19分21秒） 3 同市同町嵯峨多田島南端 （北緯34度20分52秒, 東経129度19分24秒） 4 同市美津島町島山小碓崎北端 （北緯34度20分11秒, 東経129度19分35秒） 5 同市同町大山馬渡西岸標識 （北緯34度18分43秒, 東経129度20分5秒） 6 同市同町大山馬渡東岸標識 （北緯34度18分43秒, 東経129度20分6秒）		第1種 おごのり 第1種 ひとえぐさ 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 糸瀬 美津島町 濃部 大山	1. えむしの採捕については豊玉町仁位、佐志 賀、嵯峨、貝鮎、加志々、唐洲、廻、貝口、佐 保、卯麦に住所を有する豊玉町漁業協同組合員の 入漁を拒んではない 2. 美津島町濃部と小船越の境界かみごうえびす 鼻から166度30分、63メートルの点同町長崎鼻と多 田島の中間のふればん山北鼻の各点を結ぶ直線と 最高高潮時海岸線によって囲まれた区域における ひとえぐさ、いしまて、たこ漁業に限り美津島町 小船越に居住する美津島町漁業協同組合員の入漁 を拒んではない 3. 豊玉町檜郷浦におけるひとえぐさの採取につ いては豊玉町嵯峨に居住する豊玉町漁業協同組合 組合員の入漁を拒んでならない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 26号	長崎県 対馬市 豊玉町 浅茅湾側 地先	次の1、イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、9を順次結んだ 各直線、10と11を結ぶ直 線及び12、13を結ぶ直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨と同市同町唐洲との最 高高潮時海岸線における境界 (北緯34度21分22秒, 東経129度16分5秒) 2 同市同町貝鮎一重崎南端 (北緯34度20分21秒, 東経129度17分14秒) 3 同市美津島町屋ヶ浦有蘭鼻北端 (北緯34度19分37秒, 東経129度16分40秒) 4 同市豊玉町貝鮎明崎南端 (北緯34度20分27秒, 東経129度18分9秒) 5 同市美津島町島山明瀬鼻北端 (北緯34度20分13秒, 東経129度17分52秒) 6 同市豊玉町貝鮎貝鮎崎南端 (北緯34度20分13秒, 東経129度18分29秒) 7 同市美津島町島山福畑鼻北端 (北緯34度19分51秒, 東経129度18分33秒) 8 同市同町島山小碓崎北端 (北緯34度20分11秒, 東経129度19分35秒) 9 同市豊玉町嵯峨多田島南端 (北緯34度20分52秒, 東経129度19分24秒) 10 同市同町嵯峨多田島北端 (北緯34度20分57秒, 東経129度19分21秒) 11 同市同町嵯峨甲崎南西端 (北緯34度20分59秒, 東経129度19分24秒) 12 同市同町佐志賀黒島戸しりたて崎東端 (北緯34度21分48秒, 東経129度17分5秒) 13 同市同町佐志賀御前鼻南端 (北緯34度22分27秒, 東経129度18分10秒)	イ 1から175度2.325メートルのところ (北緯34度20分7秒, 東経129度16分13秒) ロ 2と3を結ぶ直線の中央のところ (北緯34度19分59秒, 東経129度16分57秒) ハ 4と5を結ぶ直線の中央のところ (北緯34度20分20秒, 東経129度18分0秒) ニ 6と7を結ぶ直線の中央のところ (北緯34度20分2秒, 東経129度18分31秒) ホ 8と9を結ぶ直線上8から320メートルの ところ (北緯34度20分21秒, 東経129度19分32秒)	第1種 かじめ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 嵯峨 貝鮎 佐志賀 唐洲のうち旧宇加 志々		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 27号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 佐保 地先	次の1と2を結ぶ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域 ただし、次の3、イ、 ロ、ハ、ニ、6の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域を除く	1 対馬市豊玉町佐志賀黒島瀬戸しりたて崎 東端 （北緯34度21分48秒, 東経129度17分5秒） 2 同市同町佐志賀御前鼻南端 （北緯34度22分27秒, 東経129度18分10秒） 3 同市同町仁位ハロウ崎西岸標識 A（護岸 南付根から北方護岸沿いに25メートルのと ころ） （北緯34度23分5秒, 東経129度18分37秒） 4 同市同町仁位ハロウ崎護岸標識 B（仁位 港護岸角から西方護岸沿いに24メートルの ところ） （北緯34度23分3秒, 東経129度18分41秒） 5 同市同町仁位ハロウ崎東岸標識 C（仁位 港防波堤付根から北方護岸沿いに26メー トルのところ） （北緯34度23分2秒, 東経129度18分44秒） 6 同市同町仁位ハロウ崎東岸標識 D（護岸 排水口から南方護岸沿いに11メートルのと ころ） （北緯34度23分7秒, 東経129度18分42秒）	イ 3から245度130メートルのところ （北緯34度23分3秒, 東経129度18分32秒） ロ 4から140度70メートルのところ （北緯34度23分1秒, 東経129度18分43秒） ハ 5から110度100メートルのところ （北緯34度23分1秒, 東経129度18分47秒） ニ 6から65度70メートルのところ （北緯34度23分8秒, 東経129度18分44秒）	第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 にな 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 貝口 佐志賀 仁位 嵯峨 貝鮓		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
対共計第 29号	長崎県 対馬市 豊玉町 牛島 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町廻牛島頂上 （北緯34度21分23秒, 東経129度13分33秒）	イ 1から264度1,700メートルのところ （北緯34度21分17秒, 東経129度12分27秒）	第3種	ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 嵯峨 貝鮓		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 31号	長崎県 対馬市 豊玉町 いやり崎 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町唐洲いやり崎北西端 (北緯34度22分1秒, 東経129度15分11秒)	イ 1から(山見法による)333度の線と対 馬市美津島町郷崎山頂第2山目と同市豊玉町 廻小松崎見通とが交わる場所 (北緯34度23分2秒, 東経129度14分33秒)	第3種	ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 33号	長崎県 対馬市 峰町 西岸 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町田丸島南西端 (北緯34度26分39秒, 東経129度17分6秒)	イ 対馬市峰町賀佐たけなし山頂と1を見通 す直線1から3, 150メートルのところ (北緯34度27分21秒, 東経129度15分13秒)	第3種	ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 木坂 青海 賀佐 吉田 三根 津柳 豊玉町 大網 小網 田 銘 志多浦	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 13号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 地先	次の1、イ、ロ、2を順次 結んだ各直線及び3と4、 5と6、7と8を結ぶ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保と同市同町大船越 の東岸との最高高潮時海岸線における境界 (北緯34度16分37秒, 東経129度22分1秒) 2 同市同町大船越と同市同町雞知の東岸と の最高高潮時海岸線における境界 (北緯34度16分39秒, 東経129度20分37秒) 3 同市同町竹敷白蓮江崎北端 (北緯34度17分53秒, 東経129度20分3秒) 4 同市同町島山矢取崎東端 (北緯34度18分16秒, 東経129度20分1秒) 5 同市同町島山馬渡西岸標識 (北緯34度18分43秒, 東経129度20分5秒) 6 同市同町大山馬渡東岸標識 (北緯34度18分43秒, 東経129度20分6秒) 7 同市同町久須保万閑瀬戸北岸南西端 (北緯34度17分44秒, 東経129度21分11秒) 8 同市同町久須保万閑瀬戸南岸西端 (北緯34度17分41秒, 東経129度21分12秒)	イ 1から156度1,500メートルのところ (北緯34度15分52秒, 東経129度22分25秒) ロ 2から171度1,400メートルのところ (北緯34度15分55秒, 東経129度20分46秒)	第1種 あまのり 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 ばい 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 大船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
対共計第 24号	長崎県 対馬市 美津島町 今里 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町今里コッテー崎南西端 (北緯34度18分42秒, 東経129度11分47秒)	イ 1から223度1,900メートルのところ (北緯34度17分56秒, 東経129度10分56秒)	第3種	ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎 今里 加志 箕形 吹崎 屋ヶ浦 黒瀬 竹敷 島山 洲藻		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 25号	長崎県 対馬市 美津島町 今里郷崎 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町今里郷崎灯台 (北緯34度19分51秒, 東経129度12分19秒)	イ 1から232度1,500メートルのところ (北緯34度19分21秒, 東経129度11分33秒)	第3種 ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎 今里 加志 箕形 吹崎 屋ヶ浦 黒瀬 竹敷 島山 洲藻		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 14号	長崎県 対馬市 美津島町 樽ヶ浜 地先	次の1、2、3、4の各点を 順次結んだ各直線と5と 6、7と8を結ぶ各直線お よび最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域 ただし、次の9、10の各 点を結んだ直線と最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域を除く	1 対馬市美津島町洲藻皿浦鼻北端 （北緯34度16分58秒, 東経129度18分2秒） 2 同市同町雞知浦島北西端 （北緯34度17分10秒, 東経129度18分9秒） 3 同市同町竹敷志々加島北西端 （北緯34度18分0秒, 東経129度18分40秒） 4 同市同町島山黒崎島うのとまり瀬鼻西端 （北緯34度18分8秒, 東経129度19分12秒） 5 同市同町島山黒崎島北端 （北緯34度18分23秒, 東経129度19分43秒） 6 同市同町島山えんせど崎北西端 （北緯34度18分24秒, 東経129度19分45秒） 7 同市同町島山矢取崎東端 （北緯34度18分16秒, 東経129度20分1秒） 8 同市同町竹敷白蓮江崎北端 （北緯34度17分53秒, 東経129度20分3秒） 9 同市同町雞知樽ヶ浜海岸標識A号（東海 岸） （北緯34度16分43秒, 東経129度18分55秒） 10 同市同町雞知樽ヶ浜海岸標識B号（西 海岸） （北緯34度16分43秒, 東経129度18分51秒）		第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ひとえぐさ 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あさり 第1種 あわび 第1種 いしまて 第1種 かき 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 にな 第1種 うに 第1種 えむし 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 雞知 竹敷 島山 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 15号	長崎県 対馬市 美津島町 東岸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町雞知と同市同町大船越の 東岸との最高高潮時海岸線における境界 (北緯34度16分39秒, 東経129度20分37秒) 2 同市同町と同市厳原町の東岸との最高高 潮時海岸線における境界 (北緯34度13分34秒, 東経129度19分33秒)	イ 1から171度1,400メートルのところ (北緯34度15分55秒, 東経129度20分46秒) ロ 2から119度1,500メートルのところ (北緯34度13分10秒, 東経129度20分24秒)	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置 第2種 雑魚かご	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 雞知 根緒		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 16号	長崎県 対馬市 厳原町東岸 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域 ただし、次の3、ハ、 ニ、ホ、4の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれ た区域を除く	1 対馬市美津島町と同市厳原町の東岸との 最高高潮時海岸線における境界 (北緯34度13分34秒, 東経129度19分33秒) 2 同市同町久田虎崎北端 (北緯34度11分12秒, 東経129度17分50秒) 3 同市同町西里荷捌所用埋立地北側付根 (北緯34度11分28秒, 東経129度17分11秒) 4 同市同町野良崎東海岸標識A (北緯34度11分40秒, 東経129度17分57秒) 5 同市同町虎崎東海岸標識B (北緯34度11分9秒, 東経129度17分51秒)	イ 1から119度1,500メートルのところ (北緯34度13分10秒, 東経129度20分24秒) ロ 2から90度1,000メートルのところ (北緯34度11分12秒, 東経129度18分29秒) ハ 3から55度600メートルのところ (北緯34度11分39秒, 東経129度17分30秒) ニ 4から158度550メートルのところ (北緯34度11分23秒, 東経129度18分5秒) ホ 5とニを結ぶ直線上ニから35メートルの ところ (北緯34度11分24秒, 東経129度18分6秒)	第1種 あまのり 第1種 かじめ 第1種 てんぐさ 第1種 ひじき 第1種 ふのり 第1種 わかめ 第1種 あわび 第1種 さざえ 第1種 とこぶし 第1種 ばい 第1種 うに 第1種 たこ 第1種 なまこ 第2種 雑魚磯刺網 第2種 雑魚小型定置	1/1～12/31 " " " " " " " " " " " " " " " " "	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 曲 東里 北里 南室 小浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 18号	長崎県 対馬市 厳原町 浅藻 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市厳原町神崎灯台 （北緯34度5分3秒, 東経129度12分51秒）	イ 1から270度1,000メートルのところ （北緯34度5分3秒, 東経129度12分12秒）	第3種 ぶり飼付	7/15～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 久田 尾浦 安神 久和 内院 浅藻 豆酸 瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 19号	長崎県 対馬市 厳原町 豆酸 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市厳原町神崎灯台 （北緯34度5分3秒, 東経129度12分51秒） 2 同市同町豆酸崎ミヨウ瀬照射灯副標（旧 豆酸崎灯台） （北緯34度5分35秒, 東経129度9分49秒）	イ 1と2を見通した直線上2から1,600メー トルのところ （北緯34度5分46秒, 東経129度8分48秒）	第3種 ぶり飼付	7/15～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 久田 尾浦 安神 久和 内院 浅藻 豆酸 瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 20号	長崎県 対馬市 厳原町 久根浜 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市厳原町久根浜赤瀬鼻突端標識 (北緯34度10分4秒, 東経129度10分27秒)	イ 1から329度1,500メートルのところ (北緯34度10分46秒, 東経129度9分57秒)	第3種 ぶり飼付	7/15~1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 椎根 小茂田 久根浜 上槻 久根田舎 阿連		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
対共計第 21号	長崎県 対馬市 厳原町 小茂田 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市郡厳原町小茂田島崎突端 (北緯34度13分52秒, 東経129度11分24秒)	イ 1から265度の線と対馬市厳原町豆酸豆 酸崎山頂と同市同町豆酸棕梠崎見通線が交 わるところ (北緯34度13分45秒, 東経129度9分50秒)	第3種	ぶり飼付	7/15～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 椎根 小茂田 久根浜 上槻 久根田舎 阿連		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 22号	長崎県 対馬市 厳原町 阿連 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市厳原町阿連阿連崎突端標識 (北緯34度16分26秒, 東経129度11分39秒)	イ 1から260度1,500メートルのところ (北緯34度16分17秒, 東経129度10分41秒)	第3種 ぶり飼付	7/15~1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 椎根 小茂田 久根浜 上槻 久根田舎 阿連		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 35号	長崎県 対馬市 上県町 女連 ミツヅロ鼻 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市上県町女連ミツヅロ鼻岬標識 (北緯34度29分50秒, 東経129度17分39秒)	イ 1から287度2,000メートルのところ (北緯34度30分9秒, 東経129度16分24秒)	第3種	ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
対共計第 36号	長崎県 対馬市 上県町 志多留 立石 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市上県町志多留立石 （北緯34度33分21秒, 東経129度17分43秒）	イ 1から230度2,000メートルのところ （北緯34度32分39秒, 東経129度16分43秒）	第3種	ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 犬ヶ浦 御園 檜滝 鹿見 久原 女連		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
対共計第 37号	長崎県 対馬市 上県町 志多留 字刈生 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市上県町志多留田里生崎 （北緯34度34分12秒, 東経129度17分16秒） 2 同市同町志多留字刈生ウノセ鼻 （北緯34度35分28秒, 東経129度18分17秒）	イ 1から6度の直線と2から287度の直線と が交わる場所 （北緯34度35分41秒, 東経129度17分27秒）	第3種	ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 伊奈 志多留 越高		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対共計第 39号	長崎県 対馬市 上県町 佐護 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市上県町佐護棹崎灯台 （北緯34度38分46秒, 東経129度19分15秒）	イ 1から230度2,300メートルのところ （北緯34度37分58秒, 東経129度18分6秒）	第3種 ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 西津屋 佐須奈 佐護		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称		漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点									
対共計第 40号	長崎県 対馬市 上県町 佐須奈 地先	次のイを中心とする半径 300メートルの円周に よって囲まれた区域	1 対馬市上県町佐須奈とろく崎突端 （北緯34度38分49秒, 東経129度22分27秒）	イ 1から331度4,000メートルのところ （北緯34度40分42秒, 東経129度21分11秒）	第3種	ぶり飼付	8/1～1/31	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 西津屋 佐須奈 佐護		継続	

定 置 漁 業

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 1号	長崎県 対馬市 上対馬町 西泊 びょうぶ瀬 地先	次の1、イ、ロ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市上対馬町西泊こまぶし崎西端標識 （北緯34度39分46秒, 東経129度29分24秒） 2 同市同町西泊びょうぶ瀬頂上 （北緯34度39分53秒, 東経129度29分44秒）	イ 1から136度1,100メートルのところ （北緯34度39分21秒, 東経129度29分54秒） ロ 2から97度700メートルのところ （北緯34度39分51秒, 東経129度30分11秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 上対馬町 西泊
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 2号	長崎県 対馬市 峰町 志多賀 椎の浦 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町志多賀椎の浦下鼻標識 （北緯34度29分10秒, 東経129度24分30秒）	イ 1から90度560メートルのところ （北緯34度29分10秒, 東経129度24分52秒） ロ 1から125度560メートルのところ （北緯34度28分60秒, 東経129度24分48秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 峰町 佐賀 志多賀 志越 櫛

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 3号	長崎県 対馬市 峰町 志多賀 位ノ平 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町志多賀位ノ平海岸標識 （北緯34度28分54秒, 東経129度24分18秒）	イ 1から82度400メートルのところ （北緯34度28分56秒, 東経129度24分33秒） ロ 1から153度400メートルのところ （北緯34度28分43秒, 東経129度24分25秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 峰町 佐賀 志多賀 志越 櫛
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 4号	長崎県 対馬市 峰町 佐賀 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町佐賀虫ばい魚瀬鼻標識 （北緯34度27分29秒, 東経129度23分12秒）	イ 1から71度55分332メートルのところ （北緯34度27分32秒, 東経129度23分24秒） ロ 1から110度237メートルのところ （北緯34度27分27秒, 東経129度23分20秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 峰町 佐賀 志多賀 志越 櫛

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 5号	長崎県 対馬市 峰町 佐賀 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各 点を順次結んでイに至る 各直線によって囲まれた 区域	1 対馬市峰町佐賀虫ばい魚瀬鼻標識 （北緯34度27分29秒, 東経129度23分12秒）	イ 1から70度55分340メートルのところ （北緯34度27分33秒, 東経129度23分24秒） ロ 1から82度850メートルのところ （北緯34度27分33秒, 東経129度23分45秒） ハ 1から113度30分850メートルのところ （北緯34度27分18秒, 東経129度23分42秒） ニ 1から73度26分324メートルのところ （北緯34度27分32秒, 東経129度23分24秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 峰町 佐賀 志多賀 志越 櫛
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対定計第 6号	長崎県 対馬市 峰町 佐賀 石ヶ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各 点を順次結んでイに至る 各直線によって囲まれた 区域	1 対馬市峰町佐賀石ヶ浦下鼻突端標識 （北緯34度26分46秒, 東経129度22分29秒）	イ 1から85度420メートルのところ （北緯34度26分47秒, 東経129度22分45秒） ロ 1から77度30分970メートルのところ （北緯34度26分53秒, 東経129度23分6秒） ハ 1から95度5分970メートルのところ （北緯34度26分43秒, 東経129度23分7秒） ニ 1から87度36分418メートルのところ （北緯34度26分47秒, 東経129度22分45秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 峰町 佐賀 志多賀 志越 櫛

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 7号	長崎県 対馬市 峰町 佐賀 馬込 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町佐賀馬込上鼻突端標識 （北緯34度26分3秒, 東経129度22分54秒）	イ 1から86度35分1,030メートルのところ （北緯34度26分5秒, 東経129度23分35秒） ロ 1から103度30分1,040メートルのところ （北緯34度25分56秒, 東経129度23分34秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 峰町 佐賀 志多賀 志越 櫛
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 8号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 泊島 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬泊島大岩標識 （北緯34度21分36秒, 東経129度24分12秒）	イ 1から20度470メートルのところ （北緯34度21分51秒, 東経129度24分18秒） ロ 1から346度460メートルのところ （北緯34度21分51秒, 東経129度24分7秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1.イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければな らない	継続	（地元地区） 対馬市 美津島町 鴨居瀬 赤島

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 9号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大船越網掛崎西側サマガ タン標識 (北緯34度16分20秒, 東経129度21分28秒)	イ 1から240度400メートルのところ (北緯34度16分14秒, 東経129度21分15秒) ロ 1から180度450メートルのところ (北緯34度16分5秒, 東経129度21分29秒)	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	(地元地区) 対馬市 美津島町 大船越
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対定計第 12号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎長手崎標識 (北緯34度19分40秒, 東経129度12分47秒)	イ 1から7度660メートルのところ (北緯34度20分1秒, 東経129度12分50秒) ロ 1から343度660メートルのところ (北緯34度20分0秒, 東経129度12分40秒)	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	—	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	(地元地区) 対馬市 美津島町 尾崎

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 10号	長崎県 対馬市 美津島町 雞知 くぶら 地先	次の1、イ、ロの各点を 順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町雞知くぶら標識 （北緯34度16分7秒, 東経129度19分37秒）	イ 1から119度805メートルのところ （北緯34度15分56秒, 東経129度20分4秒） ロ 1から144度885メートルのところ （北緯34度15分45秒, 東経129度19分57秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 美津島町 雞知
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 11号	長崎県 対馬市 厳原町 豆酸 網代場 地先	次の1、イ、ロ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市厳原町豆酸豆酸崎金石海岸下標識 （北緯34度6分32秒, 東経129度10分6秒） 2 同市同町豆酸網代かろうと岩 （北緯34度6分19秒, 東経129度10分1秒）	イ 1から284度30分665メートルのところ （北緯34度6分37秒, 東経129度9分41秒） ロ 2から262度620メートルのところ （北緯34度6分16秒, 東経129度9分37秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 厳原町 浅藻 豆酸

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 13号	長崎県 対馬市 上県町 伊奈 地先	次のイ、ロ、ハの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町伊奈杓子瀬岩 （北緯34度32分52秒, 東経129度18分27秒）	イ 1から195度30分80メートルのところ （北緯34度32分50秒, 東経129度18分26秒） ロ 1から140度430メートルのところ （北緯34度32分42秒, 東経129度18分38秒） ハ 1から212度550メートルのところ （北緯34度32分37秒, 東経129度18分16秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	（地元地区） 対馬市 上県町 伊奈 志多留 越高
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対定計第 14号	長崎県 対馬市 上県町 志多留 地先	次の1、イ、ロ、2の各点 を順次結んで1に至る各 直線によって囲まれた区 域	1 対馬市上県町志多留立石 （北緯34度33分20秒, 東経129度17分41秒） 2 同市同町志多留シゲザギ標識（1から北 東方海岸沿いに240メートルのところ） （北緯34度33分25秒, 東経129度17分48秒）	イ 1から194度450メートルのところ （北緯34度33分6秒, 東経129度17分37秒） ロ 2から163度610メートル （北緯34度33分6秒, 東経129度17分56秒）	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	－	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない	継続	（地元地区） 対馬市 上県町 志多留

区画漁業

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 500号	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 矢びつ 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4、 ホ、5の各点を順次結んだ 各直線、6、7、8の各点を順 次結んだ各直線、9と10を 結んだ直線及び1から10、9 から8、6から5に至る各最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市上対馬町鰐浦矢びつ鬼ヶ浦中州標 識 (北緯34度41分48秒,東経129度25分24秒) 2 同市同町鰐浦矢びつ黒魚角標識 (北緯34度41分50秒,東経129度25分28秒) 3 同市同町鰐浦聖殿サマ突端標識 (北緯34度41分43秒,東経129度26分19秒) 4 同市同町鰐浦割崎鼻東端 (北緯34度41分43秒,東経129度26分17秒) 5 同市同町鰐浦割崎鼻西端 (北緯34度41分41秒,東経129度26分15秒) 6 同市同町鰐浦滝浜突端排水口標識 (北緯34度41分36秒,東経129度26分9秒) 7 同市同町鰐浦滝浜広瀬のはなれ頂上 (北緯34度41分35秒,東経129度26分5秒) 8 同市同町鰐浦滝浜464番地納屋場先石垣西 角標識 (北緯34度41分32秒,東経129度26分4秒) 9 同市同町鰐浦内矢びつ南側突端標識 (北緯34度41分35秒,東経129度25分18秒) 10 同市同町鰐浦内矢びつ北側突端標識 (北緯34度41分36秒,東経129度25分18秒)	イ 1から320度30メートルのところ (北緯34度41分49秒,東経129度25分23秒) ロ 2から15度150メートルのところ (北緯34度41分54秒,東経129度25分29秒) ハ 3から337度250メートルのところ (北緯34度41分51秒,東経129度26分16秒) ニ 3から337度25メートルのところ (北緯34度41分44秒,東経129度26分19秒) ホ 4から315度110メートルのところ (北緯34度41分46秒,東経129度26分14秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 501号	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦海老島 地先	次の1と2を結んだ直線、3 と4を結んだ直線及び1から 3、2から4に至る各最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 対馬市上対馬町鰐浦沖海老島南西端 (北緯34度42分24秒,東経129度26分34秒) 2 同市同町鰐浦灘海老島南端 (北緯34度42分18秒,東経129度26分39秒) 3 同市同町鰐浦沖海老島南東端 (北緯34度42分23秒,東経129度26分36秒) 4 同市同町鰐浦灘海老島北端 (北緯34度42分23秒,東経129度26分41秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 502号	長崎県 対馬市 上対馬町 豊島の浦 田ノ際 地先	次のイ、ロ、2、ハの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町豊島の浦在長瀬鼻標識 (北緯34度42分5秒,東経129度27分31秒) 2 同市同町豊島の浦南条崎標識 (北緯34度41分54秒,東経129度27分23秒)	イ 1から100度100メートルのところ (北緯34度42分4秒,東経129度27分35秒) ロ 2から97度100メートルのところ (北緯34度41分54秒,東経129度27分27秒) ハ 2から15度30分170メートルのところ (北緯34度41分59秒,東経129度27分25秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 豊 泉		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 503号	長崎県 対馬市 上対馬町 泉 立目 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町泉立目東側突端標識 (北緯34度41分17秒,東経129度28分36秒) 2 同市同町泉立目西側突端標識 (北緯34度41分16秒,東経129度28分28秒)	イ 1から180度30メートルのところ (北緯34度41分16秒,東経129度28分36秒) ロ 1から180度170メートルのところ (北緯34度41分12秒,東経129度28分36秒) ハ 2から180度150メートルのところ (北緯34度41分11秒,東経129度28分28秒) ニ 2から180度10メートルのところ (北緯34度41分16秒,東経129度28分28秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 泉 豊	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 504号	長崎県 対馬市 上対馬町 泉向かえ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町泉向かえ北側岸壁標識 (北緯34度40分35秒,東経129度28分36秒) 2 同市同町泉向かえ南側岸壁標識 (北緯34度40分31秒,東経129度28分34秒)	イ 1から305度10メートルのところ (北緯34度40分35秒,東経129度28分36秒) ロ 1から305度80メートルのところ (北緯34度40分37秒,東経129度28分34秒) ハ 2から305度15メートルのところ (北緯34度40分33秒,東経129度28分31秒) ニ 2から305度85メートルのところ (北緯34度40分31秒,東経129度28分33秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 泉 豊		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 505号	長崎県 対馬市 上対馬町 西泊 ハタケジリ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町西泊フリダニ河口入口標識 (北緯34度39分40秒,東経129度29分9秒) 2 同市同町西泊ヒララ突端標識 (北緯34度39分35秒,東経129度29分11秒) 3 同市同町西泊ハタケジリ標識 (北緯34度39分37秒,東経129度29分4秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度39分39秒,東経129度29分10秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度39分38秒,東経129度29分10秒) ハ 3から159度100メートルのところ (北緯34度39分34秒,東経129度29分5秒) ニ 3から159度50メートルのところ (北緯34度39分36秒,東経129度29分5秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 506号	長崎県 対馬市 上対馬町 網代金崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市上対馬町網代金崎北端 (北緯34度38分49秒,東経129度28分45秒) 2 同市同町網代金崎西岸標識A (北緯34度38分43秒,東経129度28分37秒) 3 同市同町網代夕影浦曲崎北東端標識 (北緯34度38分46秒,東経129度28分33秒)	イ 1から310度140メートルのところ (北緯34度38分52秒,東経129度28分41秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯34度38分45秒,東経129度28分35秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 507号	長崎県 対馬市 上対馬町 唐舟志 コフの際 滝の下 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町唐舟志コフの際滝の下崎 南端 (北緯34度37分37秒,東経129度28分53秒) 2 同市同町唐舟志コフの際イゲナダ岩標識 (北緯34度37分41秒,東経129度28分42秒)	イ 1から230度75メートルのところ (北緯34度37分36秒,東経129度28分51秒) ロ 1から230度150メートルのところ (北緯34度37分34秒,東経129度28分48秒) ハ 2から218度150メートルのところ (北緯34度37分37秒,東経129度28分38秒) ニ 2から218度70メートルのところ (北緯34度37分39秒,東経129度28分40秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 津和 浜玖須 大增		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 508号	長崎県 対馬市 上対馬町 唐舟志 瀬戸 瀬戸口崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市上対馬町唐舟志瀬戸カジカ崎東端 (北緯34度37分2秒,東経129度28分8秒) 2 同市同町唐舟志瀬戸瀬戸口崎南端 (北緯34度36分55秒,東経129度28分2秒) 3 同市同町唐舟志瀬戸瀬戸の浜標識(2から 西方海岸沿いに70メートルのところ) (北緯34度36分56秒,東経129度27分59秒)	イ 1から107度40メートルのところ (北緯34度37分1秒,東経129度28分10秒) ロ 1から107度120メートルのところ (北緯34度37分0秒,東経129度28分13秒) ハ 2から150度150メートルのところ (北緯34度36分51秒,東経129度28分5秒) ニ 3から170度130メートルのところ (北緯34度36分51秒,東経129度28分0秒) ホ 3から170度30メートルのところ (北緯34度36分55秒,東経129度27分60秒) ヘ 2から150度30メートルのところ (北緯34度36分54秒,東経129度28分3秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 浜玖須 大增		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1000号	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 垣瀬谷浦 地先	次の1、イ、ロ、3、2の各点 を順次結んだ各直線と2か ら1に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町鰐浦しつかりほこ崎突端 (北緯34度41分54秒,東経129度26分21秒) 2 同市同町鰐浦しつかりほこ崎北側標識 (北緯34度41分55秒,東経129度26分27秒) 3 同市同町鰐浦垣瀬谷崎南西端 (北緯34度42分0秒,東経129度26分32秒) 4 同市同町鰐浦垣瀬千々瀬突端 (北緯34度42分0秒,東経129度26分23秒) 5 同市同町鰐浦垣瀬千々瀬標識A (北緯34度42分1秒,東経129度26分25秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度41分55秒,東経129度26分22秒) ロ 3と5を結ぶ直線上3から80メートルのところ (北緯34度42分0秒,東経129度26分29秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1001号	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 海栗島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町鰐浦海栗島うに崎南西端 (北緯34度42分13秒,東経129度25分59秒) 2 同市同町鰐浦海栗島オミツガ標識 (北緯34度42分17秒,東経129度26分8秒) 3 同市同町鰐浦垣瀬千々瀬標識A (北緯34度42分1秒,東経129度26分25秒)	イ 1から190度80メートルのところ (北緯34度42分11秒,東経129度25分59秒) ロ 1から190度100メートルのところ (北緯34度42分10秒,東経129度25分58秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯34度42分15秒,東経129度26分11秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度42分16秒,東経129度26分10秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 1002号	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦うに島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町鰐浦うに島ツボ浦標識 (北緯34度42分22秒,東経129度26分18秒) 2 同市同町鰐浦うに島馬落標識 (北緯34度42分21秒,東経129度26分27秒)	イ 1から180度227メートルのところ (北緯34度42分15秒,東経129度26分18秒) ロ 1から180度290メートルのところ (北緯34度42分13秒,東経129度26分18秒) ハ 2から180度210メートルのところ (北緯34度42分14秒,東経129度26分27秒) ニ 2から180度147メートルのところ (北緯34度42分16秒,東経129度26分27秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1003号	長崎県 対馬市 上対馬町 網代 大浦 地先	次の1と4、2と3を結んだ各 直線及び1から2、3から4に 至る各最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町網代黒崎突端標識 (北緯34度38分44秒,東経129度28分56秒) 2 同市同町網代大浦白柱標識 (北緯34度38分32秒,東経129度28分53秒) 3 同市同町網代大浦内鼻標識 (北緯34度38分30秒,東経129度28分57秒) 4 同市同町網代浦牛の首北端標識 (北緯34度38分45秒,東経129度29分3秒)		第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1004号	長崎県 対馬市 上対馬町 唐舟志 瀬戸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町唐舟志瀬戸深根崎南東端 (北緯34度36分60秒,東経129度28分20秒) 2 同市同町唐舟志瀬戸深根中鼻標識 (北緯34度37分3秒,東経129度28分19秒) 3 同市同町唐舟志瀬戸カジカミ内鼻標識 (北緯34度37分3秒,東経129度28分7秒) 4 同市同町唐舟志瀬戸瀬戸口崎南端 (北緯34度36分55秒,東経129度28分2秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度36分59秒,東経129度28分18秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から190メートルのとこ ろ (北緯34度36分58秒,東経129度28分13秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から115メートルのとこ ろ (北緯34度37分3秒,東経129度28分15秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から25メートルのところ (北緯34度37分3秒,東経129度28分18秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 津和 浜玖須 大增		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1005号	長崎県 対馬市 上対馬町 唐舟志 萩島 地先	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線と2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町唐舟志セド枯松中鼻奥端標識 (北緯34度36分52秒,東経129度27分43秒) 2 同市同町唐舟志セド石垣突角標識 (北緯34度36分54秒,東経129度27分45秒) 3 同市同町唐舟志萩島北西端標識 (北緯34度36分53秒,東経129度27分48秒) 4 同市同町唐舟志萩島南端標識 (北緯34度36分44秒,東経129度27分51秒)	イ 4から270度200メートルのところ (北緯34度36分44秒,東経129度27分43秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 津和 浜玖須 大增		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2000号	長崎県 対馬市 上対馬町 豊落土 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町豊落土岸壁防災扉前階段標識 (北緯34度41分50秒,東経129度27分12秒) 2 同市同町豊落土海水浴場南突端標識 (北緯34度41分53秒,東経129度27分12秒) 3 同市同町豊落土海水浴場南側入口標識 (北緯34度41分54秒,東経129度27分12秒) 4 同市同町豊落土カロウトー丸岩標識 (北緯34度41分52秒,東経129度27分9秒) 5 同市同町豊落土カロウトー北東標識 (北緯34度41分54秒,東経129度27分8秒) 6 同市同町豊落土カロウトー北端標識 (北緯34度41分56秒,東経129度27分6秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度41分51秒,東経129度27分11秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯34度41分53秒,東経129度27分11秒) ハ 3と6を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯34度41分54秒,東経129度27分11秒) ニ 3と6を結ぶ直線上3から70メートルのところ (北緯34度41分55秒,東経129度27分10秒) ホ 2と5を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度41分53秒,東経129度27分10秒) ヘ 1と4を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度41分51秒,東経129度27分10秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 豊泉		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2001号	長崎県 対馬市 上対馬町 網代 金崎西岸 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市上対馬町網代金崎西岸標識A (北緯34度38分43秒,東経129度28分37秒) 2 同市同町網代金崎西岸標識B (北緯34度38分38秒,東経129度28分32秒) 3 同市同町網代夕影様沖端標識 (北緯34度38分40秒,東経129度28分29秒) 4 同市同町網代夕影浦曲崎南東端標識 (北緯34度38分42秒,東経129度28分30秒) 5 同市同町網代夕影浦曲崎北東端標識 (北緯34度38分46秒,東経129度28分33秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度38分45秒,東経129度28分35秒) ロ 2と4を結ぶ直線と3から90度に伸ばした直 線との交点 (北緯34度38分40秒,東経129度28分31秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2002号	長崎県 対馬市 上対馬町 網代 夕影 地先	次の1と2、3と4を結んだ各 直線及び1から4、2から3に 至る各最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町網代夕影浦曲崎西端 (北緯34度38分42秒,東経129度28分30秒) 2 同市同町網代夕影様沖端標識 (北緯34度38分40秒,東経129度28分29秒) 3 同市同町網代黒崎神社突端標識 (北緯34度38分41秒,東経129度28分24秒) 4 同市同町網代吉野採一本松突端標識 (北緯34度38分43秒,東経129度28分24秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2003号	長崎県 対馬市 上対馬町 大増 尾崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市上対馬町大増尾崎759番地標識 (北緯34度37分18秒,東経129度26分16秒) 2 同市同町大増大増野村崎突端標識 (北緯34度37分5秒,東経129度26分18秒)	イ 1から270度50メートルのところ (北緯34度37分18秒,東経129度26分14秒) ロ 2から270度50メートルのところ (北緯34度37分5秒,東経129度26分16秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 浜玖須 大増		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 2004号	長崎県 対馬市 上対馬町 大増 小増鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町大増西在所182番地桜の木 下標識 (北緯34度37分17秒,東経129度26分6秒) 2 同市同町大増小増鼻北東端標識 (北緯34度37分4秒,東経129度26分11秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯34度37分17秒,東経129度26分8秒) ロ 2から90度10メートルのところ (北緯34度37分4秒,東経129度26分11秒) ハ 2から90度40メートルのところ (北緯34度37分4秒,東経129度26分12秒) ニ 1から90度100メートルのところ (北緯34度37分17秒,東経129度26分10秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 浜玖須 大増		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4500号	長崎県 対馬市 上対馬町 河内 竹の浜 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市上対馬町河内河内標識 (北緯34度40分42秒,東経129度25分25秒) 2 同市同町河内藤内崎北西端 (北緯34度40分46秒,東経129度25分30秒) 3 同市同町大浦妙瀬内の鼻標識 (北緯34度40分40秒,東経129度25分43秒)	イ 1から320度70メートルのところ (北緯34度40分44秒,東経129度25分23秒) ロ 2から0度50メートルのところ (北緯34度40分47秒,東経129度25分30秒) ハ 3から17度10メートルのところ (北緯34度40分41秒,東経129度25分43秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4501号	長崎県 対馬市 上対馬町 大浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市上対馬町大浦鵜の瀬鼻南西端 (北緯34度40分45秒,東経129度25分45秒) 2 同市同町大浦大だらぎ鼻北西端石垣角標 識 (北緯34度40分36秒,東経129度25分55秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 509号	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 オヨコチが浦 アクノウ崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線、3と4を 結んだ直線及び2から3、4 から1に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市上対馬町五根緒オヨコチが浦赤崎航 路標識灯 (北緯34度36分31秒,東経129度28分16秒) 2 同市同町五根緒オヨコチが浦小赤崎北端標 識 (北緯34度36分24秒,東経129度27分56秒) 3 同市同町五根緒オヨコチが浦小赤崎東端標 識 (北緯34度36分22秒,東経129度27分59秒) 4 同市同町五根緒オヨコチが浦アクノウ崎西 端標識 (北緯34度36分24秒,東経129度28分4秒)	イ 1から0度40メートルのところ (北緯34度36分33秒,東経129度28分16秒) ロ 2から351度220メートルのところ (北緯34度36分31秒,東経129度27分54秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 510号	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 オヨコチが浦 女瀬浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市上対馬町五根緒オヨコチが浦女瀬鼻 東端(南風泊口標識) (北緯34度36分10秒,東経129度28分17秒) 2 同市同町五根緒波止鼻北端 (北緯34度36分4秒,東経129度28分27秒)	イ 2から30度50メートルのところ (北緯34度36分6秒,東経129度28分28秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 511号	長崎県 対馬市 上対馬町 琴エビス崎 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町琴折瀬北端 (北緯34度32分45秒,東経129度27分40秒) 2 同市同町琴エビス鼻南海岸標識 (北緯34度32分52秒,東経129度27分34秒)	イ 1から90度80メートルのところ (北緯34度32分45秒,東経129度27分43秒) ロ 2から72度170メートルのところ (北緯34度32分53秒,東経129度27分40秒) ハ 2から72度90メートルのところ (北緯34度32分53秒,東経129度27分37秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 512号	長崎県 対馬市 上対馬町 芦見 浅黄瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町芦見平瀬内オカイン標識 (北緯34度31分54秒,東経129度27分20秒) 2 同市同町芦見トガ崎南西端標識 (北緯34度31分54秒,東経129度27分17秒) 3 同市同町芦見平瀬南突端標識 (北緯34度31分51秒,東経129度27分24秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度31分53秒,東経129度27分21秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から128メートルのとこ ろ (北緯34度31分51秒,東経129度27分23秒) ハ 2から180度200メートルのところ (北緯34度31分48秒,東経129度27分17秒) ニ 2から180度50メートルのところ (北緯34度31分53秒,東経129度27分17秒)	第1種 藻類養殖業	10月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 芦見	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 513号	長崎県 対馬市 上対馬町 芦見 剣島北 地先	次のイ、ロ、2の各点を順次 結んでイに至る各直線に よって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町芦見剣島防波堤根本標識 (北緯34度31分50秒,東経129度27分8秒) 2 同市同町芦見剣島防波堤北東端標識 (北緯34度31分51秒,東経129度27分13秒) 3 同市同町芦見赤瀬北東端 (北緯34度31分21秒,東経129度27分16秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から65メートルのところ (北緯34度31分48秒,東経129度27分9秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から170メートルのこ ろ (北緯34度31分45秒,東経129度27分10秒)	第1種 藻類養殖業	10月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 芦見		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 514号	長崎県 対馬市 上対馬町 芦見 剣島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町一重外防波堤北端標識 (北緯34度31分48秒,東経129度27分8秒) 2 同市同町一重外防波堤標識(一重外防波堤 北端から80メートルのところ) (北緯34度31分45秒,東経129度27分8秒) 3 同市同町一重内防波堤北標識(内防波堤付 根から13メートルのところ) (北緯34度31分47秒,東経129度26分60秒) 4 同市同町一重内防波堤標識(内防波堤付根 から82メートルのところ) (北緯34度31分46秒,東経129度27分0秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯34度31分48秒,東経129度27分7秒) ロ 3と1を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯34度31分47秒,東経129度27分1秒) ハ 4と2を結ぶ直線上4から21メートルのところ (北緯34度31分46秒,東経129度27分1秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯34度31分45秒,東経129度27分8秒)	第1種 藻類養殖業	10月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 一重		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 515号	長崎県 対馬市 上対馬町 小鹿 松島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町小鹿松島南西端標識 (北緯34度30分46秒,東経129度26分30秒) 2 同市同町小鹿松島外防波堤標識(防波堤付 根から40メートルのところ) (北緯34度30分45秒,東経129度26分28秒) 3 同市同町小鹿松島北西防波堤付根ブロック (北緯34度30分51秒,東経129度26分27秒) 4 同市同町小鹿松島海水浴場灯台跡標識 (北緯34度30分49秒,東経129度26分22秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から160メートルのところ (北緯34度30分50秒,東経129度26分28秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度30分47秒,東経129度26分29秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度30分46秒,東経129度26分27秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から170メートルのこ ろ (北緯34度30分48秒,東経129度26分23秒)	第1種 藻類養殖業	10月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 小鹿	1. 二の点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 516号	長崎県 対馬市 上対馬町 小鹿 鹿打 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町小鹿海岸標識 (北緯34度30分44秒,東経129度26分10秒) 2 同市同町小鹿中防波堤標識(防波堤付根か ら130メートルのところ) (北緯34度30分46秒,東経129度26分15秒) 3 同市同町小鹿下瀬南西端 (北緯34度30分33秒,東経129度26分18秒) 4 同市同町小鹿中瀬北東端 (北緯34度30分37秒,東経129度26分23秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度30分42秒,東経129度26分11秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から300メートルのこ ろ (北緯34度30分36秒,東経129度26分16秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から270メートルのこ ろ (北緯34度30分39秒,東経129度26分22秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのこ ろ (北緯34度30分45秒,東経129度26分16秒)	第1種 藻類養殖業	10月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 小鹿		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1006号	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志 カルサ浦 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市上対馬町舟志カルサ浦崎北端標識 (北緯34度36分27秒,東経129度27分11秒) 2 同市同町舟志観音崎突端標識 (北緯34度36分45秒,東経129度27分28秒) 3 同市同町舟志カルサ浦北口標識 (北緯34度36分35秒,東経129度27分4秒) 4 同市同町舟志高崎突端標識 (北緯34度36分39秒,東経129度27分17秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯34度36分30秒,東経129度27分14秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から110メートルのとこ ろ (北緯34度36分36秒,東経129度27分8秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1007号	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 しらがおじ鼻 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市上対馬町五根緒元五根緒鼻北西端 (北緯34度36分26秒,東経129度27分21秒) 2 同市同町舟志カルサ浦崎北端標識 (北緯34度36分27秒,東経129度27分11秒) 3 同市同町五根緒大名人鼻内鼻標識 (北緯34度36分33秒,東経129度27分35秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度36分26秒,東経129度27分17秒) ロ 3から270度450メートルのところ (北緯34度36分33秒,東経129度27分17秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1008号	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 白石 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町五根緒白石標識 (北緯34度36分24秒,東経129度27分43秒) 2 同市同町五根緒オタミ浦標識 (北緯34度36分31秒,東経129度27分40秒)	イ 1から75度70メートルのところ (北緯34度36分25秒,東経129度27分46秒) ロ 1から75度280メートルのところ (北緯34度36分26秒,東経129度27分54秒) ハ 2から75度280メートルのところ (北緯34度36分33秒,東経129度27分51秒) ニ 2から75度70メートルのところ (北緯34度36分31秒,東経129度27分43秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1009号	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 名方浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市上対馬町五根緒名方浦標識A (北緯34度36分21秒,東経129度27分44秒) 2 同市同町五根緒名方浦標識B (北緯34度36分22秒,東経129度27分49秒)	イ 1から0度50メートルのところ (北緯34度36分23秒,東経129度27分44秒) ロ 2から0度60メートルのところ (北緯34度36分24秒,東経129度27分49秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1010号	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 オヨコチが浦 白石 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町五根緒オヨコチが浦小赤崎 北端標識 (北緯34度36分24秒,東経129度27分56秒) 2 同市同町五根緒オヨコチが浦白石標識 (北緯34度36分23秒,東経129度27分49秒)	イ 1から351度60メートルのところ (北緯34度36分26秒,東経129度27分55秒) ロ 2から351度70メートルのところ (北緯34度36分25秒,東経129度27分49秒) ハ 2から351度10メートルのところ (北緯34度36分23秒,東経129度27分49秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1011号	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 オヨコチが浦 アクソウ崎 地先	次の2、1、3の各点を順次 結んだ各直線と3から2に至 る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町五根緒オヨコチが浦小赤崎 東端 (北緯34度36分22秒,東経129度27分59秒) 2 同市同町五根緒オヨコチが浦アクソウ崎西 端 (北緯34度36分24秒,東経129度28分4秒) 3 同市同町五根緒小赤崎浦内鼻標識 (北緯34度36分19秒,東経129度27分57秒)		第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1012号	長崎県 対馬市 上対馬町 琴 郷ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上対馬町琴郷ノ浦護岸標識 (北緯34度33分14秒,東経129度27分56秒)	イ 1から220度50メートルのところ (北緯34度33分13秒,東経129度27分55秒) ロ 1から220度120メートルのところ (北緯34度33分11秒,東経129度27分53秒) ハ 1から249度105メートルのところ (北緯34度33分13秒,東経129度27分52秒) ニ 1から257度85メートルのところ (北緯34度33分13秒,東経129度27分53秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2005号	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志 もちこし 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市上対馬町舟志もちこし鼻標識 (北緯34度36分53秒,東経129度26分36秒) 2 同市同町舟志京島の鼻北端 (北緯34度36分53秒,東経129度26分44秒)	イ 2から0度30メートルのところ (北緯34度36分54秒,東経129度26分44秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2006号	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志 京島 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市上対馬町五根緒やまも崎北端 (北緯34度36分53秒,東経129度26分56秒) 2 同市同町大增鯨崎南端 (北緯34度37分1秒,東経129度26分51秒) 3 同市同町舟志京島の鼻北端 (北緯34度36分53秒,東経129度26分44秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度36分54秒,東経129度26分56秒) ロ 3から0度30メートルのところ (北緯34度36分54秒,東経129度26分44秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	1. イの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2007号	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市上対馬町五根緒やまも崎北端 (北緯34度36分53秒,東経129度26分56秒) 2 同市同町ほそり突端標識 (北緯34度36分47秒,東経129度27分3秒) 3 同市同町大增白金突端標識 (北緯34度36分56秒,東経129度27分3秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度36分54秒,東経129度26分57秒) ロ 2から90度40メートルのところ (北緯34度36分47秒,東経129度27分4秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1013号	長崎県 対馬市 峰町 志越沖の浜 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市峰町志越沖の浜の鼻南端 (北緯34度29分24秒,東経129度24分46秒) 2 同市同町志越赤瀬東端 (北緯34度29分19秒,東経129度24分41秒) 3 同市同町志越沖の浜護岸排水口上標識(防 波堤付根から東方防波堤沿いに85メートルの ところ) (北緯34度29分28秒,東経129度24分39秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度29分22秒,東経129度24分44秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 佐賀 志多賀 志越 櫛		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 517号	長崎県 対馬市 豊玉町 曾こうご崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 結んだ各直線と1から2に至 る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町曾こうご崎内の鼻標識 (北緯34度25分34秒,東経129度22分26秒) 2 同市同町曾こうご崎西端標識 (北緯34度25分34秒,東経129度22分20秒)	イ 1から12度90メートルのところ (北緯34度25分37秒,東経129度22分26秒) ロ 2から12度140メートルのところ (北緯34度25分39秒,東経129度22分21秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 干尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 518号	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻サスロ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町千尋藻サスロコウゴ崎東岸標 識C (北緯34度25分26秒,東経129度22分33秒) 2 同市同町千尋藻サスロナカウリ鼻東端 (北緯34度25分15秒,東経129度22分36秒)	イ 1から118度30分140メートルのところ (北緯34度25分23秒,東経129度22分37秒) ロ 1から118度30分270メートルのところ (北緯34度25分21秒,東経129度22分42秒) ハ 2から90度200メートルのところ (北緯34度25分15秒,東経129度22分44秒) ニ 2から90度100メートルのところ (北緯34度25分15秒,東経129度22分40秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 519号	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻 尾崎浦 地先	次の1、イ、2を結んだ各直 線と1から2に至る最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町千尋藻尾崎浦コチボウ鼻北 西端 (北緯34度24分40秒,東経129度22分38秒) 2 同市同町尾崎浦南端 (北緯34度24分45秒,東経129度22分35秒)	イ 2から134度30分185メートルのところ (北緯34度24分41秒,東経129度22分40秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 520号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦立石 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町横浦立石岩北端標識 (北緯34度23分54秒,東経129度22分35秒) 2 同市同町横浦標識A(1から南西方海岸沿い に340メートルのところ) (北緯34度23分47秒,東経129度22分26秒)	イ 1から0度30メートルのところ (北緯34度23分55秒,東経129度22分35秒) ロ 1から0度100メートルのところ (北緯34度23分58秒,東経129度22分35秒) ハ 2から0度130メートルのところ (北緯34度23分51秒,東経129度22分26秒) ニ 2から0度60メートルのところ (北緯34度23分49秒,東経129度22分26秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 521号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 千切島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町横浦飛下り標識 (北緯34度23分17秒,東経129度23分15秒) 2 同市同町横浦切形標識 (北緯34度23分30秒,東経129度23分23秒)	イ 1から102度50メートルのところ (北緯34度23分17秒,東経129度23分17秒) ロ 2から102度10メートルのところ (北緯34度23分30秒,東経129度23分23秒) ハ 2から102度80メートルのところ (北緯34度23分30秒,東経129度23分26秒) ニ 1から102度120メートルのところ (北緯34度23分16秒,東経129度23分20秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 522号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 キヨ浜 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町横浦見世浦見世崎南西端標 識 (北緯34度22分59秒,東経129度23分9秒) 2 同市同町横浦見世浦千切島南突端標識 (北緯34度22分58秒,東経129度23分26秒)	イ 1から180度20メートルのところ (北緯34度22分58秒,東経129度23分9秒) ロ 1から180度50メートルのところ (北緯34度22分57秒,東経129度23分9秒) ハ 2から180度50メートルのところ (北緯34度22分56秒,東経129度23分26秒) ニ 2から180度20メートルのところ (北緯34度22分57秒,東経129度23分26秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 523号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 白子浜中瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町横浦白子浜標識A (北緯34度22分59秒,東経129度22分41秒) 2 同市同町横浦白子浜標識B(1から南方海 岸沿いに200メートルのところ) (北緯34度22分54秒,東経129度22分45秒)	イ 1から67度50メートルのところ (北緯34度23分0秒,東経129度22分43秒) ロ 1から67度200メートルのところ (北緯34度23分2秒,東経129度22分48秒) ハ 2から67度190メートルのところ (北緯34度22分56秒,東経129度22分51秒) ニ 2から67度40メートルのところ (北緯34度22分54秒,東経129度22分46秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 524号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 一重崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨クブズラ鼻南標識 (北緯34度20分42秒,東経129度17分29秒) 2 同市同町嵯峨一重崎北標識 (北緯34度20分34秒,東経129度17分25秒)	イ 1から121度50メートルのところ (北緯34度20分41秒,東経129度17分31秒) ロ 1から121度170メートルのところ (北緯34度20分39秒,東経129度17分35秒) ハ 2から121度170メートルのところ (北緯34度20分32秒,東経129度17分31秒) ニ 2から121度50メートルのところ (北緯34度20分34秒,東経129度17分27秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮓	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 525号	長崎県 対馬市 豊玉町 小網赤土 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と1から2に至 る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町小網赤土標識 (北緯34度25分42秒,東経129度16分24秒) 2 同市同町小網クジラ瀬標識 (北緯34度25分40秒,東経129度16分16秒)	イ 2から350度70メートルのところ (北緯34度25分42秒,東経129度16分15秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 526号	長崎県 対馬市 豊玉町 田 二又 地先	次の1と2を結んだ直線、3、 イ、5の各点を順次結んだ 各直線及び2から3、5から1 に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町田海岸標識 （北緯34度26分37秒,東経129度17分5秒） 2 同市同町田丸島西端 （北緯34度26分39秒,東経129度17分5秒） 3 同市同町田丸島北端 （北緯34度26分43秒,東経129度17分8秒） 4 同市峰町木坂木坂鼻西端 （北緯34度27分25秒,東経129度16分27秒） 5 同市豊玉町田車鼻突端 （北緯34度26分39秒,東経129度16分43秒）	イ 5と4を結ぶ直線上5から100メートルのところ （北緯34度26分42秒,東経129度16分42秒）	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 527号	長崎県 対馬市 豊玉町 田 田ノ浜 地先	次の1、イ、ロ、3、2の各点 を順次結んだ各直線と1か ら2に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町田オモト中鼻突端標識 （北緯34度25分60秒,東経129度17分37秒） 2 同市同町田大土手川口東側突角標識 （北緯34度25分59秒,東経129度17分37秒） 3 同市同町田大土手第二水門西側標識 （北緯34度25分58秒,東経129度17分40秒）	イ 1から0度80メートルのところ （北緯34度26分2秒,東経129度17分37秒） ロ 3から0度100メートルのところ （北緯34度26分1秒,東経129度17分40秒）	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 528号	長崎県 対馬市 豊玉町 田 赤崎 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町田赤崎北標識 (北緯34度26分42秒,東経129度17分32秒) 2 同市同町田丸島北端標識 (北緯34度26分43秒,東経129度17分10秒) 3 同市同町田タシマ鼻突端標識 (北緯34度26分33秒,東経129度17分17秒) 4 同市同町田赤崎南標識 (北緯34度26分33秒,東経129度17分31秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのところ (北緯34度26分42秒,東経129度17分26秒) ロ 3と4を結ぶ直線上4から120メートルのこ ろ (北緯34度26分33秒,東経129度17分27秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 529号	長崎県 対馬市 峰町 狩尾松ヶ浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市峰町狩尾げじ鼻突端標識 (北緯34度26分57秒,東経129度17分17秒) 2 同市同町狩尾新崎南東端標識 (北緯34度26分54秒,東経129度16分59秒)	イ 1から180度30メートルのところ (北緯34度26分56秒,東経129度17分17秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1014号	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻 ナガエ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町千尋藻コナガエ崎東端 (北緯34度24分16秒,東経129度22分10秒) 2 同市同町千尋藻ナガエ浦護岸南角標識 (北緯34度24分13秒,東経129度22分8秒) 3 同市同町千尋藻横浦立石岩北端標識 (北緯34度23分54秒,東経129度22分35秒) 4 同市同町千尋藻ボウズ鼻北端標識 (北緯34度23分56秒,東経129度22分42秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度24分14秒,東経129度22分13秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から350メートルのとこ ろ (北緯34度24分9秒,東経129度22分21秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から320メートルのとこ ろ (北緯34度24分7秒,東経129度22分18秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から130メートルのとこ ろ (北緯34度24分10秒,東経129度22分13秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1015号	長崎県 対馬市 豊玉町 鍵川 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町鍵川崎千畳敷鼻標識 (北緯34度23分54秒,東経129度21分57秒) 2 同市同町鍵川崎中鼻護岸角標識 (北緯34度23分52秒,東経129度21分54秒)	イ 1から120度90メートルのところ (北緯34度23分52秒,東経129度22分0秒) ロ 2から141度115メートルのところ (北緯34度23分49秒,東経129度21分57秒) ハ 2から141度160メートルのところ (北緯34度23分48秒,東経129度21分58秒) ニ 1から120度130メートルのところ (北緯34度23分52秒,東経129度22分2秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1016号	長崎県 対馬市 豊玉町 鍵川 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町鍵川防波堤付根標識 (北緯34度23分51秒,東経129度21分49秒) 2 同市同町鍵川先中鼻護岸階段標識 (北緯34度23分52秒,東経129度21分51秒)	イ 1から152度50メートルのところ (北緯34度23分49秒,東経129度21分50秒) ロ 1から152度230メートルのところ (北緯34度23分44秒,東経129度21分53秒) ハ 2から154度230メートルのところ (北緯34度23分45秒,東経129度21分55秒) ニ 2から154度50メートルのところ (北緯34度23分50秒,東経129度21分52秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1017号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦東鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町横浦東鼻突端標識 (北緯34度23分9秒,東経129度22分43秒) 2 同市同町横浦長浜護岸標識A (北緯34度23分13秒,東経129度22分46秒) 3 同市同町横浦見世崎南西端 (北緯34度22分59秒,東経129度23分9秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度23分7秒,東経129度22分46秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から130メートルのとこ ろ (北緯34度23分7秒,東経129度22分48秒) ハ 2から115度120メートルのところ (北緯34度23分11秒,東経129度22分50秒) ニ 2から115度80メートルのところ (北緯34度23分12秒,東経129度22分48秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1018号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 横島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒横島防波堤標識A (北緯34度21分15秒,東経129度16分4秒) 2 同市同町貝鮒横島防波堤標識B(1から北 東方防波堤沿いに111メートルのところ) (北緯34度21分17秒,東経129度16分8秒)	イ 1から143度80メートルのところ (北緯34度21分13秒,東経129度16分6秒) ロ 1から143度209メートルのところ (北緯34度21分9秒,東経129度16分9秒) ハ 2から143度209メートルのところ (北緯34度21分11秒,東経129度16分13秒) ニ 2から143度80メートルのところ (北緯34度21分15秒,東経129度16分10秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 仁位 佐志賀 嵯峨 貝鮒 唐洲	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1019号	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲椎島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市豊玉町唐洲椎島防波堤曲角標識 (北緯34度21分9秒,東経129度15分52秒) 2 同市同町唐洲道下海岸標識 (北緯34度21分9秒,東経129度15分21秒) 3 同市同町唐洲道下海岸松の木下標識 (北緯34度21分10秒,東経129度15分24秒)	イ 1から227度130メートルのところ (北緯34度21分6秒,東経129度15分48秒) ロ 2から157度276メートルのところ (北緯34度21分1秒,東経129度15分25秒) ハ 2から157度90メートルのところ (北緯34度21分6秒,東経129度15分22秒) ニ 3から157度100メートルのところ (北緯34度21分7秒,東経129度15分25秒) ホ 3から157度62メートルのところ (北緯34度21分8秒,東経129度15分25秒) ヘ 1から300度220メートルのところ (北緯34度21分12秒,東経129度15分44秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 仁位 佐志賀 嵯峨 貝鮒 唐洲		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1020号	長崎県 対馬市 豊玉町 廻ヌカシ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、2、 への各点を順次結んでイ に至る各直線によって囲ま れた区域	1 対馬市豊玉町廻二又北東端標識 (北緯34度21分52秒,東経129度14分39秒) 2 同市同町廻シロ瀬突端標識 (北緯34度21分43秒,東経129度14分43秒) 3 同市同町廻ヌカシ中瀬突端標識 (北緯34度21分36秒,東経129度14分42秒)	イ 1から65度10メートルのところ (北緯34度21分52秒,東経129度14分39秒) ロ 1から65度100メートルのところ (北緯34度21分54秒,東経129度14分43秒) ハ 2から45度135メートルのところ (北緯34度21分46秒,東経129度14分47秒) ニ 3から39度300メートルのところ (北緯34度21分44秒,東経129度14分49秒) ホ 3から39度200メートルのところ (北緯34度21分42秒,東経129度14分47秒) ヘ 2から45度60メートルのところ (北緯34度21分44秒,東経129度14分45秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1021号	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 ナガサキ鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 (北緯34度21分41秒,東経129度15分14秒) 2 同市同町唐洲妙見妙見浦最終電柱標識 (北緯34度21分42秒,東経129度15分11秒) 3 同市同町廻シロ瀬北鼻北端 (北緯34度21分45秒,東経129度14分42秒) 4 同市同町唐洲オトミヨウ崎北端標識 (北緯34度21分28秒,東経129度15分4秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯34度21分41秒,東経129度15分10秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から220メートルのとこ ろ (北緯34度21分42秒,東経129度15分6秒) ハ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度15分5秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯34度21分39秒,東経129度15分9秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1022号	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 ナガサキ鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 (北緯34度21分41秒,東経129度15分14秒) 2 同市同町廻シロ瀬北鼻北端 (北緯34度21分45秒,東経129度14分42秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から220メートルのところ (北緯34度21分42秒,東経129度15分6秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から320メートルのとこ ろ (北緯34度21分42秒,東経129度15分2秒) ハ 1から268度340メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度15分1秒) ニ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度15分5秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1023号	長崎県 対馬市 豊玉町 小綱深入 地先	次の1と2及び3と4を結んだ 各直線と1から3、2から4に 至る各最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町小綱深浦北岸突端標識 (北緯34度25分17秒,東経129度16分24秒) 2 同市同町小綱深浦南岸入口突端標識 (北緯34度25分14秒,東経129度16分25秒) 3 同市同町小綱深浦北岸大庭畑石垣角標識 (北緯34度25分17秒,東経129度16分29秒) 4 同市同町小綱深浦南岸標識 (北緯34度25分15秒,東経129度16分29秒)		第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1024号	長崎県 対馬市 峰町 賀佐 賀佐浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町賀佐チンダ浦西突端標識 (北緯34度26分54秒,東経129度17分52秒) 2 同市同町狩尾扇崎南東端 (北緯34度27分7秒,東経129度17分40秒) 3 同市同町狩尾中瀬突端 (北緯34度27分5秒,東経129度17分31秒) 4 同市同町賀佐ざらご外の一鼻突端標識 (北緯34度26分52秒,東経129度17分44秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯34度26分57秒,東経129度17分49秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から235メートルのとこ ろ (北緯34度27分0秒,東経129度17分46秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から155メートルのとこ ろ (北緯34度26分56秒,東経129度17分40秒) ニ 3と4を結ぶ直線上4から40メートルのところ (北緯34度26分53秒,東経129度17分43秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1025号	長崎県 対馬市 峰町 賀佐 釜ふた 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、2の 各点を順次結んでイに至る 各直線によって囲まれた区 域	1 対馬市峰町賀佐白帽子石垣標識(白帽子石 垣西端から東方海岸沿いに10メートルのとこ ろ) (北緯34度27分15秒,東経129度18分6秒) 2 同市同町賀佐釜ふた突端標識 (北緯34度27分12秒,東経129度17分58秒) 3 同市同町賀佐釜ふた海岸標識 (北緯34度27分6秒,東経129度17分57秒) 4 同市同町狩尾漁協事務所前護岸標識 (北緯34度27分16秒,東経129度17分47秒) 5 同市同町狩尾バス停前標識(鍵の川橋南西 端より南西へ37メートルのところ) (北緯34度27分25秒,東経129度17分52秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度27分17秒,東経129度18分3秒) ロ 1と5を結ぶ直線上1から150メートルのとこ ろ (北緯34度27分18秒,東経129度18分1秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯34度27分14秒,東経129度17分55秒) ニ 3から292度120メートルのところ (北緯34度27分7秒,東経129度17分52秒) ホ 3から292度50メートルのところ (北緯34度27分6秒,東経129度17分55秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1026号	長崎県 対馬市 峰町 狩尾 小松崎 地先	次のイ、ロ、ハ、2の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町狩尾小松崎石垣南西端標識 (北緯34度27分25秒,東経129度17分57秒) 2 同市同町狩尾小松崎護岸東階段付根標識 (北緯34度27分26秒,東経129度17分55秒) 3 同市同町狩尾扇崎南東端 (北緯34度27分7秒,東経129度17分40秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から5メートルのところ (北緯34度27分25秒,東経129度17分57秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から55メートルのところ (北緯34度27分24秒,東経129度17分56秒) ハ 2から222度30分50メートルのところ (北緯34度27分25秒,東経129度17分53秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1027号	長崎県 対馬市 峰町 狩尾 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市峰町狩尾漁協加工施設敷地西端護 岸標識 (北緯34度27分15秒,東経129度17分45秒) 2 同市同町狩尾扇崎神社前護岸東端標識 (北緯34度27分7秒,東経129度17分40秒) 3 同市同町狩尾賀佐カサ鼻西端 (北緯34度27分1秒,東経129度17分54秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度27分13秒,東経129度17分47秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1300号	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲椎島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市豊玉町唐洲椎島防波堤曲角標識 (北緯34度21分9秒,東経129度15分52秒) 2 同市同町唐洲道下海岸標識 (北緯34度21分9秒,東経129度15分21秒) 3 同市同町唐洲道下海岸松の木下標識 (北緯34度21分10秒,東経129度15分24秒)	イ 1から227度130メートルのところ (北緯34度21分6秒,東経129度15分48秒) ロ 2から157度276メートルのところ (北緯34度21分1秒,東経129度15分25秒) ハ 2から157度90メートルのところ (北緯34度21分6秒,東経129度15分22秒) ニ 3から157度100メートルのところ (北緯34度21分7秒,東経129度15分25秒) ホ 3から157度62メートルのところ (北緯34度21分8秒,東経129度15分25秒) ヘ 1から300度220メートルのところ (北緯34度21分12秒,東経129度15分44秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 仁位 佐志賀 嵯峨 貝鮒 唐洲	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生 簀3台、直径30メートルの円形生簀6台、直径20メー トルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。た だし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が10,208平 方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又 は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 3,547尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1301号	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 ナガサキ鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町唐洲字見元嶋神社下鼻標識 (北緯34度21分41秒,東経129度15分14秒) 2 同市同町字妙見妙見浦最終電柱標識 (北緯34度21分42秒,東経129度15分11秒) 3 同市同町廻シロ瀬北鼻北端 (北緯34度21分45秒,東経129度14分42秒) 4 同市同町唐洲オトミヨウ崎北端標識 (北緯34度21分28秒,東経129度15分4秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯34度21分41秒,東経129度15分10秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から220メートルのこ ろ (北緯34度21分42秒,東経129度15分6秒) ハ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度15分5秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのこ ろ (北緯34度21分39秒,東経129度15分9秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超え ない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更す ることは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から 当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然 種苗を活け込んではならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1302号	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 ナガサキ鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 (北緯34度21分41秒,東経129度15分14秒) 2 同市同町廻シロ瀬北鼻北端 (北緯34度21分45秒,東経129度14分42秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から220メートルのところ (北緯34度21分42秒,東経129度15分6秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から320メートルのとこ ろ (北緯34度21分42秒,東経129度15分2秒) ハ 1から268度340メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度15分1秒) ニ 1から265度240メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度15分5秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超え ない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更す ることは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から 当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然 種苗を活け込んで서는ならない。 4. 人工種苗を活込んで서는ならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1303号	長崎県 対馬市 豊玉町 小綱 中の島 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から 2に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町小綱中の島北端 (北緯34度25分31秒,東経129度15分57秒) 2 同市同町小綱榎島北東端 (北緯34度25分18秒,東経129度16分9秒)	イ 1から75度80メートルのところ (北緯34度25分32秒,東経129度16分0秒) ロ 2から90度50メートルのところ (北緯34度25分18秒,東経129度16分11秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生 簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が4,949平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から 当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然 種苗を活け込んで서는ならない。 4. 人工種苗を活込んで서는ならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2008号	長崎県 対馬市 豊玉町 曾 曾浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町曾長浜突角 (北緯34度25分19秒,東経129度22分6秒) 2 同市同町曾曾ウツグレ鼻 (北緯34度25分12秒,東経129度22分3秒) 3 同市同町曾曾組合加工場前斜路上端標識 (北緯34度25分12秒,東経129度21分55秒)	イ 1から310度110メートルのところ (北緯34度25分21秒,東経129度22分2秒) ロ 1から280度205メートルのところ (北緯34度25分20秒,東経129度21分58秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルのとこ ろ (北緯34度25分12秒,東経129度21分58秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2009号	長崎県 対馬市 豊玉町 曾 曾ノ浦 地先	次の1、2の各点を結んだ 直線と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町曾長浜突角 (北緯34度25分19秒,東経129度22分6秒) 2 同市同町曾観音崎南側標識 (北緯34度25分32秒,東経129度22分11秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2010号	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻 尾崎浦 地先	次の1、イ、2を結んだ各直 線と1から2に至る最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町千尋藻尾崎浦オゲホン崎南 西端 (北緯34度24分43秒,東経129度22分44秒) 2 同市同町尾崎浦南端 (北緯34度24分45秒,東経129度22分35秒)	イ 2から134度30分185メートルのところ (北緯34度24分41秒,東経129度22分40秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2011号	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻 コボシ浦 地先	次の1、2の各点を順次結 んだ直線と最高高潮時海 岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町千尋藻長江崎南端 (北緯34度24分9秒,東経129度22分6秒) 2 同市同町千尋藻塩戸崎北端 (北緯34度24分4秒,東経129度22分3秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2012号	長崎県 対馬市 豊玉町 鍵川 塩戸浦 地先	次の1、2の各点を順次結 んだ直線と最高高潮時海 岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町鍵川塩戸崎東端 (北緯34度24分3秒,東経129度22分2秒) 2 同市同町鍵川ナカエ崎東端 (北緯34度23分57秒,東経129度21分60秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2013号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 見世崎西岸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町キヨ浜南端 (北緯34度23分7秒,東経129度22分59秒) 2 同市同町キヨ浜北端標識 (北緯34度23分13秒,東経129度22分56秒)	イ 1から255度30分75メートルのところ (北緯34度23分7秒,東経129度22分57秒) ロ 2から275度30分55メートルのところ (北緯34度23分13秒,東経129度22分54秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2014号	長崎県 対馬市 豊玉町 志多浦 マツザキ 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町志多浦マツザキ北西端防波 堤標識(防波堤付根から17メートル西側のとこ ろ) (北緯34度24分54秒,東経129度16分44秒) 2 同市同町志多浦マツザキ北東端標識 (北緯34度24分55秒,東経129度16分48秒)	イ 1から0度70メートルのところ (北緯34度24分56秒,東経129度16分44秒) ロ 2から0度70メートルのところ (北緯34度24分57秒,東経129度16分48秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2015号	長崎県 対馬市 豊玉町 小網 深入 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町小網深浦北岸大庭畑石垣角 標識 (北緯34度25分17秒,東経129度16分29秒) 2 同市同町小網深浦南岸標識 (北緯34度25分15秒,東経129度16分29秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2016号	長崎県 対馬市 豊玉町 小網 弓ヶ浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町小網弓ヶ浦スゴロク鼻南西端 標識 （北緯34度25分34秒,東経129度16分13秒） 2 同市同町小網弓ヶ浦南鼻北端標識 （北緯34度25分31秒,東経129度16分15秒）		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2017号	長崎県 対馬市 峰町 賀佐 竹無浦 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、5と6を 結んだ直線及び1から6、4 から5に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市峰町賀佐ざらご外の一鼻突端標識 （北緯34度26分49秒,東経129度17分40秒） 2 同市同町狩尾中瀬突端標識 （北緯34度27分5秒,東経129度17分31秒） 3 同市同町狩尾げじ鼻突端標識 （北緯34度26分57秒,東経129度17分17秒） 4 同市同町賀佐赤崎突端標識 （北緯34度26分42秒,東経129度17分32秒） 5 同市同町賀佐赤崎竹無浦入口北端標識 （北緯34度26分42秒,東経129度17分39秒） 6 同市同町賀佐カヤイエ崎標識 （北緯34度26分44秒,東経129度17分43秒）	イ 1と2を結ぶ直線上1から240メートルのところ （北緯34度26分56秒,東経129度17分36秒） ロ 3と4を結ぶ直線上4から250メートルのとこ ろ （北緯34度26分48秒,東経129度17分26秒）	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2018号	長崎県 対馬市 峰町 賀佐 賀佐浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市峰町賀佐カサ鼻南西端標識 (北緯34度27分0秒,東経129度17分56秒) 2 同市同町賀佐神社鼻南西端階段標識 (北緯34度26分56秒,東経129度18分2秒)	イ 1から232度50メートルのところ (北緯34度26分59秒,東経129度17分54秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2019号	長崎県 対馬市 峰町 吉田 立石 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から 2に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市峰町吉田立石標識(ふろみ崎突端か ら南西方海岸沿いに230メートルのところ) (北緯34度27分32秒,東経129度18分30秒) 2 同市同町吉田立石突端標識 (北緯34度27分25秒,東経129度18分22秒) 3 同市同町狩尾長瀬突端標識 (北緯34度27分33秒,東経129度18分16秒)	イ 1から300度70メートルのところ (北緯34度27分33秒,東経129度18分28秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度27分26秒,東経129度18分21秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2020号	長崎県 対馬市 峰町 狩尾 地先	次の1、2、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市峰町狩尾扇崎神社前護岸終点標識 (北緯34度27分6秒,東経129度17分39秒) 2 同市同町狩尾狩尾扇崎神社前浮き防波堤 突端標識(1から南東へ143メートルのところ) (北緯34度27分3秒,東経129度17分42秒) 3 同市同町狩尾げじ鼻突端標識 (北緯34度26分57秒,東経129度17分17秒)	イ 3から141度140メートルのところ (北緯34度26分53秒,東経129度17分21秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4000号	長崎県 対馬市 豊玉町 曾 こうご崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町曾こうご崎北端標識 (北緯34度25分34秒,東経129度22分30秒) 2 同市同町曾こうご崎内の鼻標識 (北緯34度25分34秒,東経129度22分26秒)	イ 1から12度90メートルのところ (北緯34度25分37秒,東経129度22分31秒) ロ 2から12度140メートルのところ (北緯34度25分38秒,東経129度22分27秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4001号	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻 サスロ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、の各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町千尋藻サスロコウゴ崎東岸標 識B (北緯34度25分28秒,東経129度22分32秒) 2 同市同町千尋藻サスロコウゴ崎東岸標識C (1から南方海岸沿いに90メートルのところ) (北緯34度25分26秒,東経129度22分33秒)	イ 1から118度30分60メートルのところ (北緯34度25分27秒,東経129度22分35秒) ロ 1から118度30分180メートルのところ (北緯34度25分25秒,東経129度22分39秒) ハ 2から118度30分180メートルのところ (北緯34度25分23秒,東経129度22分39秒) ニ 2から118度30分60メートルのところ (北緯34度25分25秒,東経129度22分35秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4002号	長崎県 対馬市 豊玉町 鍵川 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ、4の各点を順次結んだ 各直線と1から4に至る最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町鍵川屋利加神社階段南側角 標識 (北緯34度23分42秒,東経129度21分42秒) 2 同市同町鍵川小茂田鼻南端標識 (北緯34度23分42秒,東経129度21分36秒) 3 同市同町鍵川唐黒崎南東端標識 (北緯34度23分36秒,東経129度21分28秒) 4 同市同町鍵川ガトウ崎南東端護岸標識 (北緯34度23分23秒,東経129度21分14秒) 5 同市同町鍵川防波堤付根 (北緯34度23分27秒,東経129度21分33秒) 6 同市同町鍵川前ノ島北端 (北緯34度23分35秒,東経129度21分37秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度23分40秒,東経129度21分41秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度23分41秒,東経129度21分36秒) ハ 3から104度65メートルのところ (北緯34度23分35秒,東経129度21分31秒) ニ 3と5を結ぶ直線上3から100メートルのとこ ろ (北緯34度23分33秒,東経129度21分30秒) ホ 3と5を結ぶ直線上3から130メートルのとこ ろ (北緯34度23分32秒,東経129度21分30秒) へ 4から127度80メートルのところ (北緯34度23分21秒,東経129度21分17秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜 嵯峨	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しな ければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4003号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町鍵川崎中鼻護岸階段標識 (北緯34度23分52秒,東経129度21分52秒) 2 同市同町鍵川鍵川標識(防波堤付根から90 メートルのところ) (北緯34度23分49秒,東経129度21分46秒) 3 同市同町横浦テラノ島崎北端標識 (北緯34度23分31秒,東経129度21分59秒) 4 同市同町鍵川牛クラ崎北端標識 (北緯34度23分37秒,東経129度22分10秒)	イ 1と4を結ぶ直線上4から160メートルのところ (北緯34度23分41秒,東経129度22分6秒) ロ 1と4を結ぶ直線上4から100メートルのとこ ろ (北緯34度23分40秒,東経129度22分7秒) ハ 2と3を結ぶ直線上3から70メートルのところ (北緯34度23分33秒,東経129度21分58秒) ニ 2と3を結ぶ直線上3から140メートルのとこ ろ (北緯34度23分35秒,東経129度21分56秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦 嵯峨	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4004号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 タラバ浦 地先	次の1、2、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町横浦ボウズ瀬突端 (北緯34度23分56秒,東経129度22分42秒) 2 同市同町横浦タテバ島南端 (北緯34度23分59秒,東経129度22分46秒) 3 同市同町横浦平崎の内の浜標識 (北緯34度23分51秒,東経129度22分52秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4005号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 塩屋浦 地先	次の1、2、3の各点を順次 結んだ各直線及び1から3 に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町横浦塩屋浦西岸鼻標識 (北緯34度23分55秒,東経129度22分56秒) 2 同市同町横浦八兵島ノ前小島南西端 (北緯34度24分3秒,東経129度23分3秒) 3 同市同町横浦塩屋浦東岸標識 (北緯34度23分56秒,東経129度23分6秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4006号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 ツヤ島 地先	次の1と2を結んだ直線、3 と4を結んだ直線及び2から 3、1から4に至る各最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 対馬市豊玉町横浦ツヤ崎突端標識 (北緯34度24分13秒,東経129度23分2秒) 2 同市同町横浦タテバ島北端 (北緯34度24分3秒,東経129度22分47秒) 3 同市同町横浦タテバ島東端標識 (北緯34度24分1秒,東経129度22分48秒) 4 同市同町横浦八兵島ノ前小島北端 (北緯34度24分6秒,東経129度23分3秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4007号	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 東鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市豊玉町横浦東鼻突端標識 (北緯34度23分9秒,東経129度22分43秒) 2 同市同町横浦長浜護岸標識A (北緯34度23分13秒,東経129度22分46秒) 3 同市同町横浦長浜護岸標識B (北緯34度23分14秒,東経129度22分47秒) 4 同市同町横浦見世崎南西端 (北緯34度22分59秒,東経129度23分9秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度23分8秒,東経129度22分44秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯34度23分8秒,東経129度22分45秒) ハ 2から115度50メートルのところ (北緯34度23分12秒,東経129度22分47秒) ニ 3から115度60メートルのところ (北緯34度23分13秒,東経129度22分49秒) ホ 3から115度30メートルのところ (北緯34度23分14秒,東経129度22分48秒) ヘ 2から115度20メートルのところ (北緯34度23分13秒,東経129度22分46秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4008号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 ユイカリ 地先	次のイ、ロ、3、2の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山島の瀬島東端標識 (北緯34度19分55秒,東経129度19分44秒) 2 同市同町島山ユイカリ浦南岸標識 (北緯34度19分57秒,東経129度19分35秒) 3 同市同町島山ユイカリ浦北岸標識 (北緯34度20分1秒,東経129度19分36秒)	イ 1から4度30分60メートルのところ (北緯34度19分57秒,東経129度19分44秒) ロ 1から4度30分150メートルのところ (北緯34度20分0秒,東経129度19分44秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4009号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 島ノ浦 地先	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線、4、イ、5の各点を順次結んだ各直線及び1から5、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山島ノ浦島西端 (北緯34度19分55秒,東経129度19分39秒) 2 同市同町島山島ノ浦瀬戸標識 (北緯34度19分55秒,東経129度19分37秒) 3 同市同町島山島ノ浦湾奥標識 (北緯34度19分53秒,東経129度19分39秒) 4 同市同町島山島ノ浦湾口標識 (北緯34度19分52秒,東経129度19分42秒) 5 同市同町島山島ノ浦島東端標識 (北緯34度19分55秒,東経129度19分44秒)	イ 4から90度80メートルのところ (北緯34度19分52秒,東経129度19分45秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4010号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 地先	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山石神浦突端標識 (北緯34度19分46秒,東経129度19分43秒) 2 同市同町島山石神浦北岸標識 (北緯34度19分45秒,東経129度19分40秒) 3 同市同町島山石神浦南岸標識 (北緯34度19分44秒,東経129度19分40秒) 4 同市同町島山石神浦南鼻標識 (北緯34度19分44秒,東経129度19分46秒)	イ 1から86度60メートルのところ (北緯34度19分47秒,東経129度19分46秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4011号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 縄打 地先	次の1、イ、ロ、5の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町島山中鼻標識 (北緯34度19分10秒,東経129度19分43秒) 2 同市同町島山三郎島北端 (北緯34度19分3秒,東経129度19分53秒) 3 同市同町島山番頭島北西端 (北緯34度19分10秒,東経129度19分56秒) 4 同市同町島山赤崎突端標識 (北緯34度19分37秒,東経129度19分52秒) 5 同市同町島山縄打鼻標識(溝切鼻突端を86 度に見通すところ) (北緯34度19分19秒,東経129度19分46秒)	イ 1と3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 (北緯34度19分10秒,東経129度19分53秒) ロ 5から90度の直線と2と4を結ぶ直線との交 点 (北緯34度19分19秒,東経129度19分53秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4012号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 シガラキ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山中鼻標識 (北緯34度19分10秒,東経129度19分43秒) 2 同市同町島山縄打横畑標識 (北緯34度19分3秒,東経129度19分42秒) 3 同市同町島山三郎島北端 (北緯34度19分3秒,東経129度19分52秒)	イ 1から90度30メートルのところ (北緯34度19分10秒,東経129度19分44秒) ロ 1から90度200メートルのところ (北緯34度19分10秒,東経129度19分50秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から200メートルのとこ ろ (北緯34度19分3秒,東経129度19分50秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯34度19分3秒,東経129度19分44秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4013号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 コシキ浦 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町島山縄打横畑標識 (北緯34度19分3秒,東経129度19分42秒) 2 同市同町島山三郎島北端 (北緯34度19分3秒,東経129度19分52秒) 3 同市同町島山コシキ浦南西標識 (北緯34度18分52秒,東経129度19分53秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から170メートルのところ (北緯34度19分3秒,東経129度19分49秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4014号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 海落浦 地先	次の4、イ、ロ、2、3の各点 を順次結んだ各直線及び3 から4に至る最高高潮時海 岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山溝切鼻南西端標識 (北緯34度19分22秒,東経129度20分16秒) 2 同市同町大山海落浦3番鼻西端標識 (北緯34度19分15秒,東経129度20分19秒) 3 同市同町大山シガラキ鼻東岸標識A (北緯34度19分11秒,東経129度20分17秒) 4 同市同町大山シガラキ鼻東岸標識B (北緯34度19分15秒,東経129度20分15秒) 5 同市同町大山シガラクロ鼻北端標識 (北緯34度19分13秒,東経129度20分6秒) 6 同市同町島山赤崎突端標識 (北緯34度19分37秒,東経129度19分52秒) 7 同市同町二子島頂上 (北緯34度19分27秒,東経129度20分8秒)	イ 1と5を結ぶ直線と4と6を結ぶ直線との交点 (北緯34度19分18秒,東経129度20分12秒) ロ 1と5を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点 (北緯34度19分20秒,東経129度20分14秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4015号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 満切浦 地先	次の1と2を結んだ直線、3 と4を結んだ直線及び2から 3、1から4に至る各最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 対馬市美津島町大山満切浦道切島西端 (北緯34度19分29秒,東経129度20分23秒) 2 同市同町大山満切浦海落北側標識 (北緯34度19分26秒,東経129度20分21秒) 3 同市同町大山満切浦東標識 (北緯34度19分24秒,東経129度20分29秒) 4 同市同町大山満切浦道切島東側標識 (北緯34度19分26秒,東経129度20分30秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4016号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 地先	次の1、イ、ロ、4、5の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山和田浦ちようちん鼻標 識 (北緯34度19分16秒,東経129度21分4秒) 2 同市同町大山和田浦ていずか崎北東標識 (北緯34度19分12秒,東経129度21分1秒) 3 同市同町大山和田浦ていずか崎東標識 (北緯34度19分9秒,東経129度21分8秒) 4 同市同町大山和田浦赤崎標識 (北緯34度19分12秒,東経129度21分11秒) 5 同市同町大山和田浦ちようちん鼻南標識(1 から東方海岸沿いに30メートルのところ) (北緯34度19分16秒,東経129度21分6秒)	イ 1と2を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯34度19分13秒,東経129度21分1秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から20メートルのところ (北緯34度19分10秒,東経129度21分9秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4017号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 コウボウヶ浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町大山コウボウヶ浦鼻標識 (北緯34度20分17秒,東経129度21分7秒) 2 同市同町大山ふればんの鼻標識 (北緯34度20分15秒,東経129度21分12秒)	イ 2から0度50メートルのところ (北緯34度20分17秒,東経129度21分12秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4018号	長崎県 対馬市 美津島町 大山深浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町大山ふればんの鼻標識 (北緯34度20分15秒,東経129度21分12秒) 2 同市同町大山深浦標識 (北緯34度20分15秒,東経129度21分27秒)	イ 1から0度50メートルのところ (北緯34度20分17秒,東経129度21分12秒) ロ 2から0度50メートルのところ (北緯34度20分17秒,東経129度21分27秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4019号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 千切浦 地先	次の3、イ、1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越千切浦千切鼻南西端 （北緯34度20分58秒,東経129度20分55秒） 2 同市同町小船越綿打河内瀬戸南の鼻南端 （北緯34度20分59秒,東経129度20分51秒） 3 同市同町小船越大千切島たからへの鼻南端 （北緯34度20分42秒,東経129度20分32秒） 4 同市同町小船越第和田浦外鼻標識 （北緯34度20分29秒,東経129度20分50秒）	イ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのところ （北緯34度20分39秒,東経129度20分36秒）	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 4020号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 綿打河内浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部京ヶ島南側中央突端東側標識 （北緯34度21分13秒,東経129度20分31秒） 2 同市同町小船越大山大千切島北東中鼻標識 （北緯34度21分1秒,東経129度20分39秒） 3 同市同町小船越大千切島綿打河内崎西端 （北緯34度20分54秒,東経129度20分24秒）	イ 1と2を結ぶ直線上1から135メートルのところ （北緯34度21分9秒,東経129度20分34秒） ロ 1と2を結ぶ直線上1から335メートルのところ （北緯34度21分3秒,東経129度20分38秒） ハ 3から286度130メートルのところ （北緯34度20分55秒,東経129度20分19秒） ニ 3から310度300メートルのところ （北緯34度20分60秒,東経129度20分15秒）	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4021号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 京ヶ島 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線、2と4を 結んだ直線及び1から2、3 から4に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町濃部沖の京ヶ島北端 (北緯34度21分18秒,東経129度20分15秒) 2 同市同町濃部沖の京ヶ島南東岸岩標識 (北緯34度21分14秒,東経129度20分16秒) 3 同市同町濃部京ヶ島北西端 (北緯34度21分16秒,東経129度20分22秒) 4 同市同町濃部京ヶ島西岸中鼻一本松標識 (北緯34度21分11秒,東経129度20分20秒) 5 同市同町濃部つつみ崎西端 (北緯34度21分23秒,東経129度20分24秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度21分19秒,東経129度20分16秒) ロ 3から335度70メートルのところ (北緯34度21分18秒,東経129度20分21秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4022号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 網掛浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3、2の 各点を順次結んだ各直線 と2から1に至る最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町濃部つつみ崎西端 (北緯34度21分23秒,東経129度20分25秒) 2 同市同町濃部つつみ崎内鼻南東端 (北緯34度21分23秒,東経129度20分31秒) 3 同市同町濃部網掛浦赤崎西端 (北緯34度21分22秒,東経129度20分37秒) 4 同市同町濃部沖の京ヶ島北端 (北緯34度21分18秒,東経129度20分15秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度21分21秒,東経129度20分21秒) ロ 1から215度100メートルのところ (北緯34度21分20秒,東経129度20分23秒) ハ 3から180度40メートルのところ (北緯34度21分21秒,東経129度20分37秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4025号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 亀浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部いも木崎突端標識 (北緯34度22分6秒,東経129度20分37秒) 2 同市同町濃部えびす崎北の鼻北端標識 (北緯34度22分3秒,東経129度20分35秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4026号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 和板浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部しいらうちの鼻標識 (北緯34度21分51秒,東経129度19分58秒) 2 同市同町濃部松の大岩標識 (北緯34度22分6秒,東経129度19分57秒) 3 同市同町濃部赤崎北の鼻標識 (北緯34度22分7秒,東経129度19分47秒) 4 同市同町濃部若松崎南東端 (北緯34度21分52秒,東経129度19分44秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度21分52秒,東経129度19分54秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯34度22分6秒,東経129度19分53秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯34度22分6秒,東経129度19分56秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度21分51秒,東経129度19分57秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4027号	長崎県 対馬市 美津島町 糸瀬 和板浦 地先	次の1、2、イ、ロ、ハ、ニの 各点を順次結んで1に至る 各直線によって囲まれた区 域	1 対馬市豊玉町糸瀬ようこうずり北の鼻南端 (北緯34度22分28秒,東経129度19分58秒) 2 同市同町糸瀬いかき北の鼻東端 (北緯34度22分18秒,東経129度19分50秒) 3 同市同町糸瀬赤崎浦標識(赤崎浦突端から 南方海岸沿いに25メートルのところ) (北緯34度22分10秒,東経129度19分45秒) 4 同市同町濃部松の大岩標識 (北緯34度22分6秒,東経129度19分57秒) 5 同市同町濃部長崎鼻標識 (北緯34度22分18秒,東経129度19分58秒)	イ 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ (北緯34度22分9秒,東経129度19分48秒) ロ 3と4を結ぶ直線上4から150メートルのとこ ろ (北緯34度22分8秒,東経129度19分51秒) ハ 2と5を結ぶ直線上5から150メートルのとこ ろ (北緯34度22分18秒,東経129度19分53秒) ニ 1から97度55メートルのところ (北緯34度22分28秒,東経129度20分0秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4028号	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 和板浦南側 地先	次のイ、ロ、ハ、4の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町糸瀬赤崎浦標識(赤崎浦突端 から南側へ25メートルのところ) (北緯34度21分51秒,東経129度19分58秒) 2 同市美津島町濃部松の大岩標識 (北緯34度22分6秒,東経129度19分57秒) 3 同市同町濃部しいらうちの鼻標識 (北緯34度22分10秒,東経129度19分45秒) 4 同市豊玉町糸瀬若松崎南東端 (北緯34度21分52秒,東経129度19分44秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度22分9秒,東経129度19分48秒) ロ 1と2を結ぶ直線上2から150メートルのとこ ろ (北緯34度22分8秒,東経129度19分51秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から100メートルのとこ ろ (北緯34度21分52秒,東経129度19分48秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4029号	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 糸瀬浦 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線及び1から2、3 から4に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市豊玉町糸瀬若松崎南西端 (北緯34度21分51秒,東経129度19分42秒) 2 同市同町糸瀬若松崎西岸標識(1から北方 海岸沿いに80メートルのところ) (北緯34度21分53秒,東経129度19分42秒) 3 同市同町糸瀬やなの鼻南東岸標識 (北緯34度22分2秒,東経129度19分35秒) 4 同市同町糸瀬やなの鼻南西端(3から南西 方海岸沿いに55メートルのところ) (北緯34度22分1秒,東経129度19分33秒) 5 同市同町嵯峨千鳥頂上 (北緯34度21分57秒,東経129度19分30秒) 6 同市同町糸瀬瀬の内の鼻標識 (北緯34度21分48秒,東経129度19分33秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度21分51秒,東経129度19分41秒) ロ 4と5を結ぶ直線上4から20メートルのところ (北緯34度22分0秒,東経129度19分32秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4030号	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 地先	次の2、イ、ロ、5の各点を 順次結んだ各直線、3と4を 結んだ直線及び2から3、4 から5に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市豊玉町糸瀬くずれ下標識A (北緯34度22分5秒,東経129度19分30秒) 2 同市同町糸瀬糸瀬浦よしの際標識 (北緯34度22分1秒,東経129度19分25秒) 3 同市同町嵯峨たつの上鼻標識 (北緯34度21分55秒,東経129度19分28秒) 4 同市同町糸瀬なやの浜鼻南西端 (北緯34度22分1秒,東経129度19分32秒) 5 同市同町糸瀬くずれ下標識B (北緯34度22分3秒,東経129度19分30秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から110メートルのところ (北緯34度22分3秒,東経129度19分27秒) ロ 5から230度60メートルのところ (北緯34度22分2秒,東経129度19分29秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4031号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 桜郷ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨おうだんの外鼻標識A (北緯34度21分27秒,東経129度19分30秒) 2 同市同町嵯峨おうだんの外鼻標識B(1から 南方海岸沿いに120メートルのところ) (北緯34度21分23秒,東経129度19分32秒) 3 同市同町嵯峨とうにわ崎南東端 (北緯34度21分31秒,東経129度19分40秒) 4 同市同町嵯峨とうにわ崎標識 (北緯34度21分34秒,東経129度19分38秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度21分28秒,東経129度19分31秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から120メートルのとこ ろ (北緯34度21分29秒,東経129度19分33秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルのとこ ろ (北緯34度21分26秒,東経129度19分36秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度21分25秒,東経129度19分34秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4032号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 多田島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市豊玉町嵯峨仏浦高瀬護岸階段標識 (北緯34度21分9秒,東経129度19分20秒) 2 同市同町嵯峨多田島南端 (北緯34度20分51秒,東経129度19分23秒) 3 同市同町貝鮚鯨瀬浦西岸標識B (北緯34度20分36秒,東経129度18分53秒)	イ 1から270度40メートルのところ (北緯34度21分9秒,東経129度19分18秒) ロ 2から270度50メートルのところ (北緯34度20分51秒,東経129度19分21秒) ハ 3から90度700メートルのところ (北緯34度20分36秒,東経129度19分21秒) ニ 3から90度600メートルのところ (北緯34度20分36秒,東経129度19分17秒) ホ 2から270度160メートルのところ (北緯34度20分51秒,東経129度19分16秒) ヘ 1から270度150メートルのところ (北緯34度21分9秒,東経129度19分14秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮚	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4040号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	次の1、2、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町佐志賀アシシ浦南岸中鼻 (北緯34度22分3秒,東経129度18分9秒) 2 同市同町佐志賀アシシ浦ノボリ木護岸標識 (北緯34度22分6秒,東経129度18分11秒) 3 同市同町佐志賀アシシ浦ノボリ木護岸排水 口標識 (北緯34度22分6秒,東経129度18分15秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮓		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4041号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 大玉 地先	次の1、イ、4、2の各点を順 次結んだ各直線と最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀大玉大石突端標識 (北緯34度22分22秒,東経129度18分3秒) 2 同市同町佐志賀横瀬西の鼻北端 (北緯34度22分25秒,東経129度18分11秒) 3 同市同町卯麦八升鼻南東端 (北緯34度22分41秒,東経129度17分52秒) 4 同市同町佐志賀御前鼻南端 (北緯34度22分27秒,東経129度18分10秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度22分25秒,東経129度18分2秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮓		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4043号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 わみや 地先	次の2、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と2か ら3に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀わみや鼻標識(わみや 鼻北端から南方海岸沿いに115メートルの ところ) (北緯34度22分45秒,東経129度18分32秒) 2 同市同町佐志賀ツナエリ崎北東端標識 (北緯34度22分36秒,東経129度18分22秒) 3 同市同町佐志賀御前崎北西端 (北緯34度22分31秒,東経129度18分11秒) 4 同市同町卯麦八升鼻南東端 (北緯34度22分41秒,東経129度17分52秒)	イ 1から300度100メートルのところ (北緯34度22分46秒,東経129度18分28秒) ロ 1から300度300メートルのところ (北緯34度22分50秒,東経129度18分21秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から70メートルのところ (北緯34度22分32秒,東経129度18分9秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮒	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4044号	長崎県 対馬市 豊玉町 仁位 ハロウ 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町仁位ゴウスの鼻標識 (北緯34度23分3秒,東経129度18分23秒) 2 同市同町仁位ゴウス内鼻標識 (北緯34度23分6秒,東経129度18分25秒) 3 同市同町仁位からねこ鼻北東端標識 (北緯34度23分1秒,東経129度18分32秒) 4 同市同町仁位からねこ鼻南西端標識 (北緯34度22分58秒,東経129度18分29秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度23分1秒,東経129度18分25秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルの ところ (北緯34度23分3秒,東経129度18分29秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 仁位 貝口	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4045号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 ヌカ浦 地先	次の1、2、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町卯麦ヌカ浦標識 (北緯34度23分2秒,東経129度18分16秒) 2 同市同町卯麦ヌカ浦東鼻標識 (北緯34度23分6秒,東経129度18分19秒) 3 同市同町卯麦ヌカ浦ワカギの鼻突端 (北緯34度23分7秒,東経129度18分12秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 仁位 貝口		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4046号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 卯麦浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町卯麦東の鼻標識 (北緯34度22分50秒,東経129度18分7秒) 2 同市同町卯麦かめろう突端標識 (北緯34度22分52秒,東経129度18分13秒)	イ 1から158度90メートルのところ (北緯34度22分47秒,東経129度18分9秒) ロ 1から158度180メートルのところ (北緯34度22分44秒,東経129度18分10秒) ハ 2から150度150メートルのところ (北緯34度22分48秒,東経129度18分16秒) ニ 2から150度100メートルのところ (北緯34度22分49秒,東経129度18分15秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 仁位 貝口	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4047号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 卯麦浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町卯麦卯麦浦西岸標識A (北緯34度22分58秒,東経129度17分48秒) 2 同市同町卯麦卯麦浦西岸竹山の鼻標識 (北緯34度22分50秒,東経129度17分57秒)	イ 1から30度25メートルのところ (北緯34度22分59秒,東経129度17分48秒) ロ 2から30度10メートルのところ (北緯34度22分50秒,東経129度17分57秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 仁位 貝口		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4048号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 かたひら 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀かたひら突端標識 (北緯34度21分31秒,東経129度17分32秒) 2 同市同町佐志賀かたひら海岸中央部北標 識 (北緯34度21分22秒,東経129度17分36秒)	イ 1から45度20メートルのところ (北緯34度21分32秒,東経129度17分33秒) ロ 1から45度270メートルのところ (北緯34度21分38秒,東経129度17分40秒) ハ 2から45度400メートルのところ (北緯34度21分31秒,東経129度17分47秒) ニ 2から45度150メートルのところ (北緯34度21分25秒,東経129度17分40秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮓	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4050号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 大石浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨大石なん浜南東端 (北緯34度21分8秒,東経129度17分31秒) 2 同市同町嵯峨乙宮鼻南西端 (北緯34度21分5秒,東経129度17分39秒)	イ 1から190度10メートルのところ (北緯34度21分8秒,東経129度17分31秒) ロ 1から190度120メートルのところ (北緯34度21分4秒,東経129度17分30秒) ハ 2から190度120メートルのところ (北緯34度21分2秒,東経129度17分38秒) ニ 2から190度10メートルのところ (北緯34度21分5秒,東経129度17分39秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮓		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4051号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 クブズラ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨立石崎突端 (北緯34度20分58秒,東経129度17分31秒) 2 同市同町嵯峨クブズラ鼻標識 (北緯34度20分44秒,東経129度17分30秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯34度20分58秒,東経129度17分33秒) ロ 1から90度200メートルのところ (北緯34度20分58秒,東経129度17分39秒) ハ 2から113度210メートルのところ (北緯34度20分41秒,東経129度17分37秒) ニ 2から113度60メートルのところ (北緯34度20分43秒,東経129度17分32秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮓	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4052号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 佐保浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町卯麦長浜標識 (北緯34度23分6秒,東経129度17分21秒) 2 同市同町卯麦クロキ北の鼻標識 (北緯34度22分59秒,東経129度17分12秒)	イ 1から267度40メートルのところ (北緯34度23分6秒,東経129度17分19秒) ロ 2から270度40メートルのところ (北緯34度22分59秒,東経129度17分10秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 仁位 貝口		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4053号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐保 佐保浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 3の各点を順次結んだ各直 線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐保おのぐち南の鼻標識 (北緯34度23分6秒,東経129度17分15秒) 2 同市同町佐保おのぐち中鼻標識(1から北方 海岸沿いに60メートルのところ) (北緯34度23分8秒,東経129度17分16秒) 3 同市同町佐保おのぐち鼻北標識(2から北方 海岸沿いに60メートルのところ) (北緯34度23分10秒,東経129度17分16秒) 4 同市同町佐保護岸排水路下標識 (北緯34度23分16秒,東経129度17分7秒)	イ 1から100度10メートルのところ (北緯34度23分6秒,東経129度17分16秒) ロ 2から90度20メートルのところ (北緯34度23分8秒,東経129度17分17秒) ハ 3から90度30メートルのところ (北緯34度23分10秒,東経129度17分17秒) ニ 4から90度150メートルのところ (北緯34度23分17秒,東経129度17分13秒) ホ 4から90度110メートルのところ (北緯34度23分17秒,東経129度17分11秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 仁位 貝口		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4054号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐保 佐保浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町佐保すみくら突端標識 (北緯34度22分48秒,東経129度17分4秒) 2 同市同町佐保仙入道鼻標識 (北緯34度23分3秒,東経129度17分6秒)	イ 1から60度90メートルのところ (北緯34度22分49秒,東経129度17分7秒) ロ 2から180度70メートルのところ (北緯34度23分0秒,東経129度17分6秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 卯麦 仁位 貝口		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4055号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝口 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町貝口すず崎突端標識 (北緯34度21分55秒,東経129度17分10秒) 2 同市同町貝口浦赤崎標識 (北緯34度21分57秒,東経129度16分48秒) 3 同市同町貝口浦テナシガ浦標識 (北緯34度21分58秒,東経129度16分50秒)	イ 1と2を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度21分57秒,東経129度16分51秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮓		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4057号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 フカリ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んだ各直線によっ て囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒フカリ浦東岸一重崎南端 標識 (北緯34度20分22秒,東経129度17分15秒) 2 同市同町フカリ浦東岸一重崎標識 (北緯34度20分27秒,東経129度17分16秒)	イ 1から270度60メートルのところ (北緯34度20分22秒,東経129度17分12秒) ロ 1から270度180メートルのところ (北緯34度20分22秒,東経129度17分7秒) ハ 2から270度210メートルのところ (北緯34度20分27秒,東経129度17分7秒) ニ 2から270度60メートルのところ (北緯34度20分27秒,東経129度17分13秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮒	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4058号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 ふかり浦 地先	次の1、2の各点を順次結 んだ各直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市豊玉町貝鮒ふかり浦なぎなた崎突端 (北緯34度20分52秒,東経129度17分4秒) 2 同市同町貝鮒フカリ浦上ヤマノハマ北東端 標識 (北緯34度21分2秒,東経129度16分55秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 仁位 佐志賀 嵯峨 貝鮒 唐洲		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4060号	長崎県 対馬市 豊玉町 廻 地先	次の4、ハ、ロ、イ、1、ヘ、 ホ、ニ、5の各点を順次結 んだ各直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市豊玉町唐洲エビス崎突端標識 (北緯34度21分32秒,東経129度14分54秒) 2 同市同町廻ヌカシ突端標識 (北緯34度21分38秒,東経129度14分49秒) 3 同市同町廻ヌカシ中瀬護岸標識 (北緯34度21分36秒,東経129度14分42秒) 4 同市同町廻ヌカシ北護岸標識(5から南西方 海岸沿いに80メートルのところ) (北緯34度21分41秒,東経129度14分41秒) 5 同市同町廻シロ瀬突端標識 (北緯34度21分43秒,東経129度14分43秒) 6 同市同町唐洲妙見崎西端標識 (北緯34度21分54秒,東経129度15分5秒)	イ 2から20度70メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度14分50秒) ロ 2から232度120メートルのところ (北緯34度21分36秒,東経129度14分45秒) ハ 3から39度50メートルのところ (北緯34度21分38秒,東経129度14分43秒) ニ 3から39度200メートルのところ (北緯34度21分42秒,東経129度14分47秒) ホ 3から39度320メートルのところ (北緯34度21分45秒,東経129度14分49秒) ヘ 1と6を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度21分35秒,東経129度14分56秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4061号	長崎県 対馬市 豊玉町 小網 神島びわの木 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から 2に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町小網網神島標識 (北緯34度25分41秒,東経129度16分1秒) 2 同市同町小網神島北端標識 (北緯34度25分51秒,東経129度16分2秒)	イ 1から107度110メートルのところ (北緯34度25分40秒,東経129度16分5秒) ロ 2から105度100メートルのところ (北緯34度25分50秒,東経129度16分5秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4062号	長崎県 対馬市 豊玉町 田ノ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町田ノ浦下り松鼻南側標識 (北緯34度26分9秒,東経129度17分23秒) 2 同市同町田ノ浦おもと突端標識 (北緯34度25分60秒,東経129度17分37秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯34度26分9秒,東経129度17分25秒) ロ 2から0度50メートルのところ (北緯34度26分1秒,東経129度17分37秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大網		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4063号	長崎県 対馬市 峰町 吉田 立石浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市峰町吉田稚児の鼻標識 (北緯34度27分20秒,東経129度18分22秒) 2 同市同町吉田さいぎょうの鼻突端標識 (北緯34度27分17秒,東経129度18分25秒) 3 同市同町吉田かつそうぶろ鼻標識 (北緯34度27分16秒,東経129度18分23秒)	イ 1から270度40メートルのところ (北緯34度27分20秒,東経129度18分21秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯34度27分17秒,東経129度18分24秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1800号	長崎県 対馬市 豊玉町 小綱 水が浦 地先	次の1、2、3、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町小綱弓が浦下南鼻標識 (北緯34度25分30秒,東経129度16分14秒) 2 同市同町小綱弓が浦下ノ瀬西端標識 (北緯34度25分29秒,東経129度16分11秒) 3 同市同町小綱水が浦とび瀬南端 (北緯34度25分19秒,東経129度16分20秒) 4 同市同町小綱水が浦南鼻突端標識 (北緯34度25分19秒,東経129度16分22秒)		第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,413平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2500号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 デイノモト 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨デイノモト石垣角 (北緯34度21分32秒,東経129度18分39秒) 2 同市同町嵯峨デイノモト護岸角標識 (北緯34度21分31秒,東経129度18分37秒) 3 同市同町嵯峨ゲンベ鼻石垣角 (北緯34度21分29秒,東経129度18分36秒)	イ 1から314度25メートルのところ (北緯34度21分33秒,東経129度18分38秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯34度21分32秒,東経129度18分37秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮓		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2501号	長崎県 対馬市 豊玉町 銘力ニヤリ 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町銘サラゴ大岩標識 (北緯34度25分57秒,東経129度16分36秒) 2 同市同町銘マブチの鼻標識 (北緯34度25分53秒,東経129度16分37秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘 田 大綱		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4505号	長崎県 対馬市 豊玉町 曽 裏鼻 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 結んだ直線と最最高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市豊玉町曽ホドキ南標識 (北緯34度25分34秒,東経129度21分57秒) 2 同市同町曽観音崎標識 (北緯34度25分42秒,東経129度22分8秒) 3 同市同町曽裏鼻標識 (北緯34度25分27秒,東経129度22分3秒) 4 同市同町曽観音崎南側標識 (北緯34度25分33秒,東経129度22分10秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度25分35秒,東経129度21分58秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ (北緯34度25分28秒,東経129度22分4秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 豊玉町 曽 位ノ端	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3000号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 水浦 地先	次の5、イ、1、2、3、4の各 点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山赤崎南端 （北緯34度19分37秒,東経129度19分52秒） 2 同市同町島山赤崎内の鼻南東端 （北緯34度19分35秒,東経129度19分48秒） 3 同市同町島山水浦南端 （北緯34度19分29秒,東経129度19分41秒） 4 同市同町島山内馬取鼻北西端 （北緯34度19分27秒,東経129度19分41秒） 5 同市同町島山外馬取鼻北東端 （北緯34度19分27秒,東経129度19分45秒） 6 同市同町大山枇杷島西端 （北緯34度19分50秒,東経129度20分2秒）	イ 5と6を結ぶ直線上5から280メートルのところ （北緯34度19分35秒,東経129度19分51秒）	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3001号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 和田浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山和田浦標識 （北緯34度19分26秒,東経129度20分35秒） 2 同市同町大山和田浦ていずか崎北東端 （北緯34度19分12秒,東経129度21分1秒） 3 同市同町大山和田浦ちようちん鼻南西端 （北緯34度19分16秒,東経129度21分4秒） 4 同市同町大山おこ崎南西端 （北緯34度19分41秒,東経129度20分31秒） 5 同市同町大山立石島北端 （北緯34度19分29秒,東経129度20分23秒）	イ 4と5を結ぶ直線上5から50メートルのところ （北緯34度19分30秒,東経129度20分24秒） ロ 4と5を結ぶ直線上5から190メートルのとこ ろ （北緯34度19分34秒,東経129度20分26秒） ハ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ （北緯34度19分13秒,東経129度21分2秒）	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3002号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 和田浦 地先	次の10、2、イ、ロ、ハ、6の 各点を順次結んだ各直 線、4と5を結んだ直線、3と 9を結んだ直線及び9から 10、3から4、5から6に至る 各最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山おこ崎南西端 (北緯34度19分41秒,東経129度20分31秒) 2 同市同町大山仁田崎南端 (北緯34度19分36秒,東経129度20分35秒) 3 同市同町大山和田浦瀬八合小路南端 (北緯34度19分29秒,東経129度20分52秒) 4 同市同町大山和田浦えびす崎標識 (北緯34度19分24秒,東経129度20分53秒) 5 同市同町大山和田浦ちようちん鼻標識 (北緯34度19分18秒,東経129度21分5秒) 6 同市同町大山和田浦ちようちん鼻南西端 (北緯34度19分16秒,東経129度21分4秒) 7 同市同町大山和田浦ていずか崎北東端 (北緯34度19分12秒,東経129度21分1秒) 8 同市同町大山立石島西端 (北緯34度19分29秒,東経129度20分23秒) 9 同市同町大山和田浦小島北端 (北緯34度19分28秒,東経129度20分51秒) 10 同市同町大山和田浦小島南端 (北緯34度19分26秒,東経129度20分49秒)	イ 1と8を結ぶ直線上1から75メートルのところ (北緯34度19分39秒,東経129度20分29秒) ロ 1と8を結ぶ直線上1から200メートルのとこ ろ (北緯34度19分35秒,東経129度20分27秒) ハ 6と7を結ぶ直線上6から50メートルのところ (北緯34度19分14秒,東経129度21分2秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3003号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 マフウ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山おこ崎西端標識 (北緯34度19分44秒,東経129度20分31秒)	イ 1から16度30分480メートルのところ (北緯34度19分59秒,東経129度20分37秒) ロ 1から16度30分410メートルのところ (北緯34度19分57秒,東経129度20分36秒) ハ 1から48度480メートルのところ (北緯34度19分54秒,東経129度20分45秒) ニ 1から43度30分550メートルのところ (北緯34度19分57秒,東経129度20分46秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3004号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 マフウ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山箕島南端標識 (北緯34度20分7秒,東経129度20分28秒) 2 同市同町大山おこ崎西端標識 (北緯34度19分44秒,東経129度20分31秒) 3 同市同町大山後大山標識 (北緯34度19分58秒,東経129度21分2秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ (北緯34度20分4秒,東経129度20分39秒) ロ 2から16度30分570メートルのところ (北緯34度20分2秒,東経129度20分38秒) ハ 2から40度625メートルのところ (北緯34度19分59秒,東経129度20分47秒) ニ 1と3を結ぶ直線上1から500メートルのとこ ろ (北緯34度20分1秒,東経129度20分48秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3005号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 家深浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から 2に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山戒鼻北東端標識 (北緯34度19分59秒,東経129度20分54秒) 2 同市同町大山家深浦標識B号 (北緯34度19分53秒,東経129度21分0秒) 3 同市同町大山家深浦標識A号 (北緯34度19分54秒,東経129度21分3秒) 4 同市同町大山納屋の浦標識A号 (北緯34度20分4秒,東経129度20分56秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯34度20分1秒,東経129度20分55秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度19分54秒,東経129度21分2秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3006号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 箕島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山箕島南端 (北緯34度20分7秒,東経129度20分28秒) 2 同市同町大山箕島西岸標識B(1から北方 海岸沿いに160メートルのところ) (北緯34度20分11秒,東経129度20分25秒) 3 同市同町大山枇杷島北端 (北緯34度19分55秒,東経129度20分10秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯34度20分3秒,東経129度20分22秒) ロ 2から249度190メートルのところ (北緯34度20分9秒,東経129度20分18秒) ハ 2から249度40メートルのところ (北緯34度20分11秒,東経129度20分24秒) ニ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯34度20分6秒,東経129度20分27秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3007号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 箕島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山箕島北端 (北緯34度20分19秒,東経129度20分22秒) 2 同市同町大山箕島西岸標識A(1から南方 海岸沿いに210メートルのところ) (北緯34度20分13秒,東経129度20分22秒)	イ 1から270度220メートルのところ (北緯34度20分19秒,東経129度20分14秒) ロ 1から270度60メートルのところ (北緯34度20分19秒,東経129度20分20秒) ハ 2から270度90メートルのところ (北緯34度20分13秒,東経129度20分19秒) ニ 2から270度210メートルのところ (北緯34度20分13秒,東経129度20分14秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3008号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 箕島東 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越麦島南端標識 (北緯34度20分28秒,東経129度20分35秒) 2 同市同町小船越清五郎鼻標識 (北緯34度20分16秒,東経129度20分41秒) 3 同市同町小船越箕島北端標識 (北緯34度20分19秒,東経129度20分22秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度20分26秒,東経129度20分32秒) ロ 2から293度30分120メートルのところ (北緯34度20分17秒,東経129度20分37秒) ハ 2から260度310メートルのところ (北緯34度20分14秒,東経129度20分29秒) ニ 3から14度130メートルのところ (北緯34度20分23秒,東経129度20分23秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3009号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 麦島 西岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越麦島北端標識 (北緯34度20分33秒,東経129度20分35秒) 2 同市同町小船越麦島南端標識 (北緯34度20分28秒,東経129度20分35秒) 3 同市同町小船越箕島中東側標識 (北緯34度20分13秒,東経129度20分26秒) 4 同市同町小船越中ノ島南端 (北緯34度20分24秒,東経129度20分1秒) 5 同市同町小船越丸島北東端 (北緯34度20分54秒,東経129度20分7秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から180メートルのところ (北緯34度20分37秒,東経129度20分30秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯34度20分28秒,東経129度20分31秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から320メートルのとこ ろ (北緯34度20分27秒,東経129度20分23秒) ニ 3から351度30分700メートルのところ (北緯34度20分35秒,東経129度20分22秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3010号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 長崎鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越清五郎鼻北端標識 (北緯34度20分18秒,東経129度20分44秒) 2 同市同町小船越麦島南東端 (北緯34度20分29秒,東経129度20分37秒)	イ 1から37度150メートルのところ (北緯34度20分22秒,東経129度20分48秒) ロ 1から345度90メートルのところ (北緯34度20分21秒,東経129度20分44秒) ハ 2から75度80メートルのところ (北緯34度20分30秒,東経129度20分40秒) ニ 2から75度200メートルのところ (北緯34度20分31秒,東経129度20分45秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3011号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 一貫島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越第ヶ和田浦外鼻突 端標識 (北緯34度20分29秒,東経129度20分51秒) 2 同市同町小船越よしがわだ内鼻標識 (北緯34度20分28秒,東経129度21分1秒) 3 同市同町小船越一貫島元鼻標識 (北緯34度20分16秒,東経129度20分55秒)	イ 1から133度30分80メートルのところ (北緯34度20分27秒,東経129度20分53秒) ロ 2から246度30分100メートルのところ (北緯34度20分27秒,東経129度20分57秒) ハ 3から34度30分110メートルのところ (北緯34度20分19秒,東経129度20分57秒) ニ 3から325度30分110メートルのところ (北緯34度20分19秒,東経129度20分52秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3012号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 名切浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越よしがれた標識(名 切浦西岸北標識) (北緯34度20分29秒,東経129度21分10秒) 2 同市同町小船越よしがれた西の鼻標識(名 切浦西岸南標識) (北緯34度20分25秒,東経129度21分4秒) 3 同市同町大山ふればんの鼻標識 (北緯34度20分15秒,東経129度21分12秒) 4 同市同町名切浦内鼻北西端標識 (北緯34度20分25秒,東経129度21分15秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度20分28秒,東経129度21分12秒) ロ 1と4を結ぶ直線上4から55メートルのところ (北緯34度20分27秒,東経129度21分14秒) ハ 2と3を結ぶ直線上3から195メートルのとこ ろ (北緯34度20分20秒,東経129度21分7秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から90メートルのところ (北緯34度20分22秒,東経129度21分6秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3013号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 第ヶ和田浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越第ヶ和田浦長崎鼻 内標識 (北緯34度20分31秒,東経129度20分57秒) 2 同市同町小船越よしがわだ北鼻標識 (北緯34度20分29秒,東経129度21分0秒) 3 同市同町小船越第ヶ和田浦一番鼻標識 (北緯34度20分35秒,東経129度21分6秒) 4 同市同町小船越第ヶ和田浦長崎鼻標識 (北緯34度20分38秒,東経129度21分1秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度20分31秒,東経129度20分58秒) ロ 1と2を結ぶ直線上2から55メートルのところ (北緯34度20分30秒,東経129度20分59秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から45メートルのところ (北緯34度20分36秒,東経129度21分5秒) ニ 3と4を結ぶ直線上4から60メートルのところ (北緯34度20分37秒,東経129度21分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3014号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 千切浦 地先	次の3、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで3に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越第ケ和田浦外鼻標 識 (北緯34度20分29秒,東経129度20分50秒) 2 同市同町小船越大千切島たからへの鼻 南端 (北緯34度20分42秒,東経129度20分32秒) 3 同市同町小船越小千切小島西端 (北緯34度20分47秒,東経129度21分2秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から230メートルのところ (北緯34度20分33秒,東経129度20分44秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から360メートルのとこ ろ (北緯34度20分36秒,東経129度20分40秒) ハ 3から327度125メートルのところ (北緯34度20分51秒,東経129度20分59秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3015号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 中ノ島 東岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市美津島町小船越中ノ島北東端 (北緯34度20分39秒,東経129度20分4秒) 2 同市同町小船越中ノ島東端 (北緯34度20分29秒,東経129度20分6秒) 3 同市同町小船越中ノ島南端 (北緯34度20分24秒,東経129度20分1秒) 4 同市同町大山箕島南西端 (北緯34度20分12秒,東経129度20分22秒) 5 同市同町大山清五郎鼻標識 (北緯34度20分16秒,東経129度20分41秒) 6 同市同町小船越大千切島かたへの鼻南 端 (北緯34度20分42秒,東経129度20分32秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度20分40秒,東経129度20分6秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度20分29秒,東経129度20分8秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ (北緯34度20分23秒,東経129度20分4秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのとこ ろ (北緯34度20分21秒,東経129度20分7秒) ホ 2と5を結ぶ直線上2から150メートルのとこ ろ (北緯34度20分27秒,東経129度20分12秒) ヘ 1と6を結ぶ直線上1から150メートルのとこ ろ (北緯34度20分40秒,東経129度20分10秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3016号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 中ノ島 地先	次の2、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、1と3を 結んだ直線及び1から2、3 から4に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町小船越中ノ島中央部西浦 標識 (北緯34度20分33秒,東経129度20分1秒) 2 同市同町小船越中ノ島南端 (北緯34度20分24秒,東経129度20分1秒) 3 同市同町小船越沖ノ島中央部東端 (北緯34度20分33秒,東経129度19分55秒) 4 同市同町小船越沖ノ島南端 (北緯34度20分22秒,東経129度19分54秒) 5 同市同町小船越大山番頭島北端 (北緯34度19分11秒,東経129度19分56秒)	イ 2から197度190メートルのところ (北緯34度20分18秒,東経129度19分59秒) ロ 4と5を結ぶ直線上4から100メートルのとこ ろ (北緯34度20分19秒,東経129度19分54秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3017号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 沖ノ島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市美津島町小船越沖ノ島北西端 (北緯34度20分42秒,東経129度19分48秒) 2 同市同町小船越沖ノ島西端中鼻突角標識 (北緯34度20分31秒,東経129度19分49秒) 3 同市同町小船越沖ノ島南端 (北緯34度20分22秒,東経129度19分54秒)	イ 1から260度80メートルのところ (北緯34度20分41秒,東経129度19分45秒) ロ 1から260度280メートルのところ (北緯34度20分40秒,東経129度19分37秒) ハ 2から260度225メートルのところ (北緯34度20分30秒,東経129度19分40秒) ニ 3から260度225メートルのところ (北緯34度20分21秒,東経129度19分45秒) ホ 3から260度25メートルのところ (北緯34度20分22秒,東経129度19分53秒) ヘ 2から260度25メートルのところ (北緯34度20分31秒,東経129度19分48秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3018号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 中ノ島 北岸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線、5と6を 結んだ直線及び1から6、2 から5に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町小船越沖ノ島北端 (北緯34度20分42秒,東経129度19分49秒) 2 同市同町小船越中ノ島北西端 (北緯34度20分39秒,東経129度20分1秒) 3 同市同町小船越岡島南西端 (北緯34度20分47秒,東経129度20分3秒) 4 同市同町濃部草島南端 (北緯34度21分19秒,東経129度19分58秒) 5 同市同町小船越中ノ島白岩鼻尖角標識 (北緯34度20分37秒,東経129度19分58秒) 6 同市同町小船越中ノ島大石標識 (北緯34度20分38秒,東経129度19分53秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度20分45秒,東経129度19分50秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から200メートルのとこ ろ (北緯34度20分45秒,東経129度20分3秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3019号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 岡島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越岡島北端 (北緯34度20分55秒,東経129度20分7秒) 2 同市同町小船越岡島西岸北鼻標識 (北緯34度20分50秒,東経129度20分2秒)	イ 1から315度30メートルのところ (北緯34度20分55秒,東経129度20分6秒) ロ 1から315度180メートルのところ (北緯34度20分59秒,東経129度20分2秒) ハ 2から315度180メートルのところ (北緯34度20分54秒,東経129度19分57秒) ニ 2から315度30メートルのところ (北緯34度20分51秒,東経129度20分2秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3020号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 大千切島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市美津島町小船越大千切島綿打河内 崎西端標柱 (北緯34度20分54秒,東経129度20分24秒) 2 同市同町小船越大千切島かたへらすかの 鼻西端標識 (北緯34度20分47秒,東経129度20分26秒) 3 同市同町小船越大千切島たからへらの鼻 南端 (北緯34度20分42秒,東経129度20分32秒) 4 同市同町小船越中の島北端 (北緯34度20分39秒,東経129度20分4秒)	イ 1から188度50メートルのところ (北緯34度20分52秒,東経129度20分24秒) ロ 2から270度30メートルのところ (北緯34度20分47秒,東経129度20分25秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯34度20分42秒,東経129度20分30秒) ニ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのとこ ろ (北緯34度20分42秒,東経129度20分25秒) ホ 2から270度150メートルのところ (北緯34度20分47秒,東経129度20分20秒) ヘ 1から248度140メートルのところ (北緯34度20分52秒,東経129度20分19秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3021号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 綿打 河内浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越大千切島東中鼻標 識 (北緯34度21分3秒,東経129度20分41秒) 2 同市同町濃部京が島東岸標識 (北緯34度21分13秒,東経129度20分34秒) 3 同市同町濃部綿打河内浦中鼻標柱 (北緯34度21分8秒,東経129度20分45秒) 4 同市同町小船越大千切島東下鼻標識 (北緯34度21分3秒,東経129度20分48秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯34度21分3秒,東経129度20分41秒) ロ 1と2結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯34度21分6秒,東経129度20分39秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から150メートルのとこ ろ (北緯34度21分7秒,東経129度20分45秒) ニ 3と4を結ぶ直線上4から50メートルのところ (北緯34度21分4秒,東経129度20分47秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3022号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 つづみ崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町濃部白木鼻標識 (北緯34度21分26秒,東経129度20分32秒) 2 同市同町濃部つづみ崎浦標識 (北緯34度21分24秒,東経129度20分30秒)	イ 1から280度240メートルのところ (北緯34度21分28秒,東経129度20分22秒) ロ 2から280度210メートルのところ (北緯34度21分26秒,東経129度20分22秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3023号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 濃部浦 地先	次の2、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部濃部浦水ヶ浦鼻北西 端 (北緯34度21分47秒,東経129度20分54秒) 2 同市同町濃部濃部浦坊主鼻北東端 (北緯34度21分43秒,東経129度20分41秒) 3 同市同町濃部濃部浦坊主鼻北西端 (北緯34度21分44秒,東経129度20分39秒) 4 同市同町濃部エビス鼻南東端 (北緯34度22分2秒,東経129度20分35秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度21分47秒,東経129度20分53秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から250メートルのとこ ろ (北緯34度21分52秒,東経129度20分47秒) ハ 3から300度90メートルのところ (北緯34度21分45秒,東経129度20分36秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3024号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 濃部浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町濃部濃部浦西鼻標識A(同 市同町濃部濃部浦西鼻南端から東方海岸沿 いに20メートルのところ) (北緯34度21分50秒,東経129度20分59秒) 2 同市同町同濃部浦西鼻標識B(1から東方 海岸沿いに120メートルのところ) (北緯34度21分51秒,東経129度21分3秒)	イ 1から180度30メートルのところ (北緯34度21分49秒,東経129度20分59秒) ロ 2から180度30メートルのところ (北緯34度21分50秒,東経129度21分3秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3025号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 いろん崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、5の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域 ただし、3、ホ、ニ、4の各点 を順次んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域を除く	1 対馬市美津島町濃部浦鼻標識 (北緯34度22分22秒,東経129度21分2秒) 2 同市同町濃部おみいぜ鼻標識 (北緯34度22分19秒,東経129度20分55秒) 3 同市同町濃部いろん崎標識B号階段横 (北緯34度22分18秒,東経129度20分55秒) 4 同市同町濃部いろん崎標識C号階段横 (北緯34度22分13秒,東経129度20分53秒) 5 同市同町濃部いろん崎標識D号街灯前 (北緯34度22分11秒,東経129度20分51秒) 6 同市同町濃部人呼崎標柱 (北緯34度22分23秒,東経129度20分46秒)	イ 1から345度60メートルのところ (北緯34度22分23秒,東経129度21分1秒) ロ 2から295度60メートルのところ (北緯34度22分19秒,東経129度20分53秒) ハ 5から295度100メートルのところ (北緯34度22分12秒,東経129度20分47秒) ニ 4と6を結ぶ直線上4から60メートルのところ (北緯34度22分15秒,東経129度20分52秒) ホ 3から295度30メートルのところ (北緯34度22分18秒,東経129度20分53秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3026号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 はげ崎 地先	次の2、1、イ、ロ、3の各点 を順次結んだ各直線と3か ら2に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部はげ崎標柱 (北緯34度22分18秒,東経129度20分43秒) 2 同市同町濃部人呼崎標柱 (北緯34度22分23秒,東経129度20分46秒) 3 同市同町濃部人呼崎突端A号 (北緯34度22分24秒,東経129度20分47秒)	イ 1から115度90メートルのところ (北緯34度22分17秒,東経129度20分46秒) ロ 3から115度100メートルのところ (北緯34度22分23秒,東経129度20分50秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3027号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 乙が浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部いも木崎突端標識 (北緯34度22分6秒,東経129度20分37秒) 2 同市同町濃部標識A (北緯34度22分3秒,東経129度20分47秒) 3 同市同町濃部工場前標識 (北緯34度22分12秒,東経129度20分52秒) 4 同市同町濃部はげ崎南岸標識 (北緯34度22分17秒,東経129度20分40秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度22分6秒,東経129度20分39秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのとこ ろ (北緯34度22分5秒,東経129度20分42秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から130メートルのとこ ろ (北緯34度22分15秒,東経129度20分45秒) ニ 3と4を結ぶ直線上4から50メートルのところ (北緯34度22分16秒,東経129度20分42秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3028号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 えびす崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部えびす崎北の鼻南端 (北緯34度22分1秒,東経129度20分34秒) 2 同市同町濃部えびす崎北の鼻北端 (北緯34度22分3秒,東経129度20分35秒)	イ 1から115度15メートルのところ (北緯34度22分1秒,東経129度20分35秒) ロ 1から115度130メートルのところ (北緯34度21分59秒,東経129度20分39秒) ハ 2から115度130メートルのところ (北緯34度22分2秒,東経129度20分40秒) ニ 2から115度15メートルのところ (北緯34度22分3秒,東経129度20分36秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3029号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 白方浦 地先	次の1、イ、ロ、3、ハ、ニ、 ホ、8の各点を順次結んだ 各直線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部白方崎東鼻標識 (北緯34度21分49秒,東経129度20分3秒) 2 同市同町濃部こしろ鼻北西端 (北緯34度21分37秒,東経129度20分32秒) 3 同市同町濃部こぶと突端標識 (北緯34度21分58秒,東経129度20分27秒) 4 同市同町濃部ねん島頂上 (北緯34度21分50秒,東経129度20分25秒) 5 同市同町濃部堤防標識 (北緯34度22分0秒,東経129度20分23秒) 6 同市同町濃部白方中鼻標識 (北緯34度22分3秒,東経129度20分20秒) 7 同市同町濃部白方崎東側鼻 (北緯34度22分6秒,東経129度20分20秒) 8 同市同町濃部白方崎堤防標識 (北緯34度22分5秒,東経129度20分13秒) 9 同市同町濃部草島南東端標識 (北緯34度21分21秒,東経129度20分1秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度21分48秒,東経129度20分5秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から100メートルのこ ろ (北緯34度21分55秒,東経129度20分26秒) ハ 5と9を結ぶ直線上5から60メートルのところ (北緯34度21分58秒,東経129度20分22秒) ニ 6と1を結ぶ直線上6から80メートルのところ (北緯34度22分1秒,東経129度20分18秒) ホ 7と8を結ぶ直線上8から100メートルのこ ろ (北緯34度22分5秒,東経129度20分17秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3030号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 草島 地先	次のイ、ロ、ハ、2の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部草島北端 (北緯34度21分42秒,東経129度20分3秒) 2 同市同町濃部草島東岸標識 (北緯34度21分32秒,東経129度20分3秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯34度21分42秒,東経129度20分5秒) ロ 1から90度150メートルのところ (北緯34度21分42秒,東経129度20分9秒) ハ 2から90度100メートルのところ (北緯34度21分32秒,東経129度20分7秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3031号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 草島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨とうには崎南端 (北緯34度21分30秒,東経129度19分39秒) 2 同市同町嵯峨浜椿崎 (北緯34度21分3秒,東経129度19分33秒) 3 同市同町嵯峨多田島南端 (北緯34度20分52秒,東経129度19分24秒) 4 同市美津島町小船越麦島北端 (北緯34度20分33秒,東経129度20分35秒) 5 同市同町小船越大千切島綿打河内崎 (北緯34度20分49秒,東経129度20分26秒) 6 同市同町濃部草島南東端 (北緯34度21分21秒,東経129度20分1秒) 7 同市同町濃部つつみ崎北鼻突端標識 (北緯34度21分33秒,東経129度20分28秒)	イ 1と4を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点 (北緯34度21分14秒,東経129度19分55秒) ロ 1と4を結ぶ直線と3と7を結ぶ直線との交点 (北緯34度21分12秒,東経129度19分57秒) ハ 5と6を結ぶ直線上6から170メートルのとこ ろ (北緯34度21分15秒,東経129度20分5秒) ニ 5と6を結ぶ直線上6から100メートルのとこ ろ (北緯34度21分17秒,東経129度20分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3032号	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町糸瀬くずれ上の鼻標識 (北緯34度22分8秒,東経129度19分24秒) 2 同市同町糸瀬はやぶさ上の鼻標識(1から 西方海岸沿いに120メートルのところ) (北緯34度22分12秒,東経129度19分22秒) 3 同市同町糸瀬大石突端標識 (北緯34度22分6秒,東経129度19分17秒) 4 同市同町糸瀬せんさん下の鼻標識 (北緯34度22分8秒,東経129度19分14秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯34度22分8秒,東経129度19分22秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度22分11秒,東経129度19分20秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3033号	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町糸瀬浦よしの際作業小屋北 東端 (北緯34度22分5秒,東経129度19分22秒) 2 同市同町糸瀬浦よしの際下の鼻(1から東方 海岸沿いに40メートルのところ) (北緯34度22分4秒,東経129度19分23秒) 3 同市同町糸瀬くずれ上の鼻標識 (北緯34度22分8秒,東経129度19分24秒) 4 同市同町糸瀬くずれ標識(3から東方海岸沿 いに40メートルのところ) (北緯34度22分7秒,東経129度19分27秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度22分6秒,東経129度19分23秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度22分5秒,東経129度19分25秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3034号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 とうには崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲの 各点を順次結んでイに至る 各直線によって囲まれた区 域	1 対馬市豊玉町嵯峨とうには崎石垣の鼻南端 (北緯34度21分34秒,東経129度19分30秒) 2 同市同町嵯峨とうには崎東端 (北緯34度21分35秒,東経129度19分43秒) 3 同市同町嵯峨とうには崎北二番鼻北東端 (北緯34度21分38秒,東経129度19分42秒) 4 同市同町嵯峨瀬の内の鼻標識 (北緯34度21分48秒,東経129度19分33秒) 5 同市同町嵯峨たつの鼻北端 (北緯34度21分51秒,東経129度19分26秒) 6 同市同町糸瀬シゲン上の鼻標識 (北緯34度21分58秒,東経129度19分38秒) 7 同市同町糸瀬若松崎南西端 (北緯34度21分51秒,東経129度19分42秒) 8 同市美津島町濃部えびす崎南の鼻東端 (北緯34度21分58秒,東経129度20分27秒) 9 同市同町濃部草島南端 (北緯34度21分19秒,東経129度19分58秒) 10 同市同町島山小碓崎北端 (北緯34度20分11秒,東経129度19分36秒) 11 同市豊玉町嵯峨おうだんの内鼻北端 (北緯34度21分28秒,東経129度19分29秒) 12 同市同町嵯峨檜郷の浦中の鼻標識 (北緯34度21分35秒,東経129度19分22秒) 13 同市同町嵯峨船かくし下鼻北端 (北緯34度21分37秒,東経129度19分20秒)	イ 1と11を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度21分33秒,東経129度19分29秒) ロ 2と10を結ぶ直線と9と13を結ぶ直線との交 点 (北緯34度21分26秒,東経129度19分43秒) ハ 2から90度30メートルのところ (北緯34度21分35秒,東経129度19分45秒) ニ 3と8を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯34度21分39秒,東経129度19分43秒) ホ 4と7を結ぶ直線上4から30メートルのところ (北緯34度21分49秒,東経129度19分35秒) ヘ 5と6を結ぶ直線上5から110メートルのとこ ろ (北緯34度21分53秒,東経129度19分29秒) ト 5と6を結ぶ直線上5から190メートルのところ (北緯34度21分55秒,東経129度19分32秒) チ 4と7を結ぶ直線上4から110メートルのとこ ろ (北緯34度21分50秒,東経129度19分37秒) リ 3と8を結ぶ直線上3から110メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度19分46秒) ヌ 2から90度110メートルのところ (北緯34度21分35秒,東経129度19分48秒) ル 9と12を結ぶ直線上9から350メートルのとこ ろ (北緯34度21分24秒,東経129度19分46秒) ヲ 1と11を結ぶ直線上1から100メートルのとこ ろ (北緯34度21分31秒,東経129度19分29秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3035号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 太郎瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町糸瀬赤崎北の鼻 (北緯34度22分7秒,東経129度19分47秒) 2 同市同町嵯峨水の浦北鼻 (北緯34度21分16秒,東経129度19分33秒) 3 同市同町嵯峨浜椿西鼻 (北緯34度20分58秒,東経129度19分26秒) 4 同市美津島町島山島ノ浦沖鼻 (北緯34度20分2秒,東経129度19分40秒) 5 同市同町小船越大千切島北西端 (北緯34度20分59秒,東経129度20分31秒) 6 同市同町濃部草島南端 (北緯34度21分19秒,東経129度19分58秒)	イ 1と4を結ぶ直線と2と6を結ぶ直線との交点 (北緯34度21分17秒,東経129度19分44秒) ロ 1と4を結ぶ直線と3と5を結ぶ直線との交点 (北緯34度20分58秒,東経129度19分43秒) ハ 3と5を結ぶ直線上3から540メートルのとこ ろ (北緯34度20分58秒,東経129度19分47秒) ニ 2と6を結ぶ直線上6から260メートルのとこ ろ (北緯34度21分18秒,東経129度19分48秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3036号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 多田島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨多田島南端 (北緯34度20分52秒,東経129度19分24秒) 2 同市美津島町島山五合島頂上 (北緯34度20分6秒,東経129度19分49秒) 3 同市同町小船越沖ノ島北端 (北緯34度20分42秒,東経129度19分49秒) 4 同市豊玉町嵯峨大浦の鼻標識 (北緯34度21分16秒,東経129度19分34秒) 5 同市同町貝鮚鯨瀬鼻南端 (北緯34度20分44秒,東経129度19分7秒) 6 同市美津島町濃部京が島西端 (北緯34度21分6秒,東経129度20分19秒) 7 同市同町濃部京が島南東端 (北緯34度21分5秒,東経129度20分24秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から170メートルのところ (北緯34度20分46秒,東経129度19分27秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から270メートルのこ ろ (北緯34度20分43秒,東経129度19分29秒) ハ 3と4を結ぶ直線と5と7を結ぶ直線との交点 (北緯34度20分54秒,東経129度19分44秒) ニ 3と4を結ぶ直線と6と1を結ぶ直線との交点 (北緯34度20分56秒,東経129度19分43秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3037号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮚 鯨瀬浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮚鯨瀬標識 (北緯34度20分47秒,東経129度19分9秒) 2 同市同町貝鮚鯨瀬浦西岸標識B (北緯34度20分33秒,東経129度18分52秒)	イ 1から113度40メートルのところ (北緯34度20分47秒,東経129度19分10秒) ロ 2から90度430メートルのところ (北緯34度20分33秒,東経129度19分9秒) ハ 2から90度510メートルのところ (北緯34度20分33秒,東経129度19分12秒) ニ 1から113度110メートルのところ (北緯34度20分46秒,東経129度19分13秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3038号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 鯨瀬浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎長崎鼻突端西側標識 (北緯34度20分44秒,東経129度19分7秒)	イ 1から270度35メートルのところ (北緯34度20分44秒,東経129度19分5秒) ロ 1から190度335メートルのところ (北緯34度20分34秒,東経129度19分4秒) ハ 1から198度345メートルのところ (北緯34度20分34秒,東経129度19分3秒) ニ 1から270度75メートルのところ (北緯34度20分44秒,東経129度19分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3039号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎鯨瀬浦啓次工場水槽北 東端標識 (北緯34度20分55秒,東経129度18分57秒) 2 同市同町貝鮎鯨瀬浦啓次工場護岸標識(1 から南方に20メートルのところ) (北緯34度20分54秒,東経129度18分56秒)	イ 1から113度60メートルのところ (北緯34度20分54秒,東経129度18分59秒) ロ 2から113度60メートルのところ (北緯34度20分53秒,東経129度18分58秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3040号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 クブト浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒クブト浦護岸標識 (北緯34度20分25秒,東経129度18分42秒) 2 同市同町貝鮒クブト浦中鼻標識 (北緯34度20分21秒,東経129度18分39秒) 3 同市同町貝鮒クブト浦中鼻南標識(2から南 方海岸沿いに115メートルのところ) (北緯34度20分18秒,東経129度18分39秒)	イ 1から180度の直線と2から90度の直線との 交点 (北緯34度20分21秒,東経129度18分42秒) ロ 1から180度の直線と3から90度の直線との 交点 (北緯34度20分18秒,東経129度18分42秒) ハ 3から90度470メートルのところ (北緯34度20分18秒,東経129度18分57秒) ニ 2から90度440メートルのところ (北緯34度20分21秒,東経129度18分56秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3041号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 明崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒明崎さき鼻標識 (北緯34度20分22秒,東経129度18分32秒) 2 同市同町貝鮒明崎内鼻標識(1から南方 海岸沿いに90メートルのところ) (北緯34度20分19秒,東経129度18分30秒) 3 同市同町貝鮒明崎鼻先端標識 (北緯34度20分28秒,東経129度18分10秒) 4 同市同町貝鮒白銀島北端標識 (北緯34度20分26秒,東経129度18分22秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度20分22秒,東経129度18分30秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度20分19秒,東経129度18分28秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から140メートルのとこ ろ (北緯34度20分21秒,東経129度18分25秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から130メートルのとこ ろ (北緯34度20分24秒,東経129度18分27秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3042号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 くぶと 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒じってん中鼻標識 (北緯34度20分31秒,東経129度18分39秒) 2 同市同町貝鮒笹鼻内標識(笹鼻突端から北 東へ50メートルのところ) (北緯34度20分22秒,東経129度18分32秒) 3 同市同町貝鮒白銀鼻南端 (北緯34度20分27秒,東経129度18分23秒) 4 同市同町貝鮒天神神社島居前護岸降口標 識 (北緯34度20分31秒,東経129度18分30秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から45メートルのところ (北緯34度20分31秒,東経129度18分38秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から135メートルのとこ ろ (北緯34度20分31秒,東経129度18分34秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から165メートルのとこ ろ (北緯34度20分25秒,東経129度18分28秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から75メートルのところ (北緯34度20分23秒,東経129度18分30秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3043号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒貝鮒浦西護岸標識A (北緯34度20分44秒,東経129度18分36秒) 2 同市同町貝鮒貝鮒浦西護岸標識B (北緯34度20分43秒,東経129度18分35秒) 3 同市同町貝鮒貝鮒浦東岸標識C (北緯34度20分41秒,東経129度18分39秒) 4 同市同町貝鮒貝鮒浦東岸標識D (北緯34度20分44秒,東経129度18分38秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から38メートルのところ (北緯34度20分44秒,東経129度18分37秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯34度20分42秒,東経129度18分36秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3044号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 貝鮎崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎貝鮎浦西護岸南側標識 A (北緯34度20分36秒,東経129度18分32秒) 2 同市同町貝鮎貝鮎浦西護岸南側標識B (北緯34度20分35秒,東経129度18分31秒)	イ 1から115度30メートルのところ (北緯34度20分36秒,東経129度18分33秒) ロ 2から115度30メートルのところ (北緯34度20分35秒,東経129度18分33秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3045号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 白銀島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎白銀島北端標識 (北緯34度20分26秒,東経129度18分22秒) 2 同市同町貝鮎白銀島南端 (北緯34度20分24秒,東経129度18分22秒) 3 同市同町貝鮎貝鮎崎ささ鼻標識 (北緯34度20分22秒,東経129度18分32秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度20分25秒,東経129度18分24秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から85メートルのところ (北緯34度20分25秒,東経129度18分25秒) ハ 2から165度90メートルのところ (北緯34度20分22秒,東経129度18分23秒) ニ 2から192度70メートルのところ (北緯34度20分22秒,東経129度18分21秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3046号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 デイ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市豊玉町貝鮒ツチバチ崎内鼻標識 (北緯34度20分33秒,東経129度18分6秒) 2 同市同町貝鮒デイノ浦黒貝崎突端 (北緯34度20分40秒,東経129度18分2秒) 3 同市同町貝鮒デイノ浦水垂南端標識 (北緯34度20分58秒,東経129度17分60秒) 4 同市同町佐志賀大石なん浜南東端 (北緯34度21分5秒,東経129度17分40秒) 5 同市同町貝鮒一重崎南端 (北緯34度20分16秒,東経129度17分15秒)	イ 3と4を結ぶ直線上3から40メートルのところ (北緯34度20分58秒,東経129度17分58秒) ロ 2と5を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯34度20分39秒,東経129度18分0秒) ハ 1と5を結ぶ直線上1から65メートルのところ (北緯34度20分32秒,東経129度18分4秒) ニ 1と5を結ぶ直線上1から105メートルのとこ ろ (北緯34度20分31秒,東経129度18分2秒) ホ 2と5を結ぶ直線上2から85メートルのところ (北緯34度20分39秒,東経129度17分59秒) ヘ 3と4を結ぶ直線上3から85メートルのところ (北緯34度20分59秒,東経129度17分56秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3047号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	次の1、イ、ロ、5の各点を 順次結んだ各直線、2、ハ、 3の各点を順次結んだ各直 線及び1から2、3から5に至 る各最高高潮時海岸線によ って囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨きょうづか突端標識 (北緯34度21分14秒,東経129度18分29秒) 2 同市同町嵯峨長岩崎突端 (北緯34度21分8秒,東経129度18分19秒) 3 同市同町嵯峨オリオト中鼻 (北緯34度21分4秒,東経129度18分14秒) 4 同市同町嵯峨水谷北東端 (北緯34度21分5秒,東経129度18分7秒) 5 同市同町嵯峨水谷北西端 (北緯34度21分4秒,東経129度18分3秒) 6 同市同町嵯峨つよう長曽根鼻大岩 (北緯34度21分33秒,東経129度18分13秒) 7 同市同町嵯峨かしだけ鼻標識 (北緯34度21分20秒,東経129度18分26秒)	イ 1と7を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度21分17秒,東経129度18分28秒) ロ 5と6を結ぶ直線上5から20メートルのところ (北緯34度21分5秒,東経129度18分3秒) ハ 3と6を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 (北緯34度21分7秒,東経129度18分14秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3048号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	次の2、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨網代崎突端標識 (北緯34度21分20秒,東経129度18分35秒) 2 同市同町嵯峨きょうづか崎突端標識 (北緯34度21分16秒,東経129度18分32秒) 3 同市同町嵯峨網代北排水口 (北緯34度21分16秒,東経129度18分39秒) 4 同市同町嵯峨かしだけ鼻標識 (北緯34度21分20秒,東経129度18分26秒)	イ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度21分17秒,東経129度18分30秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度21分18秒,東経129度18分34秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3049号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町嵯峨嵯峨浦ケンベ鼻標識 (北緯34度21分32秒,東経129度18分35秒) 2 同市同町嵯峨浦小ハマの鼻標識 (北緯34度21分31秒,東経129度18分37秒) 3 同市同町嵯峨浦げんけ北鼻標識 (北緯34度21分36秒,東経129度18分38秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度21分32秒,東経129度18分36秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3050号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	次の1、ホ、ニ、ハ、ロ、イ、 ト、ヘ、2の各点を順次結ん だ各直線と最高高潮時海 岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨徳利崎南東端 (北緯34度21分17秒,東経129度18分21秒) 2 同市同町かしだけ鼻標識 (北緯34度21分20秒,東経129度18分26秒) 3 同市同町はやの鼻標識 (北緯34度21分23秒,東経129度18分30秒) 4 同市同町嵯峨浦標識A号 (北緯34度21分29秒,東経129度18分33秒) 5 同市同町網代崎突端標識 (北緯34度21分20秒,東経129度18分35秒) 6 同市同町きょうづか崎突端標識 (北緯34度21分16秒,東経129度18分32秒)	イ 4から123度20メートルのところ (北緯34度21分29秒,東経129度18分33秒) ロ 4から123度55メートルのところ (北緯34度21分28秒,東経129度18分35秒) ハ 3と5を結ぶ直線上3から50メートルのところ (北緯34度21分22秒,東経129度18分32秒) ニ 2と6を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度21分19秒,東経129度18分28秒) ホ 1から130度55メートルのところ (北緯34度21分15秒,東経129度18分23秒) ヘ 2と6を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯34度21分19秒,東経129度18分27秒) ト 3と5を結ぶ直線上3から10メートルのところ (北緯34度21分23秒,東経129度18分31秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3051号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 高平わだ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨つよう長曾根鼻大石 (北緯34度21分32秒,東経129度18分13秒) 2 同市同町佐志賀浮瀬 (北緯34度21分26秒,東経129度17分58秒) 3 同市同町嵯峨かしだけ徳利崎南西端 (北緯34度21分16秒,東経129度18分19秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度21分32秒,東経129度18分12秒) ロ 3から270度30メートルのところ (北緯34度21分16秒,東経129度18分18秒) ハ 3から270度130メートルのところ (北緯34度21分16秒,東経129度18分14秒) ニ 1と2を結ぶ直線上1から130メートルのとこ ろ (北緯34度21分30秒,東経129度18分8秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3052号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨ツヨ長曾根鼻北西端標 識 (北緯34度21分34秒,東経129度18分12秒) 2 同市同町嵯峨佐志賀神社前標識 (北緯34度21分40秒,東経129度18分9秒) 3 同市同町嵯峨かたひら突端標識 (北緯34度21分31秒,東経129度17分32秒)	イ 1から251度80メートルのところ (北緯34度21分33秒,東経129度18分9秒) ロ 1から251度180メートルのところ (北緯34度21分32秒,東経129度18分5秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのとこ ろ (北緯34度21分38秒,東経129度18分3秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯34度21分39秒,東経129度18分6秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3053号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀防波堤付根標識 (北緯34度21分45秒,東経129度18分9秒) 2 同市同町佐志賀神社前標識 (北緯34度21分40秒,東経129度18分9秒) 3 同市同町佐志賀黒島南端 (北緯34度21分40秒,東経129度17分15秒) 4 同市同町佐志賀黒島北端 (北緯34度21分48秒,東経129度17分15秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から160メートルのところ (北緯34度21分45秒,東経129度18分3秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのとこ ろ (北緯34度21分40秒,東経129度18分3秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から70メートルのところ (北緯34度21分40秒,東経129度18分6秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から65メートルのところ (北緯34度21分45秒,東経129度18分7秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3054号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	次の3、2、イ、ロ、ハ、ニ、 ホ、4の各点を順次結んだ 各直線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀えびす鼻南西端標識 (北緯34度22分1秒,東経129度18分7秒) 2 同市同町佐志賀えびす鼻南西端石垣標識 (北緯34度21分60秒,東経129度18分9秒) 3 同市同町佐志賀こざしか北端護岸角標識 (北緯34度21分53秒,東経129度18分12秒) 4 同市同町佐志賀在所北西端護岸標識 (北緯34度21分52秒,東経129度18分10秒) 5 同市同町佐志賀オデンガ島北端 (北緯34度21分36秒,東経129度17分22秒) 6 同市同町佐志賀浮瀬航路標識 (北緯34度21分26秒,東経129度17分58秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度21分58秒,東経129度18分6秒) ロ 4と5を結ぶ直線上4から160メートルのとこ ろ (北緯34度21分50秒,東経129度18分4秒) ハ 4と5を結ぶ直線上4から80メートルのところ (北緯34度21分51秒,東経129度18分8秒) ニ 2から190度100メートルのところ (北緯34度21分57秒,東経129度18分8秒) ホ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯34度21分57秒,東経129度18分10秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3055号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	次の2、チ、イ、ロ、ハ、ニ、 6、ホ、4、ヘ、トの各点を順 次結んだ各直線、3と4を結 んだ直線及び2から3、4か ら5に至る各最高高潮時海 岸線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀塔ヶ崎島南標識 (北緯34度21分52秒,東経129度17分52秒) 2 同市同町佐志賀塔ヶ崎島東岸中鼻南端標 識 (北緯34度21分55秒,東経129度17分56秒) 3 同市同町佐志賀瀬戸南西端標識 (北緯34度21分59秒,東経129度17分58秒) 4 同市同町佐志賀瀬戸南東端標識 (北緯34度21分59秒,東経129度18分0秒) 5 同市同町佐志賀畑石垣突端標識 (北緯34度22分6秒,東経129度18分7秒) 6 同市同町佐志賀島ノ内南西端標識 (北緯34度22分6秒,東経129度18分9秒) 7 同市同町佐志賀防波堤付根標識 (北緯34度21分45秒,東経129度18分9秒)	イ 1から162度70メートルのところ (北緯34度21分50秒,東経129度17分53秒) ロ 1から162度210メートルのところ (北緯34度21分45秒,東経129度17分55秒) ハ 2から171度320メートルのところ (北緯34度21分45秒,東経129度17分58秒) ニ 2から171度の直線と6から208度の直線の 交点 (北緯34度21分48秒,東経129度17分57秒) ホ 5と6を結ぶ直線上5から30メートルのところ (北緯34度22分6秒,東経129度18分8秒) ヘ 4から180度60メートルのところ (北緯34度21分57秒,東経129度18分0秒) ト 3から180度40メートルのところ (北緯34度21分57秒,東経129度17分58秒) チ 2と7を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度21分54秒,東経129度17分57秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3056号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 塔ヶ崎島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の 各点を順次結んだ各直線 及び1から2に至る最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀塔ヶ崎島西岸標識A 号 (北緯34度21分50秒,東経129度17分47秒) 2 同市同町佐志賀塔ヶ崎島西岸標識B号 (北緯34度22分4秒,東経129度17分51秒) 3 同市同町佐志賀塔ヶ崎島北端 (北緯34度22分7秒,東経129度17分53秒)	イ 1から270度110メートルのところ (北緯34度21分50秒,東経129度17分42秒) ロ 2から270度110メートルのところ (北緯34度22分4秒,東経129度17分47秒) ハ 3から284度145メートルのところ (北緯34度22分8秒,東経129度17分48秒) ニ 3から284度60メートルのところ (北緯34度22分7秒,東経129度17分51秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3057号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 大玉 地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点 を順次結んだ各直線、2、 ニ、3を順次結んだ各直線 及び4から3、2から1に至る 各最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀大玉大石突端標識 (北緯34度22分22秒,東経129度18分3秒) 2 同市同町佐志賀大玉標識 (北緯34度22分18秒,東経129度18分3秒) 3 同市同町佐志賀じゅん崎突端標識 (北緯34度22分16秒,東経129度17分55秒) 4 同市同町佐志賀通瀬戸北口鼻標識 (北緯34度22分8秒,東経129度17分54秒) 5 同市同町佐保ヒラジロ南鼻標識 (北緯34度22分16秒,東経129度17分24秒) 6 同市同町卯麦八升鼻南東端 (北緯34度22分41秒,東経129度17分52秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度22分25秒,東経129度18分2秒) ロ 3と5を結ぶ直線上3から120メートルのとこ ろ (北緯34度22分16秒,東経129度17分51秒) ハ 4と5を結ぶ直線上4から130メートルのとこ ろ (北緯34度22分9秒,東経129度17分50秒) ニ 2から270度125メートルのところ (北緯34度22分18秒,東経129度17分58秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3058号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 御前鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀御前鼻北西端 (北緯34度22分31秒,東経129度18分11秒) 2 同市同町佐志賀御前鼻南端 (北緯34度22分27秒,東経129度18分10秒) 3 同市同町卯麦八升島の鼻南東端 (北緯34度22分41秒,東経129度17分52秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から35メートルのところ (北緯34度22分32秒,東経129度18分10秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から135メートルのとこ ろ (北緯34度22分33秒,東経129度18分7秒) ハ 2から299度140メートルのところ (北緯34度22分29秒,東経129度18分5秒) ニ 2から299度40メートルのところ (北緯34度22分28秒,東経129度18分9秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3059号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 糠浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の 各点を順次結んだ各直 線、4と5を結んだ直線及び 1から4、5から6に至る各最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町卯麦卯麦浦東の鼻標識 (北緯34度22分50秒,東経129度18分7秒) 2 同市同町卯麦かめろう突端標識 (北緯34度22分53秒,東経129度18分17秒) 3 同市同町卯麦どうときの鼻標識 (北緯34度22分56秒,東経129度18分19秒) 4 同市同町卯麦糠浦標識 (北緯34度23分2秒,東経129度18分16秒) 5 同市同町卯麦糠浦東の鼻標識 (北緯34度23分6秒,東経129度18分19秒) 6 同市同町仁位ごうすの鼻標識 (北緯34度23分3秒,東経129度18分23秒)	イ 1から135度50メートルのところ (北緯34度22分49秒,東経129度18分9秒) ロ 2から180度50メートルのところ (北緯34度22分52秒,東経129度18分17秒) ハ 3から180度40メートルのところ (北緯34度22分55秒,東経129度18分19秒) ニ 6から158度30分100メートルのところ (北緯34度23分1秒,東経129度18分25秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3060号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 ヲキナの浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町卯麦ヲキナの鼻東標識 (北緯34度22分52秒,東経129度18分0秒) 2 同市同町卯麦卯麦浦東の鼻西標識 (北緯34度22分50秒,東経129度18分6秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3061号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 松崎浦 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町卯麦卯麦浦東岸標識 (北緯34度23分1秒,東経129度17分50秒) 2 同市同町卯麦卯麦浦西岸標識A (北緯34度22分58秒,東経129度17分48秒) 3 同市同町卯麦松崎浦松崎標識 (北緯34度22分57秒,東経129度17分54秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度22分59秒,東経129度17分49秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3062号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 卯麦浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町卯麦橋東端標識 (北緯34度23分2秒,東経129度17分50秒) 2 同市同町卯麦箱崎の鼻標識 (北緯34度23分1秒,東経129度17分50秒)	イ 2から270度40メートルのところ (北緯34度23分2秒,東経129度17分48秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3063号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町卯麦ごそ崎 (北緯34度22分33秒,東経129度17分45秒) 2 同市同町卯麦オコゲツ鼻標識 (北緯34度22分48秒,東経129度18分0秒) 3 同市同町佐志賀御前浜北西端 (北緯34度22分31秒,東経129度18分11秒) 4 同市同町佐志賀じゅん崎鼻 (北緯34度22分16秒,東経129度17分55秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ (北緯34度22分27秒,東経129度17分49秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から200メートルのこ ろ (北緯34度22分42秒,東経129度18分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3064号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 かたひら 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀かたひら海岸中央部 南標識 (北緯34度21分21秒,東経129度17分38秒) 2 同市同町同佐志賀鐘掛崎内側中鼻標識 (北緯34度21分16秒,東経129度17分45秒)	イ 1から45度100メートルのところ (北緯34度21分23秒,東経129度17分40秒) ロ 1から45度350メートルのところ (北緯34度21分29秒,東経129度17分47秒) ハ 2から45度310メートルのところ (北緯34度21分23秒,東経129度17分53秒) ニ 2から45度60メートルのところ (北緯34度21分18秒,東経129度17分46秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3065号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 むたど 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨むたど鼻標識 (北緯34度21分11秒,東経129度17分43秒) 2 同市同町嵯峨むたど中鼻標識 (北緯34度21分7秒,東経129度17分43秒)	イ 1から107度55メートルのところ (北緯34度21分10秒,東経129度17分46秒) ロ 1から107度160メートルのところ (北緯34度21分9秒,東経129度17分49秒) ハ 2から109度160メートルのところ (北緯34度21分5秒,東経129度17分49秒) ニ 2から109度80メートルのところ (北緯34度21分6秒,東経129度17分46秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3066号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 小碓崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山小碓崎中鼻標識 (北緯34度20分8秒,東経129度19分37秒) 2 同市同町島山小碓崎南東端標識 (北緯34度20分2秒,東経129度19分40秒) 3 同市同町島山中ノ島南端 (北緯34度20分24秒,東経129度20分1秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から160メートルのところ (北緯34度20分11秒,東経129度19分42秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から360メートルのとこ ろ (北緯34度20分15秒,東経129度19分48秒) ハ 2から53度380メートルのところ (北緯34度20分10秒,東経129度19分52秒) ニ 2から53度180メートルのところ (北緯34度20分6秒,東経129度19分46秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3067号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 五合島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山五合島南端 (北緯34度20分5秒,東経129度19分50秒)	イ 1から97度33分230メートルのところ (北緯34度20分4秒,東経129度19分59秒) ロ 1から120度30分270メートルのところ (北緯34度20分1秒,東経129度19分59秒) ハ 1から190度150メートルのところ (北緯34度20分0秒,東経129度19分49秒) ニ 1から233度30分50メートルのところ (北緯34度20分4秒,東経129度19分49秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3068号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 枇杷島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山枇杷島北端 (北緯34度19分55秒,東経129度20分10秒) 2 同市同町大山枇杷島西端 (北緯34度19分50秒,東経129度20分2秒) 3 同市同町小船越沖の島南端 (北緯34度20分22秒,東経129度19分54秒) 4 同市同町島山五合島頂上 (北緯34度20分5秒,東経129度19分50秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度19分57秒,東経129度20分9秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から150メートルのとこ ろ (北緯34度19分59秒,東経129度20分7秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から150メートルのとこ ろ (北緯34度19分53秒,東経129度19分59秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度19分51秒,東経129度20分1秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3069号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 枇杷島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山枇杷島北端 (北緯34度19分55秒,東経129度20分10秒) 2 同市同町大山枇杷島南端 (北緯34度19分48秒,東経129度20分3秒) 3 同市同町大山弁天島北端 (北緯34度19分51秒,東経129度20分31秒) 4 同市同町大山仁田崎南端 (北緯34度19分36秒,東経129度20分35秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度19分54秒,東経129度20分14秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から280メートルのとこ ろ (北緯34度19分53秒,東経129度20分21秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から300メートルのとこ ろ (北緯34度19分44秒,東経129度20分14秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から120メートルのとこ ろ (北緯34度19分47秒,東経129度20分7秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3070号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 枇杷島西 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山屋敷名中鼻標識 (北緯34度19分49秒,東経129度19分43秒) 2 同市同町島山赤崎外中鼻標識 (北緯34度19分41秒,東経129度19分51秒)	イ 1から72度290メートルのところ (北緯34度19分52秒,東経129度19分54秒) ロ 1から72度400メートルのところ (北緯34度19分53秒,東経129度19分58秒) ハ 2から72度280メートルのところ (北緯34度19分44秒,東経129度20分2秒) ニ 2から72度170メートルのところ (北緯34度19分42秒,東経129度19分58秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3071号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐保 佐保浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町佐保護岸標識 (北緯34度23分14秒,東経129度17分18秒) 2 同市同町卯麦長浜善雄閣護岸北端 (北緯34度23分8秒,東経129度17分21秒)	イ 1から243度30メートルのところ (北緯34度23分14秒,東経129度17分17秒) ロ 2から267度30メートルのところ (北緯34度23分8秒,東経129度17分20秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3072号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 佐保浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町卯麦長浜標識 (北緯34度23分6秒,東経129度17分21秒) 2 同市同町卯麦長浜義雄関護岸北端標識 (北緯34度23分8秒,東経129度17分21秒)	イ 1から267度40メートルのところ (北緯34度23分6秒,東経129度17分19秒) ロ 2から267度35メートルのところ (北緯34度23分8秒,東経129度17分20秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3073号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐保 佐保浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐保オノグチ南の鼻標識 (北緯34度23分6秒,東経129度17分15秒) 2 同市同町佐保仙入導鼻標識 (北緯34度23分3秒,東経129度17分8秒)	イ 1から180度5メートルのところ (北緯34度23分6秒,東経129度17分15秒) ロ 1から180度35メートルのところ (北緯34度23分5秒,東経129度17分15秒) ハ 2から180度70メートルのところ (北緯34度23分1秒,東経129度17分8秒) ニ 2から180度40メートルのところ (北緯34度23分2秒,東経129度17分8秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3074号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 赤崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの 各点を順次結んでイに至る 各直線によって囲まれた区 域	1 対馬市豊玉町卯麦くろき北の鼻標識 (北緯34度22分59秒,東経129度17分12秒) 2 同市同町卯麦くろき南の鼻標識 (北緯34度22分56秒,東経129度17分11秒) 3 同市同町卯麦赤崎突端標識 (北緯34度22分51秒,東経129度17分11秒)	イ 1から270度10メートルのところ (北緯34度22分59秒,東経129度17分11秒) ロ 1から270度40メートルのところ (北緯34度22分59秒,東経129度17分10秒) ハ 2から270度40メートルのところ (北緯34度22分56秒,東経129度17分9秒) ニ 3から270度30メートルのところ (北緯34度22分51秒,東経129度17分10秒) ホ 2から270度10メートルのところ (北緯34度22分56秒,東経129度17分11秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3075号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 佐保浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市豊玉町卯麦赤崎突端標識 (北緯34度22分51秒,東経129度17分11秒) 2 同市同町卯麦佐保浦北岸中鼻標識 (北緯34度22分46秒,東経129度17分19秒) 3 同市同町卯麦中山北西岸標識 (北緯34度22分43秒,東経129度17分25秒)	イ 1から110度50メートルのところ (北緯34度22分50秒,東経129度17分13秒) ロ 2から165度25メートルのところ (北緯34度22分45秒,東経129度17分19秒) ハ 3から317度140メートルのところ (北緯34度22分46秒,東経129度17分21秒) ニ 3から317度15メートルのところ (北緯34度22分43秒,東経129度17分24秒) ホ 2から165度145メートルのところ (北緯34度22分41秒,東経129度17分20秒) ヘ 1から225度40メートルのところ (北緯34度22分50秒,東経129度17分10秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3076号	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 佐保浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市豊玉町卯麦ごそ崎 (北緯34度22分32秒,東経129度17分44秒) 2 同市同町卯麦すずき崎 (北緯34度22分32秒,東経129度17分35秒) 3 同市同町卯麦すずき崎北鼻標識 (北緯34度22分35秒,東経129度17分36秒)	イ 1から180度40メートルのところ (北緯34度22分31秒,東経129度17分44秒) ロ 1から180度100メートルのところ (北緯34度22分29秒,東経129度17分44秒) ハ 2から233度125メートルのところ (北緯34度22分30秒,東経129度17分31秒) ニ 3から296度70メートルのところ (北緯34度22分36秒,東経129度17分33秒) ホ 3から296度15メートルのところ (北緯34度22分36秒,東経129度17分35秒) ヘ 2から240度25メートルのところ (北緯34度22分32秒,東経129度17分34秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3077号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 小式崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、5の各点 を順次結んだ各直線、4、 3、2の各点を順次結んだ 各直線、及び5から4、2か ら1に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀小式崎祝松北東端標 識 (北緯34度22分24秒,東経129度17分34秒) 2 同市同町佐志賀佐保湾南口標識A (北緯34度22分25秒,東経129度17分32秒) 3 同市同町佐志賀佐保湾南口標識B (北緯34度22分26秒,東経129度17分27秒) 4 同市同町佐志賀佐保湾標識A (北緯34度22分41秒,東経129度17分11秒) 5 同市同町佐志賀佐保湾標識B (北緯34度22分42秒,東経129度17分9秒) 6 同市同町佐志賀すみくら突端標識 (北緯34度22分48秒,東経129度17分4秒)	イ 1から60度50メートルのところ (北緯34度22分25秒,東経129度17分35秒) ロ 6から60度100メートルのところ (北緯34度22分49秒,東経129度17分7秒) ハ 6から60度10メートルのところ (北緯34度22分48秒,東経129度17分4秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3078号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 小式崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀小式崎北東端標識 (北緯34度22分24秒,東経129度17分34秒) 2 同市同町佐志賀すず崎標識 (北緯34度22分1秒,東経129度17分21秒)	イ 1から110度60メートルのところ (北緯34度22分23秒,東経129度17分36秒) ロ 1から110度170メートルのところ (北緯34度22分22秒,東経129度17分40秒) ハ 2から110度160メートルのところ (北緯34度21分59秒,東経129度17分27秒) ニ 2から110度50メートルのところ (北緯34度22分1秒,東経129度17分23秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3079号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 黒島 地先	次の2、1、イ、ロ、3の各点 を順次結んだ各直線と2か ら3に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝口佐志賀才口北鼻東端標 識 (北緯34度21分49秒,東経129度17分5秒) 2 同市同町佐志賀黒島北西端標識 (北緯34度21分47秒,東経129度17分12秒) 3 同市同町佐志賀黒島北端 (北緯34度21分48秒,東経129度17分15秒) 4 同市同町佐志賀えい崎鼻標識 (北緯34度21分56秒,東経129度17分18秒) 5 同市同町佐志賀すず浦西口標識 (北緯34度22分0秒,東経129度17分6秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯34度21分53秒,東経129度17分5秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ (北緯34度21分50秒,東経129度17分15秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3080号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 黒島 地先	次の3、へ、ト、イ、ロ、ハ、 14の各点を順次を結んだ 各直線、13、12、11の各点 を順次結んだ各直線、10、 二、ホ、8の各点を順次結 んだ各直線、7と6を結んだ 直線、5と4を結んだ直線及 び14から13、11から10、8 から7、6から5、4から3に至 る各最高高潮時海岸線によ って囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀黒島北端 (北緯34度21分48秒,東経129度17分15秒) 2 同市同町佐志賀黒島南東端 (北緯34度21分41秒,東経129度17分16秒) 3 同市同町佐志賀黒島南端 (北緯34度21分40秒,東経129度17分15秒) 4 同市同町佐志賀黒島西端標識 (北緯34度21分45秒,東経129度17分8秒) 5 同市同町佐志賀オロ北鼻南東端標識 (北緯34度21分46秒,東経129度17分5秒) 6 同市同町佐志賀オロ浦北鼻標識 (北緯34度21分35秒,東経129度17分4秒) 7 同市同町佐志賀オロ浦南標識 (北緯34度21分33秒,東経129度17分9秒) 8 同市同町佐志賀北浦北東端標識 (北緯34度21分36秒,東経129度17分16秒) 9 同市同町佐志賀オデング島北端 (北緯34度21分36秒,東経129度17分22秒) 10 同市同町佐志賀オデング島東端 (北緯34度21分33秒,東経129度17分25秒) 11 同市同町佐志賀オデング島南端 (北緯34度21分32秒,東経129度17分23秒) 12 同市同町佐志賀北浦中鼻標識 (北緯34度21分32秒,東経129度17分20秒) 13 同市同町佐志賀ホシヤリ鼻北端 (北緯34度21分29秒,東経129度17分22秒) 14 同市同町佐志賀かたひら突端標識 (北緯34度21分31秒,東経129度17分32秒)	イ 1から60度30メートルのところ (北緯34度21分48秒,東経129度17分16秒) ロ 1から60度150メートルのところ (北緯34度21分50秒,東経129度17分20秒) ハ 14から45度150メートルのところ (北緯34度21分35秒,東経129度17分37秒) ニ 10から50度75メートルのところ (北緯34度21分35秒,東経129度17分28秒) ホ 9から0度30メートルのところ (北緯34度21分37秒,東経129度17分22秒) へ 3と8を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯34度21分39秒,東経129度17分15秒) ト 2から70度40メートルのところ (北緯34度21分42秒,東経129度17分18秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3081号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 大石浦 地先	次の1、イ、6の各点を順次 結んだ各直線、2と3を結ん だ直線、4と5を結んだ直線 及び1から2、3から4、5から 6に至る各最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎大石浦清水大石 (北緯34度21分13秒,東経129度17分15秒) 2 同市同町嵯峨大石浦標識A号 (北緯34度21分18秒,東経129度17分16秒) 3 同市同町嵯峨大石浦標識B号 (北緯34度21分18秒,東経129度17分19秒) 4 同市同町嵯峨田崎南東鼻標識 (北緯34度21分14秒,東経129度17分21秒) 5 同市同町嵯峨田崎東鼻標識 (北緯34度21分11秒,東経129度17分26秒) 6 同市同町嵯峨北二番鼻標識 (北緯34度21分8秒,東経129度17分30秒)	イ 6から180度90メートルのところ (北緯34度21分5秒,東経129度17分30秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3082号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 大石浦 地先	次の5、イ、ロ、2、3、4の各 点を順次結んだ各直線と 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒大石浦標識A (北緯34度20分58秒,東経129度17分31秒) 2 同市同町貝鮒大石浦標識B (北緯34度21分2秒,東経129度17分28秒) 3 同市同町貝鮒大石浦清水鼻北東端 (北緯34度21分8秒,東経129度17分19秒) 4 同市同町貝鮒大石浦なぎ浜標識(5より南方 海岸沿いに80メートルのところ) (北緯34度21分10秒,東経129度17分15秒) 5 同市同町貝鮒大石浦なぎ浜南鼻標識 (北緯34度21分12秒,東経129度17分15秒)	イ 1から40度100メートルのところ (北緯34度21分0秒,東経129度17分34秒) ロ 1から40度50メートルのところ (北緯34度20分59秒,東経129度17分32秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3083号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 フカリ浦 地先	次の1と2を結ぶ直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒フカリ浦東岸標識A号 (北緯34度20分47秒,東経129度17分12秒) 2 同市同町貝鮒フカリ浦標識B号 (北緯34度20分55秒,東経129度17分7秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3084号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 フカリ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒フカリ浦東岸標識A (北緯34度20分47秒,東経129度17分12秒) 2 同市同町貝鮒フカリ浦東岸一重崎標識 (北緯34度20分29秒,東経129度17分16秒)	イ 1から270度80メートルのところ (北緯34度20分47秒,東経129度17分9秒) ロ 2から270度180メートルのところ (北緯34度20分29秒,東経129度17分9秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 3085号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 フカリ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒フカリ浦なぎなた崎北鼻 東端標識 (北緯34度20分52秒,東経129度17分4秒) 2 同市同町貝鮒なぎなた崎南鼻突端標識 (北緯34度20分37秒,東経129度17分1秒)	イ 1から90度100メートルのところ (北緯34度20分52秒,東経129度17分8秒) ロ 2から90度150メートルのところ (北緯34度20分37秒,東経129度17分7秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3086号	長崎県 対馬市 豊玉町 志多浦 カタフチ 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町志多浦えびす鼻標識 (北緯34度24分56秒,東経129度16分33秒) 2 同市同町志多浦えびす鼻ウド北側標識(1か ら南西方海岸沿いに40メートルのところ) (北緯34度24分55秒,東経129度16分32秒) 3 同市同町志多浦カタフチ崎標識 (北緯34度24分57秒,東経129度16分24秒) 4 同市同町小網水ヶ浦崎標識 (北緯34度25分8秒,東経129度16分27秒) 5 同市同町小網エビスのもと三角瀬標識 (北緯34度25分2秒,東経129度16分35秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から10メートルのところ (北緯34度24分57秒,東経129度16分33秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ (北緯34度24分60秒,東経129度16分24秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から30メートルのところ (北緯34度24分58秒,東経129度16分24秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3087号	長崎県 対馬市 豊玉町 志多浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町志多浦えびす鼻北端 (北緯34度24分56秒,東経129度16分33秒) 2 同市同町志多浦千太郎開護岸東端標識 (北緯34度24分54秒,東経129度16分37秒)	イ 1から20度10メートルのところ (北緯34度24分57秒,東経129度16分34秒) ロ 1から60度50メートルのところ (北緯34度24分57秒,東経129度16分35秒) ハ 2から90度60メートルのところ (北緯34度24分54秒,東経129度16分39秒) ニ 2から90度30メートルのところ (北緯34度24分54秒,東経129度16分38秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3088号	長崎県 対馬市 豊玉町 志多浦 ホソリ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町志多浦ホソリ西の鼻北東標識 (北緯34度24分55秒,東経129度16分48秒) 2 同市同町志多浦ホソリグチ標識 (北緯34度24分52秒,東経129度16分50秒)	イ 1から90度50メートルのところ (北緯34度24分55秒,東経129度16分50秒) ロ 2から90度40メートルのところ (北緯34度24分52秒,東経129度16分51秒) ハ 2から90度15メートルのところ (北緯34度24分52秒,東経129度16分50秒) ニ 1から90度20メートルのところ (北緯34度24分55秒,東経129度16分49秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3089号	長崎県 対馬市 豊玉町 田 丸島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、7の各点 を順次結んだ各直線と2、 3、4を結んだ各直線及び1 から2、4から7に至る各最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町田丸島東岸標識 (北緯34度26分42秒,東経129度17分10秒) 2 同市同町田丸島南端 (北緯34度26分39秒,東経129度17分10秒) 3 同市同町田床松鼻標識 (北緯34度26分37秒,東経129度17分9秒) 4 同市同町田タシマノ鼻北端 (北緯34度26分32秒,東経129度17分16秒) 5 同市同町田水たる鼻標識 (北緯34度26分25秒,東経129度17分26秒) 6 同市同町田音浦鼻標識 (北緯34度26分20秒,東経129度17分28秒) 7 同市同町田下り松突端標識 (北緯34度26分10秒,東経129度17分23秒) 8 同市同町田赤松鼻標識 (北緯34度26分30秒,東経129度17分31秒)	イ 5と8を結ぶ直線上5から30メートルのところ (北緯34度26分26秒,東経129度17分27秒) ロ 6から90度30メートルのところ (北緯34度26分20秒,東経129度17分29秒) ハ 7から90度30メートルのところ (北緯34度26分10秒,東経129度17分25秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3090号	長崎県 対馬市 豊玉町 田 ぼうしが浦 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町田長崎鼻標識 (北緯34度26分7秒,東経129度17分34秒) 2 同市同町田ぼうしが浦鼻標識 (北緯34度26分15秒,東経129度17分35秒) 3 同市同町田ぼうしが浦標識 (北緯34度26分16秒,東経129度17分41秒)	イ 1から270度30メートルのところ (北緯34度26分7秒,東経129度17分33秒) ロ 2から335度60メートルのところ (北緯34度26分17秒,東経129度17分34秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3091号	長崎県 対馬市 豊玉町 田 ぼうしが浦 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市豊玉町田赤松鼻標識 (北緯34度26分30秒,東経129度17分31秒) 2 同市同町田水たる鼻標識 (北緯34度26分25秒,東経129度17分26秒) 3 同市同町田おした鼻標識 (北緯34度26分18秒,東経129度17分40秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度26分30秒,東経129度17分31秒) ロ 3から270度80メートルのところ (北緯34度26分18秒,東経129度17分37秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4023号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 手代鼻 地先	次の3、4、ハ、ニ、イ、ロ、2 の各点を順次結んだ各直 線と2から3に至る最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町濃部坊主鼻北西端 (北緯34度21分44秒,東経129度20分39秒) 2 同市同町濃部つづみ浦北鼻西端 (北緯34度21分33秒,東経129度20分28秒) 3 同市同町濃部小麦畑浦南鼻標識(2から東 方海岸沿いに90メートルのところ) (北緯34度21分32秒,東経129度20分32秒) 4 同市同町濃部小麦畑浦北鼻標識(小麦畑浦 突端から東方海岸沿いに60メートルのところ) (北緯34度21分36秒,東経129度20分32秒)	イ 1から300度100メートルのところ (北緯34度21分45秒,東経129度20分35秒) ロ 2から300度50メートルのところ (北緯34度21分33秒,東経129度20分27秒) ハ 4から300度60メートルのところ (北緯34度21分37秒,東経129度20分30秒) ニ 1から300度20メートルのところ (北緯34度21分44秒,東経129度20分38秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4024号	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 人呼崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町濃部人呼崎突端標識A(人 呼崎突端から北方海岸沿いに30メートルのこ ろ) (北緯34度22分24秒,東経129度20分47秒) 2 同市同町濃部人呼崎突端標識B (北緯34度22分30秒,東経129度20分51秒) 3 同市同町濃部柳浦南鼻標識 (北緯34度22分25秒,東経129度21分8秒)	イ 1から115度50メートルのところ (北緯34度22分23秒,東経129度20分48秒) ロ 2から115度50メートルのところ (北緯34度22分30秒,東経129度20分53秒) ハ 3から260度30メートルのところ (北緯34度22分25秒,東経129度21分7秒) ニ 1から115度120メートルのところ (北緯34度22分22秒,東経129度20分51秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4033号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 仏浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨仏浦長崎中鼻標識 (北緯34度21分12秒,東経129度19分11秒) 2 同市同町嵯峨鯨瀬標識A (北緯34度20分50秒,東経129度19分11秒) 3 同市同町嵯峨仏浦高瀬浦内鼻標識 (北緯34度21分14秒,東経129度19分14秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度21分13秒,東経129度19分12秒) ロ 2から90度80メートルのところ (北緯34度20分50秒,東経129度19分14秒) ハ 2から90度125メートルのところ (北緯34度20分50秒,東経129度19分16秒) ニ 1と3を結ぶ直線上3から40メートルのところ (北緯34度21分13秒,東経129度19分13秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4034号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 鯨瀬浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎鯨瀬浦東海岸内鼻標識 (北緯34度21分5秒,東経129度19分5秒) 2 同市同町貝鮎鯨瀬浦東海岸御手洗畑南中 鼻標識 (北緯34度20分50秒,東経129度19分5秒)	イ 1から265度40メートルのところ (北緯34度21分5秒,東経129度19分3秒) ロ 2から270度30メートルのところ (北緯34度20分50秒,東経129度19分4秒) ハ 2から270度70メートルのところ (北緯34度20分50秒,東経129度19分3秒) ニ 1から265度80メートルのところ (北緯34度21分5秒,東経129度19分2秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4035号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 鯨瀬浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎鯨瀬浦アラコウ畑昇降段 (北緯34度20分50秒,東経129度18分55秒) 2 同市同町貝鮎鯨瀬浦ツヅラ崎東岸標識(ツ ヅラ崎南端から北方海岸沿いに55メートルのと ころ) (北緯34度20分24秒,東経129度18分52秒) 3 同市美津島町小船越沖ノ島南端 (北緯34度20分22秒,東経129度19分54秒) 4 同市豊玉町貝鮎鯨瀬浦東海岸御手洗畑南 中鼻標識 (北緯34度20分49秒,東経129度19分6秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から35メートルのところ (北緯34度20分50秒,東経129度18分57秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から75メートルのところ (北緯34度20分24秒,東経129度18分55秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から190メートルのとこ ろ (北緯34度20分24秒,東経129度18分59秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から140メートルのとこ ろ (北緯34度20分49秒,東経129度19分1秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4036号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 浦地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎貝鮎浦えびす南鼻大石 標識 (北緯34度20分41秒,東経129度18分38秒) 2 同市同町貝鮎貝鮎浦じってん中鼻標識 (北緯34度20分31秒,東経129度18分39秒)	イ 1から290度25メートルのところ (北緯34度20分42秒,東経129度18分37秒) ロ 1から290度60メートルのところ (北緯34度20分42秒,東経129度18分36秒) ハ 2から290度150メートルのところ (北緯34度20分32秒,東経129度18分34秒) ニ 2から290度100メートルのところ (北緯34度20分32秒,東経129度18分36秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4037号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 明崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒明崎ハコドウ南鼻内標識 (北緯34度20分33秒,東経129度18分20秒) 2 同市同町貝鮒ハコドウ中鼻標識(1から北東 海岸沿いに130メートルのところ) (北緯34度20分35秒,東経129度18分25秒) 3 同市同町貝鮒ヌケ浦西海岸中鼻標識 (北緯34度20分37秒,東経129度18分23秒) 4 同市同町貝鮒ヌケ浦西海岸内鼻標識(3から 南西海岸沿いに120メートルのところ) (北緯34度20分35秒,東経129度18分18秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から15メートルのところ (北緯34度20分33秒,東経129度18分20秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から15メートルのところ (北緯34度20分36秒,東経129度18分24秒) ハ 2と3を結ぶ直線上3から15メートルのところ (北緯34度20分36秒,東経129度18分24秒) ニ 1と4を結ぶ直線上4から40メートルのところ (北緯34度20分34秒,東経129度18分19秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4038号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市豊玉町嵯峨長岩崎突端 (北緯34度21分8秒,東経129度18分19秒) 2 同市同町嵯峨オリオト中鼻 (北緯34度21分4秒,東経129度18分14秒) 3 同市同町嵯峨水谷北東端標識 (北緯34度21分4秒,東経129度18分3秒) 4 同市同町嵯峨つよう長曽根鼻大石 (北緯34度21分32秒,東経129度18分14秒)	イ 1と3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 (北緯34度21分7秒,東経129度18分14秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4039号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨嵯峨浦ケンベ鼻標識 (北緯34度21分32秒,東経129度18分35秒) 2 同市同町嵯峨嵯峨浦小ハマの鼻標識 (北緯34度21分31秒,東経129度18分37秒) 3 同市同町嵯峨嵯峨浦標識A (北緯34度21分29秒,東経129度18分33秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から5メートルのところ (北緯34度21分32秒,東経129度18分35秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度21分32秒,東経129度18分36秒) ハ 3から123度45メートルのところ (北緯34度21分28秒,東経129度18分34秒) ニ 3から123度20メートルのところ (北緯34度21分29秒,東経129度18分33秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4042号	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 横瀬 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町佐志賀御前鼻南端 (北緯34度22分27秒,東経129度18分10秒) 2 同市同町佐志賀横西の鼻北端 (北緯34度22分25秒,東経129度18分11秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4049号	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 いたぎら浦 地先	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、3の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 対馬市豊玉町嵯峨いたぎら浦標識(浦奥護 岸北端から東方海岸沿いに55メートルのどこ ろ) (北緯34度21分16秒,東経129度17分37秒) 2 同市同町嵯峨いたぎら鼻標識 (北緯34度21分13秒,東経129度17分47秒) 3 同市同町嵯峨鐘掛崎標識(鐘掛崎東端から 南西方海岸沿いに90メートルのところ) (北緯34度21分15秒,東経129度17分52秒)	イ 1から205度30メートルのところ (北緯34度21分14秒,東経129度17分36秒) ロ 1から205度60メートルのところ (北緯34度21分13秒,東経129度17分36秒) ハ 2から120度150メートルのところ (北緯34度21分10秒,東経129度17分52秒) ニ 3から110度60メートルのところ (北緯34度21分15秒,東経129度17分55秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4056号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 大石浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮎大石浦標識C (北緯34度21分2秒,東経129度17分28秒) 2 同市同町貝鮎大石浦清水鼻標識 (北緯34度21分8秒,東経129度17分19秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4059号	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 フカリ浦 地先	次の1と3、2と4を結んだ各 直線及び1から4、2から3に 至る各最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市豊玉町貝鮒フカリ浦観音標識 (北緯34度21分3秒,東経129度16分58秒) 2 同市同町貝鮒フカリ浦上ヤマノハマ北東端 標識 (北緯34度21分2秒,東経129度16分55秒) 3 同市同町貝鮒フカリ浦標識 (北緯34度21分11秒,東経129度16分46秒) 4 同市同町貝鮒フカリ浦北鼻突端標識 (北緯34度21分12秒,東経129度16分49秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 530号	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 白子 地先	次の1、2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町賀谷白子小白子海岸標識 (北緯34度22分48秒,東経129度22分36秒) 2 同市同町賀谷白子大白子海岸標識 (北緯34度22分53秒,東経129度22分40秒)		第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 531号	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 茂崎 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町賀谷茂崎標識 (北緯34度22分12秒,東経129度23分1秒) 2 同市同町賀谷馬捨場海岸標識 (北緯34度22分6秒,東経129度22分56秒) 3 同市同町賀谷屋敷畑山山頂 (北緯34度22分22秒,東経129度22分41秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度22分13秒,東経129度22分60秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から110メートルのとこ ろ (北緯34度22分9秒,東経129度22分53秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度22分8秒,東経129度22分55秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 532号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 竹崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬竹崎東標識 (北緯34度20分15秒,東経129度24分9秒) 2 同市同町鴨居瀬竹崎西標識 (北緯34度20分13秒,東経129度23分59秒)	イ 1から165度90メートルのところ (北緯34度20分12秒,東経129度24分10秒) ロ 1から165度290メートルのところ (北緯34度20分6秒,東経129度24分12秒) ハ 2から165度280メートルのところ (北緯34度20分4秒,東経129度24分2秒) ニ 2から165度70メートルのところ (北緯34度20分11秒,東経129度23分60秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 533号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 住吉鯨浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬住吉鯨浦南口鼻標 識 (北緯34度20分4秒,東経129度23分47秒) 2 同市同町鴨居瀬住吉鯨浦北口鼻標識 (北緯34度20分7秒,東経129度23分47秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 534号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 コボトケ 地先	次の1、2、3の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町小船越長畑北標識 (北緯34度19分23秒,東経129度22分40秒) 2 同市同町小船越小仏島南西端 (北緯34度19分20秒,東経129度22分45秒) 3 同市同町小船越大仏突端標識 (北緯34度19分17秒,東経129度22分42秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 535号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 黒島 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬黒島へウ崎西岸標識 (北緯34度19分11秒,東経129度23分23秒) 2 同市同町鴨居瀬黒島島の前海岸中央標識 (北緯34度19分0秒,東経129度23分34秒) 3 同市同町小船越国崎南端 (北緯34度18分44秒,東経129度22分44秒) 4 同市同町小船越加瀬浦池鼻内北東標識 (北緯34度19分5秒,東経129度22分42秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から170メートルのところ (北緯34度19分10秒,東経129度23分17秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から240メートルのところ (北緯34度18分57秒,東経129度23分24秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯34度18分59秒,東経129度23分30秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 536号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 黒崎 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線及び1から2 に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保黒崎突端標識 (北緯34度17分55秒,東経129度20分55秒) 2 同市同町久須保黒崎東鼻標識 (北緯34度17分52秒,東経129度21分1秒)	イ 2から228度50メートルのところ (北緯34度17分50秒,東経129度20分60秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 大船越	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 537号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 うぜ鼻 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ直線と最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町久須保池の浦対岸標識 (北緯34度18分3秒,東経129度21分55秒) 2 同市同町久須保うぜ鼻標識 (北緯34度18分9秒,東経129度22分7秒)	イ 1から0度10メートルのところ (北緯34度18分4秒,東経129度21分55秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 緒方		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1028号	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 鳴尾 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 4の各点を順次結んだ各直 線と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町賀谷クニサン標識 (北緯34度22分18秒,東経129度22分49秒) 2 同市同町賀谷鳴尾内鼻標識 (北緯34度22分17秒,東経129度22分52秒) 3 同市同町賀谷鳴尾中鼻標識 (北緯34度22分17秒,東経129度22分54秒) 4 同市同町賀谷鳴尾外鼻標識 (北緯34度22分17秒,東経129度22分57秒)	イ 1から198度40メートルのところ (北緯34度22分17秒,東経129度22分48秒) ロ 2から198度40メートルのところ (北緯34度22分16秒,東経129度22分51秒) ハ 2から198度50メートルのところ (北緯34度22分15秒,東経129度22分51秒) ニ 3から198度50メートルのところ (北緯34度22分15秒,東経129度22分54秒) ホ 4から163度40メートルのところ (北緯34度22分16秒,東経129度22分57秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1029号	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 屋敷畑 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町賀谷屋敷畑住井屋敷標識 (北緯34度22分18秒,東経129度22分46秒) 2 同市同町賀谷屋敷畑山営屋敷標識 (北緯34度22分17秒,東経129度22分45秒)	イ 1から150度50メートルのところ (北緯34度22分17秒,東経129度22分47秒) ロ 2から150度50メートルのところ (北緯34度22分15秒,東経129度22分46秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 1030号	長崎県 対馬市 美津島町 芦浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町芦浦シラサブロウ鼻標識 (北緯34度20分42秒,東経129度22分12秒) 2 同市同町芦浦モリゴエ鼻標識(1から東方海 岸沿いに170メートルのところ) (北緯34度20分40秒,東経129度22分18秒)	イ 1から10度50メートルのところ (北緯34度20分43秒,東経129度22分12秒) ロ 2から10度70メートルのところ (北緯34度20分42秒,東経129度22分18秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1032号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 寺島西岸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬寺島北西護岸北端 角標識 (北緯34度20分6秒,東経129度22分39秒) 2 同市同町鴨居瀬寺島南西の鼻松の下標識 (北緯34度20分3秒,東経129度22分39秒) 3 同市同町鴨居瀬小鹿の鼻標識 (北緯34度20分8秒,東経129度22分31秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度20分6秒,東経129度22分37秒) ロ 2から267度60メートルのところ (北緯34度20分3秒,東経129度22分36秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1033号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 寺島南 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、3の各 点を順次結んでイに至る直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬寺島南端海岸標識 (北緯34度20分2秒,東経129度22分39秒) 2 同市同町鴨居瀬仁兵衛島南端標識 (北緯34度19分59秒,東経129度22分34秒) 3 同市同町鴨居瀬仁兵衛島東岸中標識 (北緯34度20分2秒,東経129度22分35秒)	イ 1から180度5メートルのところ (北緯34度20分2秒,東経129度22分39秒) ロ 1から180度65メートルのところ (北緯34度20分0秒,東経129度22分39秒) ハ 2から90度105メートルのところ (北緯34度19分59秒,東経129度22分38秒) ニ 2から90度30メートルのところ (北緯34度19分59秒,東経129度22分35秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1034号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 海徳島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の 各点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬海徳島北東端標識 （北緯34度19分57秒,東経129度22分41秒） 2 同市同町鴨居瀬海徳島中浦南東端標識 （北緯34度19分52秒,東経129度22分39秒） 3 同市同町鴨居瀬海徳島南端標識 （北緯34度19分50秒,東経129度22分34秒） 4 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端標識 （北緯34度19分49秒,東経129度22分47秒） 5 同市同町鴨居瀬沖ノ島北端標識 （北緯34度19分51秒,東経129度22分47秒）	イ 1と5を結ぶ直線上1から60メートルのところ （北緯34度19分55秒,東経129度22分42秒） ロ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ （北緯34度19分51秒,東経129度22分41秒） ハ 3から125度230メートルのところ （北緯34度19分46秒,東経129度22分42秒） ニ 3から136度30分110メートルのところ （北緯34度19分48秒,東経129度22分37秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1035号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 沖ノ島西 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬沖ノ島北端標識 （北緯34度19分51秒,東経129度22分47秒） 2 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端標識 （北緯34度19分49秒,東経129度22分47秒） 3 同市同町鴨居瀬海徳島南端標識 （北緯34度19分50秒,東経129度22分34秒） 4 同市同町鴨居瀬海徳島北東端標識 （北緯34度19分57秒,東経129度22分41秒）	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ （北緯34度19分52秒,東経129度22分46秒） ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ （北緯34度19分49秒,東経129度22分45秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1036号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 玉調浦 地先	次の1、2、ロ、イの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保玉調浦東三番鼻標 識 (北緯34度18分3秒,東経129度20分55秒) 2 同市同町黒崎南端標識 (北緯34度17分55秒,東経129度20分56秒) 3 同市同町久須保此瀬南端標識 (北緯34度17分59秒,東経129度20分43秒)	イ 1から295度105メートルのところ (北緯34度18分5秒,東経129度20分51秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から210メートルのとこ ろ (北緯34度17分57秒,東経129度20分48秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 大船越	1. 1とイの間、1から80mと100mの点及び2とロの間、 2から155mと175mの点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1037号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 馬捨場 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の 各点を順次結んだ各直線 と2から3に至る最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町大船越久須保浦南鼻西端 (北緯34度17分22秒,東経129度21分9秒) 2 同市同町大船越久須保浦北鼻南西端 (北緯34度17分26秒,東経129度21分8秒) 3 同市同町大船越たどうらの南鼻西端 (北緯34度17分28秒,東経129度21分7秒)	イ 1から180度50メートルのところ (北緯34度17分20秒,東経129度21分9秒) ロ 1から244度115メートルのところ (北緯34度17分20秒,東経129度21分5秒) ハ 2から270度50メートルのところ (北緯34度17分26秒,東経129度21分6秒) ニ 3から270度55メートルのところ (北緯34度17分28秒,東経129度21分5秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 大船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1039号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 チヂババ鼻 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保チヂババ鼻突端標 柱 （北緯34度17分57秒,東経129度21分31秒） 2 同市同町久須保カガリ松鼻突端標柱 （北緯34度17分59秒,東経129度21分41秒）		第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 緒方		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1040号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 土寄崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、トの各点を順次結んで イに至る各直線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎土寄崎東岸A標識（北 端から南方海岸沿いに75メートルのところ） （北緯34度18分28秒,東経129度13分35秒） 2 同市同町尾崎土寄崎東岸B標識（金子漁業 施設護岸北端から北東海岸沿いに27メートル のところ） （北緯34度18分21秒,東経129度13分31秒） 3 同市同町尾崎クロバエ防波堤突端標識 （北緯34度18分15秒,東経129度13分23秒） 4 同市同町尾崎横道角大岩標識 （北緯34度18分6秒,東経129度13分24秒）	イ 1から107度120メートルのところ （北緯34度18分27秒,東経129度13分39秒） ロ 2から140度130メートルのところ （北緯34度18分18秒,東経129度13分35秒） ハ 3から80度150メートルのところ （北緯34度18分16秒,東経129度13分28秒） ニ 4から80度165メートルのところ （北緯34度18分7秒,東経129度13分31秒） ホ 4から80度410メートルのところ （北緯34度18分8秒,東経129度13分40秒） ヘ 2から140度205メートルのところ （北緯34度18分16秒,東経129度13分36秒） ト 1から107度220メートルのところ （北緯34度18分26秒,東経129度13分43秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1041号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎土寄外防波堤角標識 (北緯34度18分31秒,東経129度13分27秒) 2 同市同町尾崎中町護岸標識(3から南方護 岸沿いに120メートルのところ) (北緯34度18分37秒,東経129度13分24秒) 3 同市同町尾崎中町突端標識(中町内防波堤 付根から南方護岸沿いに20メートルのところ) (北緯34度18分40秒,東経129度13分27秒) 4 同市同町尾崎中町外防波堤突端標識 (北緯34度18分39秒,東経129度13分30秒)	イ 1と4を結ぶ直線と2から113度との交点 (北緯34度18分35秒,東経129度13分29秒) ロ 2から113度40メートルのところ (北緯34度18分36秒,東経129度13分26秒) ハ 3から170度55メートルのところ (北緯34度18分38秒,東経129度13分27秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのとこ ろ (北緯34度18分37秒,東経129度13分30秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1042号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 大島内漁場 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎大島内標識(神社橋付 根より25メートルのところ) (北緯34度18分58秒,東経129度13分42秒) 2 同市同町尾崎大島北端標識 (北緯34度18分58秒,東経129度13分45秒)	イ 1から25度80メートルのところ (北緯34度19分0秒,東経129度13分43秒) ロ 2から55度60メートルのところ (北緯34度18分59秒,東経129度13分47秒) ハ 2から55度180メートルのところ (北緯34度19分1秒,東経129度13分51秒) ニ 1から25度160メートルのところ (北緯34度19分2秒,東経129度13分44秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1304号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 沖ノ島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、3の各点を順次結ん だ各直線と最高高潮時海 岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬沖ノ島南東端標識 (北緯34度19分48秒,東経129度22分49秒) 2 同市同町鴨居瀬沖ノ島南端標識 (北緯34度19分48秒,東経129度22分47秒) 3 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端標識 (北緯34度19分49秒,東経129度22分45秒) 4 同市同町鴨居瀬小船越畠浦キモエリ畠鼻東 端標識 (北緯34度19分38秒,東経129度22分37秒)	イ 1から180度50メートルのところ (北緯34度19分47秒,東経129度22分49秒) ロ 1から122度90メートルのところ (北緯34度19分47秒,東経129度22分52秒) ハ 1から162度250メートルのところ (北緯34度19分41秒,東経129度22分52秒) ニ 1から180度250メートルのところ (北緯34度19分40秒,東経129度22分49秒) ホ 2から180度180メートルのところ (北緯34度19分42秒,東経129度22分47秒) ヘ 1から231度190メートルのところ (北緯34度19分44秒,東経129度22分43秒) ト 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ (北緯34度19分46秒,東経129度22分44秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が3,140平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 1,608尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1305号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 島ノ壇島北西 岸 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬鏡山島南端標識 (北緯34度19分44秒,東経129度23分18秒) 2 同市同町鴨居瀬島ノ壇島西端標識 (北緯34度19分40秒,東経129度23分12秒)	イ 1から270度270メートルのところ (北緯34度19分44秒,東経129度23分7秒) ロ 1から270度385メートルのところ (北緯34度19分44秒,東経129度23分2秒) ハ 2から270度240メートルのところ (北緯34度19分40秒,東経129度23分3秒) ニ 2から270度130メートルのところ (北緯34度19分40秒,東経129度23分7秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀3台、直径15メートルの円形生簀3台の規模を超え てはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の 総面積が1,473平方メートルを超えない範囲内で、生 簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えな い。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、755 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1306号	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 元犬吠鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町犬吠かげひら鼻南東標識 (北緯34度18分41秒,東経129度22分14秒) 2 同市同町犬吠防波堤標識 (北緯34度18分36秒,東経129度22分1秒)	イ 1から102度40メートルのところ (北緯34度18分41秒,東経129度22分16秒) ロ 1から102度170メートルのところ (北緯34度18分40秒,東経129度22分21秒) ハ 2から95度500メートルのところ (北緯34度18分34秒,東経129度22分21秒) ニ 2から95度200メートルのところ (北緯34度18分35秒,東経129度22分9秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 緒方	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀7台、10メートル×10メートルの方形生簀2台の規模 を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、 生簀の総面積が2,398平方メートルを超えない範囲内 で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し 支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、743 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで서는ならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1307号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 ぼっぼんな浦 地先	次の1、イ、ロ、3、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町大船越ぼっぼんな鼻東端 標識 (北緯34度17分29秒,東経129度20分58秒) 2 同市同町大船越ぼっぼんな浦南鼻北端標 識 (北緯34度17分34秒,東経129度20分55秒) 3 同市同町大船越ぼっぼんな浦北鼻東端標 識 (北緯34度17分37秒,東経129度20分54秒) 4 同市同町大船越須保北風瀬西鼻突端標識 (北緯34度17分34秒,東経129度21分4秒)	イ 1から63度60メートルのところ (北緯34度17分30秒,東経129度21分1秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのとこ ろ (北緯34度17分36秒,東経129度20分59秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 大船越	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が1,570平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 2,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで서는ならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1308号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 ハチノシリ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎クロバエ護岸突端標識 (北緯34度18分6秒,東経129度13分24秒) 2 同市同町尾崎ハチノシリ護岸標識 (北緯34度17分52秒,東経129度13分21秒)	イ 1から82度15メートルのところ (北緯34度18分6秒,東経129度13分25秒) ロ 1から82度430メートルのところ (北緯34度18分8秒,東経129度13分40秒) ハ 2から105度200メートルのところ (北緯34度17分51秒,東経129度13分28秒) ニ 2から105度106メートルのところ (北緯34度17分51秒,東経129度13分25秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀17台、12メートル×12メートルの方形生簀2台、10メートル×10メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が12,407平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、6,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1309号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 土寄崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎土寄崎東岸A標識(北端から南方海岸沿いに75メートルのところ) (北緯34度18分28秒,東経129度13分35秒) 2 同市同町尾崎横道角大岩標識 (北緯34度18分6秒,東経129度13分24秒)	イ 1から107度280メートルのところ (北緯34度18分26秒,東経129度13分45秒) ロ 2から80度410メートルのところ (北緯34度18分8秒,東経129度13分40秒) ハ 2から80度515メートルのところ (北緯34度18分9秒,東経129度13分44秒) ニ 1から107度520メートルのところ (北緯34度18分23秒,東経129度13分54秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×25メートルの方形生簀2台、25メートル×35メートルの方形生簀2台、35メートル×40メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が8,600平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9,800尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1310号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 漁港防波堤 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各 点を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎尾崎船揚場東岸護岸 標識（護岸南端から北方護岸沿いに35メートル のところ） （北緯34度18分44秒,東経129度13分32秒） 2 同市同町尾崎土寄崎東岸A標識（北端から 南方海岸沿いに75メートルのところ） （北緯34度18分28秒,東経129度13分35秒）	イ 1から70度270メートルのところ （北緯34度18分47秒,東経129度13分43秒） ロ 2から107度60メートルのところ （北緯34度18分28秒,東経129度13分37秒） ハ 2から107度520メートルのところ （北緯34度18分23秒,東経129度13分54秒） ニ 2から87度720メートルのところ （北緯34度18分27秒,東経129度14分1秒） ホ 1から70度850メートルのところ （北緯34度18分53秒,東経129度14分3秒）	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生 簀3台、直径30メートルの円形生簀4台、直径25メー トルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀107 台、直径15メートルの円形生簀7台、15メートル×15 メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。 ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が42,599 平方メートルを越えない範囲内で、生簀の形状、規格 又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 27,834尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない 5. ハ、ニ、ホの点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2021号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 二股浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬七ツ釜浦南口鼻標 識 （北緯34度21分25秒,東経129度23分39秒） 2 同市同町鴨居瀬白木浦北口鼻標識 （北緯34度21分14秒,東経129度23分31秒） 3 同市同町鴨居瀬オオビワの鼻標識 （北緯34度21分17秒,東経129度23分26秒）	イ 1から357度100メートルのところ （北緯34度21分28秒,東経129度23分39秒） ロ 2と3を結ぶ直線上2から35メートルのところ （北緯34度21分15秒,東経129度23分29秒）	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2022号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 深浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬深浦北口鼻標識 (北緯34度21分13秒,東経129度24分10秒) 2 同市同町鴨居瀬深浦南口鼻標識 (北緯34度21分8秒,東経129度24分15秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2023号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 ホクソが浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬ホクソが浦鼻北西 端 (北緯34度20分32秒,東経129度23分21秒) 2 同市同町鴨居瀬ホクソが浦壇鼻標識 (北緯34度20分33秒,東経129度23分26秒)	イ 1から0度45メートルのところ (北緯34度20分34秒,東経129度23分21秒) ロ 2から0度45メートルのところ (北緯34度20分34秒,東経129度23分26秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2024号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 乗越 地先	次の1、イ、2、3、4の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬乗越外鼻標識 (北緯34度20分14秒,東経129度23分46秒) 2 同市同町鴨居瀬乗越長瀬東岸標識 (北緯34度20分16秒,東経129度23分45秒) 3 同市同町鴨居瀬乗越中鼻標識 (北緯34度20分21秒,東経129度23分49秒) 4 同市同町鴨居瀬乗越内鼻標識 (北緯34度20分21秒,東経129度23分51秒) 5 同市同町鴨居瀬乗越東鼻標識 (北緯34度20分8秒,東経129度23分40秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度20分12秒,東経129度23分44秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2025号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 寺島東岸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬寺島北東端標識 (北緯34度20分6秒,東経129度22分41秒) 2 同市同町鴨居瀬寺島南端海岸標識 (北緯34度20分2秒,東経129度22分40秒) 3 同市同町鴨居瀬長平鼻南端 (北緯34度19分50秒,東経129度23分6秒)	イ 1から100度80メートルのところ (北緯34度20分5秒,東経129度22分44秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯34度20分1秒,東経129度22分43秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2026号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 寺島 北端 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬寺島最北端標識 (北緯34度20分7秒,東経129度22分40秒) 2 同市同町鴨居瀬寺島北西護岸北端角標識 (北緯34度20分6秒,東経129度22分39秒)	イ 1から296度60メートルのところ (北緯34度20分7秒,東経129度22分38秒) ロ 2から296度60メートルのところ (北緯34度20分7秒,東経129度22分37秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2027号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越愛尻 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬小船越西小浦東鼻 標識 (北緯34度20分7秒,東経129度22分8秒) 2 同市同町鴨居瀬小船越はげ崎南端 (北緯34度20分12秒,東経129度22分11秒) 3 同市同町鴨居瀬勝馬島南西端 (北緯34度20分3秒,東経129度22分19秒) 4 同市同町鴨居瀬小船越愛尻浦鼻標識 (北緯34度19分58秒,東経129度22分17秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から35メートルのところ (北緯34度20分8秒,東経129度22分9秒) ロ 4と3を結ぶ直線上4から80メートルのところ (北緯34度20分1秒,東経129度22分18秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2028号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 呼崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越大崎中の鼻標識 (北緯34度19分54秒,東経129度22分21秒) 2 同市同町小船越片平の鼻標識 (北緯34度19分53秒,東経129度22分26秒) 3 同市同町鴨居瀬やぎ島南端 (北緯34度20分6秒,東経129度22分25秒) 4 同市同町鴨居瀬小鹿の鼻標識 (北緯34度20分8秒,東経129度22分31秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度19分55秒,東経129度22分21秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度19分56秒,東経129度22分22秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ (北緯34度19分55秒,東経129度22分26秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度19分55秒,東経129度22分26秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2029号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 畠浦 大下 地先	次のイ、ロ、ハ、2の各点を 順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越畠浦大下鼻石垣標 識 (北緯34度19分28秒,東経129度22分27秒) 2 同市同町小船越畠浦36番地標識 (北緯34度19分29秒,東経129度22分35秒) 3 同市同町小船越畠浦ツイキ埋立地東端標 識 (北緯34度19分34秒,東経129度22分33秒) 4 同市同町小船越畠浦進鼻護岸階段標識 (北緯34度19分33秒,東経129度22分26秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から10メートルのところ (北緯34度19分28秒,東経129度22分27秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯34度19分30秒,東経129度22分27秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度19分30秒,東経129度22分34秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2030号	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町犬吠石畠南鼻西端 (北緯34度19分0秒,東経129度22分15秒) 2 同市同町犬吠石畠北鼻西端 (北緯34度19分3秒,東経129度22分14秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 緒方		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2031号	長崎県 対馬市 美津島町 ぼっぼんな浦 地先	次の1と2の点を結んだ直 線と最最高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大船越ぼっぼんな浦南鼻 北端標識 (北緯34度17分34秒,東経129度20分55秒) 2 同市同町大船越ぼっぼんな浦北鼻東端標 識 (北緯34度17分37秒,東経129度20分54秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 大船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2032号	長崎県 対馬市 美津島町 緒方 モド越 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町緒方ゲンバチ鼻西端標識 (北緯34度18分4秒,東経129度22分22秒) 2 同市同町緒方モド越北端 (北緯34度17分43秒,東経129度22分30秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 緒方		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4064号	長崎県 対馬市 美津島町 芦浦 ケゴス 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町芦浦ケゴス標識A (北緯34度21分24秒,東経129度23分22秒) 2 同市同町芦浦ケゴス標識B(1から北東方海 岸沿いに200メートルのところ) (北緯34度21分29秒,東経129度23分28秒)	イ 1から136度59メートルのところ (北緯34度21分22秒,東経129度23分23秒) ロ 1から136度109メートルのところ (北緯34度21分21秒,東経129度23分24秒) ハ 2から136度90メートルのところ (北緯34度21分27秒,東経129度23分30秒) ニ 2から136度40メートルのところ (北緯34度21分28秒,東経129度23分29秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4065号	長崎県 対馬市 美津島町 芦浦 雷浦 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町芦浦明神崎雷浦標識 (北緯34度21分2秒,東経129度23分9秒) 2 同市同町芦浦小畑雷浦標識 (北緯34度21分5秒,東経129度23分11秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4066号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 竹の下 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬竹の下標識A(大平 鼻西端より東方海岸沿いに30メートルのとこ ろ) (北緯34度20分37秒,東経129度22分38秒) 2 同市同町鴨居瀬竹の下標識B(1から東方 海岸沿いに150メートルのところ) (北緯34度20分38秒,東経129度22分44秒)	イ 1から0度20メートルのところ (北緯34度20分38秒,東経129度22分38秒) ロ 1から0度70メートルのところ (北緯34度20分40秒,東経129度22分38秒) ハ 2から0度70メートルのところ (北緯34度20分41秒,東経129度22分44秒) ニ 2から0度20メートルのところ (北緯34度20分39秒,東経129度22分44秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4067号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 長南風鼻 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬ナナゴエ大岩標識 （北緯34度20分44秒,東経129度23分10秒） 2 同市同町鴨居瀬タカタケ鼻標識 （北緯34度20分39秒,東経129度22分58秒）		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4068号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 大鹿 地先	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点 を順次結んだ各直線、2と3 を結んだ直線及び1から2、 3から4に至る各最最高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬勝馬島南端 （北緯34度20分3秒,東経129度22分19秒） 2 同市同町鴨居瀬勝馬島北端 （北緯34度20分5秒,東経129度22分18秒） 3 同市同町鴨居瀬鹿島崎南端 （北緯34度20分7秒,東経129度22分19秒） 4 同市同町鴨居瀬鹿島崎中央 （北緯34度20分9秒,東経129度22分18秒） 5 同市同町鴨居瀬やぎ島石垣標識 （北緯34度20分8秒,東経129度22分23秒） 6 同市同町鴨居瀬仁兵衛島南端 （北緯34度19分59秒,東経129度22分34秒）	イ 6から283度400メートルのところ （北緯34度20分2秒,東経129度22分18秒） ロ 6から283度280メートルのところ （北緯34度20分1秒,東経129度22分23秒） ハ 4と5を結ぶ直線上4から120メートルのとこ ろ （北緯34度20分8秒,東経129度22分23秒）	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4070号	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 五隣ヶ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町犬吠焼島鼻西端標識 (北緯34度18分49秒,東経129度22分25秒) 2 同市同町犬吠中の口鼻南東端標識 (北緯34度18分52秒,東経129度22分21秒) 3 同市同町犬吠かげひら突端標識 (北緯34度18分48秒,東経129度22分15秒) 4 同市同町犬吠かげひら北東端標識 (北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度18分48秒,東経129度22分23秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯34度18分51秒,東経129度22分20秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 緒方		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4071号	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 五隣ヶ浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と1から 2に至る最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町犬吠かげひら北東端標識 (北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒) 2 同市同町犬吠かげひら鼻南東端標識(1か ら南東方海岸沿いに100メートルのところ) (北緯34度18分43秒,東経129度22分17秒) 3 同市同町犬吠元犬吠西端 (北緯34度18分43秒,東経129度22分26秒) 4 同市同町犬吠焼島鼻西端標識 (北緯34度18分48秒,東経129度22分26秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯34度18分45秒,東経129度22分18秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から70メートルのところ (北緯34度18分43秒,東経129度22分19秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 緒方	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1500号	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 茂崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町賀谷馬捨場防波堤突端標 識 (北緯34度22分7秒,東経129度22分51秒) 2 同市同町賀谷馬捨場防波堤曲がり角標識 (北緯34度22分6秒,東経129度22分53秒)	イ 1から214度30分35メートルのところ (北緯34度22分6秒,東経129度22分50秒) ロ 2から218度30分35メートルのところ (北緯34度22分5秒,東経129度22分52秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1501号	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 漁港防波堤 地先	次の1、イ、3、ロの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町尾崎中町沖防波堤北端標 識 (北緯34度18分46秒,東経129度13分42秒) 2 同市同町尾崎中町沖防波堤南端標識 (北緯34度18分40秒,東経129度13分42秒) 3 同市同町尾崎中町外防波堤突端標識 (北緯34度18分39秒,東経129度13分30秒)	イ 2から260度30メートルのところ (北緯34度18分40秒,東経129度13分41秒) ロ 1から310度125メートルのところ (北緯34度18分49秒,東経129度13分39秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2502号	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 鳴尾 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町賀谷クニサン標識 (北緯34度22分18秒,東経129度22分49秒) 2 同市同町賀谷屋敷畑住井屋敷標識 (北緯34度22分18秒,東経129度22分46秒)	イ 1から198度40メートルのところ (北緯34度22分17秒,東経129度22分48秒) ロ 2から150度50メートルのところ (北緯34度22分17秒,東経129度22分47秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 2503号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 呼崎 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越標識A (北緯34度19分53秒,東経129度22分12秒) 2 同市同町小船越標識B (北緯34度19分53秒,東経129度22分21秒)	イ 1から350度40メートルのところ (北緯34度19分54秒,東経129度22分12秒) ロ 2から350度40メートルのところ (北緯34度19分55秒,東経129度22分20秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3092号	長崎県 対馬市 美津島町 芦浦 雷浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町芦浦明神崎鼻標識 (北緯34度21分2秒,東経129度23分14秒) 2 同市同町芦浦明神崎電柱 (北緯34度21分3秒,東経129度23分13秒) 3 同市同町芦浦小畑鼻標識 (北緯34度20分60秒,東経129度23分9秒)	イ 1から153度17メートルのところ (北緯34度21分1秒,東経129度23分14秒) ロ 1から209度47メートルのところ (北緯34度21分1秒,東経129度23分13秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から54メートルのところ (北緯34度21分2秒,東経129度23分12秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 3093号	長崎県 対馬市 美津島町 芦浦 雷浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町芦浦明神崎鼻標識 (北緯34度21分2秒,東経129度23分14秒) 2 同市同町芦浦明神崎標識灯 (北緯34度21分0秒,東経129度23分17秒) 3 同市同町芦浦大畑護岸南端標識 (北緯34度20分56秒,東経129度23分5秒)	イ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯34度20分60秒,東経129度23分16秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から130メートルのこ ろ (北緯34度20分59秒,東経129度23分13秒) ハ 1から226度122メートルのところ (北緯34度20分59秒,東経129度23分11秒) ニ 1から179度40メートルのところ (北緯34度21分1秒,東経129度23分14秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3094号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 ス力 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んだ各直線によっ て囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬ス力南西端標識 (北緯34度20分39秒,東経129度22分55秒) 2 同市同町鴨居瀬ス力北東端標識 (北緯34度20分37秒,東経129度23分0秒) 3 同市同町芦浦坊主ヶ先岸壁標識 (北緯34度20分50秒,東経129度22分54秒) 4 同市同町芦浦岸壁標識 (北緯34度20分53秒,東経129度22分59秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度20分41秒,東経129度22分55秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から116メートルのとこ ろ (北緯34度20分43秒,東経129度22分55秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から236メートルのとこ ろ (北緯34度20分43秒,東経129度22分60秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から200メートルのとこ ろ (北緯34度20分42秒,東経129度22分60秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3095号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 神崎鼻 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 5、ヘ、トの各点を順次結ん で1に至る各直線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬ナゴエ大岩標識 (北緯34度20分44秒,東経129度23分10秒) 2 同市同町鴨居瀬タカタケ鼻標識 (北緯34度20分39秒,東経129度22分58秒) 3 同市同町鴨居瀬小畑鼻標識 (北緯34度20分60秒,東経129度23分9秒) 4 同市同町鴨居瀬神崎鼻北標識 (北緯34度20分49秒,東経129度23分17秒) 5 同市同町鴨居瀬神崎鼻北西標識 (北緯34度20分46秒,東経129度23分10秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルのところ (北緯34度20分42秒,東経129度23分5秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から220メートルのとこ ろ (北緯34度20分46秒,東経129度23分1秒) ハ 4から335度100メートルのところ (北緯34度20分52秒,東経129度23分15秒) ニ 4から335度10メートルのところ (北緯34度20分50秒,東経129度23分17秒) ホ 5から335度30メートルのところ (北緯34度20分47秒,東経129度23分10秒) ヘ 5から236度50メートルのところ (北緯34度20分45秒,東経129度23分9秒) ト 1から285度34メートルのところ (北緯34度20分44秒,東経129度23分9秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3096号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 大鹿 地先	次の1、イ、ロ、6の各点を 順次結んだ各直線、2、ハ、 3の各点を順次結んだ各直 線及び1から2、3から6に至 る各最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬仁兵衛島南端 (北緯34度19分59秒,東経129度22分34秒) 2 同市同町鴨居瀬仁兵衛島北端 (北緯34度20分4秒,東経129度22分34秒) 3 同市同町鴨居瀬小鹿の鼻標識 (北緯34度20分8秒,東経129度22分31秒) 4 同市同町鴨居瀬赤崎の鼻標識 (北緯34度20分9秒,東経129度22分35秒) 5 同市同町鴨居瀬やぎ島中島芳規畑石垣標 識 (北緯34度20分8秒,東経129度22分23秒) 6 同市同町鴨居瀬鹿島中央標識 (北緯34度20分9秒,東経129度22分18秒)	イ 1から283度280メートルのところ (北緯34度20分1秒,東経129度22分23秒) ロ 5と6を結ぶ直線上 vi から120メートルのとこ ろ (北緯34度20分8秒,東経129度22分23秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯34度20分6秒,東経129度22分35秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3097号	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 海徳島 地先	次の1、イ、ハ、ロ、2の各点 を順次結んだ各直線と1か ら2に至る最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町鴨居瀬海徳島南端 (北緯34度19分50秒,東経129度22分34秒) 2 同市同町鴨居瀬海徳島北西端 (北緯34度19分55秒,東経129度22分34秒) 3 同市同町鴨居瀬鹿島南端 (北緯34度20分3秒,東経129度22分19秒) 4 同市同町鴨居瀬仁兵衛南端 (北緯34度19分59秒,東経129度22分34秒) 5 同市同町長畑の中鼻 (北緯34度19分52秒,東経129度22分25秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度19分52秒,東経129度22分31秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯34度19分57秒,東経129度22分34秒) ハ 4と5を結ぶ直線上4から110メートルのとこ ろ (北緯34度19分57秒,東経129度22分31秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3098号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 片平 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町小船越畠浦キエモリ畠鼻標 識 (北緯34度19分38秒,東経129度22分37秒) 2 同市同町小船越片平の鼻標識 (北緯34度19分53秒,東経129度22分26秒) 3 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端 (北緯34度19分49秒,東経129度22分47秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度19分40秒,東経129度22分39秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3099号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 加世浦 地先	次の1と2、3と4、5と6を結 んだ各直線及び1から4、3 から5、6から2に至る各最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越加世浦池畠内鼻北 東端 (北緯34度19分7秒,東経129度22分34秒) 2 同市同町小船越加世浦南馬場内鼻南端 (北緯34度19分11秒,東経129度22分37秒) 3 同市同町小船越加世浦ハゲ崎南端 (北緯34度19分14秒,東経129度22分24秒) 4 同市同町小船越加世浦カゲ畠標識 (北緯34度19分12秒,東経129度22分22秒) 5 同市同町小船越加世浦北浦西岸標識 (北緯34度19分19秒,東経129度22分33秒) 6 同市同町小船越加世浦北浦東岸標識 (北緯34度19分19秒,東経129度22分35秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3100号	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 中浦 地先	次の1、イ、9の各点を順次 結んだ各直線、2と3、3と4、 5と6、7と8を結んだ各直線 及び1から2、4から5、6から 7、8から9に至る各最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 対馬市美津島町犬吠焼島鼻西端標識 (北緯34度18分52秒,東経129度22分21秒) 2 同市同町犬吠石島南鼻西端 (北緯34度19分0秒,東経129度22分15秒) 3 同市同町犬吠石島北鼻西端 (北緯34度19分3秒,東経129度22分14秒) 4 同市同町赤崎南西端 (北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒) 5 同市同町犬吠真ノ浦標識B (北緯34度19分20秒,東経129度22分15秒) 6 同市同町犬吠真ノ浦標識A (北緯34度19分19秒,東経129度22分13秒) 7 同市同町犬吠島ノ内標識B (北緯34度19分17秒,東経129度22分7秒) 8 同市同町犬吠島ノ内標識A (北緯34度19分16秒,東経129度22分6秒) 9 同市同町犬吠中崎南端 (北緯34度18分57秒,東経129度22分12秒) 10 同市同町犬吠かげひろ北東端標識 (北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒)	イ 1と10を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度18分50秒,東経129度22分20秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3101号	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 入道浦 地先	次の1、イ、3の各点を順次 結んだ各直線、4、5、6の各 点を順次結んだ各直線、7 と8を結んだ直線及び1から 8、7から6、4から3に至る各 最高高潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 対馬市美津島町犬吠かげひら北東端標識 (北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒) 2 同市同町犬吠焼島西端標識 (北緯34度18分48秒,東経129度22分26秒) 3 同市同町犬吠中崎南端 (北緯34度18分57秒,東経129度22分12秒) 4 同市同町犬吠船越東鼻南端 (北緯34度19分9秒,東経129度21分57秒) 5 同市同町犬吠船越中鼻南端 (北緯34度19分9秒,東経129度21分53秒) 6 同市同町犬吠船越西鼻南端 (北緯34度19分10秒,東経129度21分48秒) 7 同市同町犬吠入道浦湾奥北標識 (北緯34度19分10秒,東経129度21分45秒) 8 同市同町犬吠入道浦湾奥南標識 (北緯34度19分8秒,東経129度21分45秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのところ (北緯34度18分46秒,東経129度22分21秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3102号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 鰯港 地先	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保ウナンコウ右の鼻標識 (北緯34度17分46秒,東経129度21分6秒) 2 同市同町久須保鰯港東岸標識A号 (北緯34度17分45秒,東経129度21分9秒) 3 同市同町久須保鰯港東岸標識B号 (北緯34度17分48秒,東経129度21分12秒) 4 同市同町久須保鰯港東岸標識C号 (北緯34度17分48秒,東経129度21分11秒) 5 同市同町大船越クセンナ鼻南鼻標識 (北緯34度17分37秒,東経129度20分54秒)	イ 1と5を結ぶ直線上1から10メートルのところ (北緯34度17分46秒,東経129度21分6秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3103号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 玉調浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町玉調浦奥鼻標識 (北緯34度18分10秒,東経129度20分48秒) 2 同市同町玉調浦畑内標識 (北緯34度18分6秒,東経129度20分46秒)	イ 1から100度65メートルのところ (北緯34度18分10秒,東経129度20分50秒) ロ 1から100度130メートルのところ (北緯34度18分9秒,東経129度20分53秒) ハ 2から100度150メートルのところ (北緯34度18分5秒,東経129度20分52秒) ニ 2から100度85メートルのところ (北緯34度18分6秒,東経129度20分50秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3104号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 六郎島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保彼瀬崎西端 (北緯34度18分0秒,東経129度20分41秒) 2 同市同町久須保くらげとう鼻標識 (北緯34度18分5秒,東経129度20分40秒) 3 同市同町久須保六郎島西端 (北緯34度18分10秒,東経129度20分30秒) 4 同市同町島山矢取崎突端標識 (北緯34度18分16秒,東経129度20分1秒) 5 同市同町大船越尻江崎北端 (北緯34度17分58秒,東経129度20分20秒)	イ 3と5を結ぶ直線上3から20メートルのところ (北緯34度18分9秒,東経129度20分29秒) ロ 2から355度50メートルのところ (北緯34度18分6秒,東経129度20分40秒) ハ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度18分1秒,東経129度20分39秒) ニ 1と4を結ぶ直線と3と5を結ぶ直線との交点 (北緯34度18分6秒,東経129度20分26秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ニの点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3105号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 六郎島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲まれ た区域	1 対馬市美津島町六郎島西端 (北緯34度18分10秒,東経129度20分30秒) 2 同市同町久須保彼瀬崎西端 (北緯34度17分58秒,東経129度20分21秒) 3 同市同町島山矢取崎突端標識 (北緯34度18分0秒,東経129度20分41秒) 4 同市同町大船越尻江崎北端 (北緯34度18分16秒,東経129度20分1秒)	イ 1と4を結ぶ直線と2と3を結ぶ直線との交点 (北緯34度18分6秒,東経129度20分26秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から80メートルのところ (北緯34度18分7秒,東経129度20分28秒) ハ 1から275度220メートルのところ (北緯34度18分10秒,東経129度20分21秒) ニ 1から267度245メートルのところ (北緯34度18分9秒,東経129度20分20秒) ホ 1から267度250メートルのところ (北緯34度18分9秒,東経129度20分20秒) ヘ 2と3を結ぶ直線と1から261度の直線との交点 (北緯34度18分8秒,東経129度20分19秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3106号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 六郎島 地先	次の1、2、イ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保六郎島東端 (北緯34度18分9秒,東経129度20分37秒) 2 同市同町久須保はしこのせ鼻南西端 (北緯34度18分10秒,東経129度20分37秒) 3 同市同町大山中彼瀬鼻南端 (北緯34度18分15秒,東経129度20分32秒) 4 同市同町大山くさこずみ二番鼻標識 (北緯34度18分20秒,東経129度20分14秒) 5 同市同町久須保六郎島北端 (北緯34度18分11秒,東経129度20分30秒)	イ 2と4を結ぶ直線と3と5を結ぶ直線との交点 (北緯34度18分13秒,東経129度20分31秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3107号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 くさこずみ 地先	次の1、イ、ロ、ハ、4、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大船越狭瀬戸口崎南西端 (北緯34度18分19秒,東経129度20分4秒) 2 同市同町大船越的場崎南端 (北緯34度18分16秒,東経129度20分11秒) 3 同市同町大船越くさこずみ内鼻南端 (北緯34度18分21秒,東経129度20分17秒) 4 同市同町大船越本彼瀬鼻南端 (北緯34度18分20秒,東経129度20分22秒) 5 同市同町大船越中彼瀬鼻南端 (北緯34度18分15秒,東経129度20分31秒) 6 同市同町大船越シレエ鼻西端 (北緯34度17分50秒,東経129度20分16秒)	イ 1と6を結ぶ直線上1から150メートルのところ (北緯34度18分14秒,東経129度20分6秒) ロ 2から143度240メートルのところ (北緯34度18分10秒,東経129度20分17秒) ハ 4と5を結ぶ直線上4から150メートルのところ (北緯34度18分18秒,東経129度20分27秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3108号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 白蓮江崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点 を順次結んだ各直線と最 高大潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷白蓮江崎突端標識 (北緯34度17分53秒,東経129度20分3秒) 2 同市同町竹敷白蓮江崎東岸標識 (北緯34度17分49秒,東経129度20分5秒) 3 同市同町大山くさこずみ鼻標識 (北緯34度18分16秒,東経129度20分11秒) 4 同市同町大山中彼瀬鼻標識 (北緯34度18分15秒,東経129度20分31秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度17分56秒,東経129度20分4秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から150メートルのこ ろ (北緯34度17分56秒,東経129度20分8秒) ハ 2から58度140メートルのところ (北緯34度17分51秒,東経129度20分10秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3109号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 シレエ鼻 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 大潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町大船越シレエ鼻北西端 (北緯34度17分58秒,東経129度20分20秒) 2 同市同町大船越シレエ鼻南西端 (北緯34度17分49秒,東経129度20分16秒) 3 同市同町竹敷シレエ崎東端 (北緯34度17分46秒,東経129度20分9秒)	イ 1から260度130メートルのところ (北緯34度17分57秒,東経129度20分15秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度17分48秒,東経129度20分16秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3110号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 狭間浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、5、4の 各点を順次結んだ各直 線、2と3を結んだ直線及び 1から2、3から4に至る各最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町大船越狭間浦奥北の鼻東 端 (北緯34度17分37秒,東経129度20分42秒) 2 同市同町大船越豆入道南の鼻北端 (北緯34度17分43秒,東経129度20分44秒) 3 同市同町大船越豆入道北の鼻東端 (北緯34度17分45秒,東経129度20分42秒) 4 同市同町大船越ながべた東の鼻標識 (北緯34度17分48秒,東経129度20分38秒) 5 同市同町大船越ながべた標識 (北緯34度17分52秒,東経129度20分27秒) 6 同市同町大船越尻江崎東端 (北緯34度17分58秒,東経129度20分22秒) 7 同市同町大船越狭間崎北端 (北緯34度17分51秒,東経129度20分51秒) 8 同市同町大船越小狭間北の鼻西端 (北緯34度17分36秒,東経129度20分46秒)	イ 1と8を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度17分37秒,東経129度20分44秒) ロ 6と7を結ぶ直線上7から120メートルのとこ ろ (北緯34度17分52秒,東経129度20分47秒) ハ 6と7を結ぶ直線上7から220メートルのとこ ろ (北緯34度17分56秒,東経129度20分31秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3111号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 たどうら 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町大船越たどうらの鼻南東端 (北緯34度17分31秒,東経129度21分7秒) 2 同市同町大船越たどうらの南鼻西端 (北緯34度17分28秒,東経129度21分7秒)	イ 1から270度30メートルのところ (北緯34度17分31秒,東経129度21分5秒) ロ 2から270度55メートルのところ (北緯34度17分28秒,東経129度21分5秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3112号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 水浦 地先	次の1、2、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保倉本突端標識 (北緯34度17分59秒,東経129度21分43秒) 2 同市同町久須保水浦鼻西端 (北緯34度17分58秒,東経129度21分46秒) 3 同市同町久須保水浦標識第1号 (北緯34度17分54秒,東経129度21分46秒) 4 同市同町久須保水浦標識第2号 (北緯34度17分53秒,東経129度21分52秒) 5 同市同町久須保水浦中鼻東北端 (北緯34度17分53秒,東経129度21分48秒)	イ 3と4を結ぶ直線と2と5を結ぶ直線との交点 (北緯34度17分54秒,東経129度21分48秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4069号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 志土路浦 地先	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び1から3、2から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越大崎志土路北岸中央標識 (北緯34度19分58秒,東経129度22分11秒) 2 同市同町小船越大崎志土路南岸中央突端標識 (北緯34度19分53秒,東経129度22分11秒) 3 同市同町小船越えびす浦西の鼻標識 (北緯34度19分54秒,東経129度21分57秒) 4 同市同町小船越松石外の鼻標識 (北緯34度19分51秒,東経129度21分56秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4072号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 本波瀬 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山本波瀬二番鼻標識 (北緯34度18分21秒,東経129度20分26秒) 2 同市同町大山中波瀬三番鼻標識 (北緯34度18分22秒,東経129度20分31秒)		第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4073号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 真之浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町大山真之浦東鼻標識 (北緯34度18分22秒,東経129度20分5秒) 2 同市同町大山真之浦東二番鼻標識 (北緯34度18分27秒,東経129度20分12秒) 3 同市同町大山真之浦東三番鼻標識 (北緯34度18分36秒,東経129度20分16秒)	イ 1から320度50メートルのところ (北緯34度18分23秒,東経129度20分4秒) ロ 2から290度50メートルのところ (北緯34度18分27秒,東経129度20分10秒) ハ 3から300度50メートルのところ (北緯34度18分36秒,東経129度20分14秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4074号	長崎県 対馬市 美津島町 大山 真之浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町大山真之浦西二番鼻標識 (北緯34度18分28秒,東経129度20分9秒) 2 同市同町大山真之浦西三番鼻標識 (北緯34度18分47秒,東経129度20分12秒)	イ 1から124度20メートルのところ (北緯34度18分28秒,東経129度20分9秒) ロ 2から124度80メートルのところ (北緯34度18分45秒,東経129度20分15秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4075号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 白蓮江浦 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ、11の各点を 順次結んだ各直線と6と7を 結んだ直線及び1から6、7 から11に至る各最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町大船越白蓮江崎東岸標識 (北緯34度17分49秒,東経129度20分5秒) 2 同市同町大船越白蓮江崎東鼻標識 (北緯34度17分45秒,東経129度20分10秒) 3 同市同町大船越境島東端 (北緯34度17分41秒,東経129度20分16秒) 4 同市同町大船越境島南端 (北緯34度17分38秒,東経129度20分10秒) 5 同市同町大船越白蓮江浦標識 (北緯34度17分28秒,東経129度20分5秒) 6 同市同町大船越やぶれひらき向鼻南端 (北緯34度17分26秒,東経129度20分3秒) 7 同市同町大船越やぶれひらき出鼻突端 (北緯34度17分24秒,東経129度20分4秒) 8 同市同町大船越やぶれひらき突端標識 (北緯34度17分27秒,東経129度20分8秒) 9 同市同町大船越境鼻標識 (北緯34度17分35秒,東経129度20分14秒) 10 同市同町大船越境島の東向鼻標識 (北緯34度17分41秒,東経129度20分20秒) 11 同市同町大船越いるか浦北鼻標識 (北緯34度17分49秒,東経129度20分17秒)	イ 1から58度140メートルのところ (北緯34度17分51秒,東経129度20分10秒) ロ 2と11を結ぶ直線上2から100メートルのと ころ (北緯34度17分47秒,東経129度20分14秒) ハ 3と10を結ぶ直線上3から60メートルのとこ ろ (北緯34度17分41秒,東経129度20分18秒) ニ 4と9を結ぶ直線上4から100メートルのとこ ろ (北緯34度17分36秒,東経129度20分12秒) ホ 5と8を結ぶ直線上5から50メートルのところ (北緯34度17分27秒,東経129度20分6秒) ヘ 8と5を結ぶ直線上8から30メートルのところ (北緯34度17分27秒,東経129度20分7秒) ト 9と4を結ぶ直線上9から30メートルのところ (北緯34度17分35秒,東経129度20分13秒) チ 10と3を結ぶ直線上10から30メートルのとこ ろ (北緯34度17分41秒,東経129度20分19秒) リ 11と2を結ぶ直線上11から50メートルのとこ ろ (北緯34度17分48秒,東経129度20分16秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3500号	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 彼瀬崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町久須保彼瀬崎西端 (北緯34度18分0秒,東経129度20分41秒) 2 同市同町久須保くらげとう鼻標識 (北緯34度18分5秒,東経129度20分40秒) 3 同市同町久須保六郎瀬戸東鼻西端 (北緯34度18分9秒,東経129度20分38秒) 4 同市同町島山矢取崎突端標識 (北緯34度18分16秒,東経129度20分1秒) 5 同市同町大船越尻江崎北端 (北緯34度17分58秒,東経129度20分21秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度18分1秒,東経129度20分39秒) ロ 2から355度50メートルのところ (北緯34度18分6秒,東経129度20分40秒) ハ 3と5を結ぶ直線上3から90メートルのところ (北緯34度18分7秒,東経129度20分36秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3501号	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 白蓮江鼻 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町大船越尻江崎東端 (北緯34度17分58秒,東経129度20分22秒) 2 同市同町大船越ながべた西の鼻標識 (北緯34度17分55秒,東経129度20分26秒) 3 同市同町久須保六郎島西端 (北緯34度18分10秒,東経129度20分30秒) 4 同市同町久須保六郎島東端 (北緯34度18分9秒,東経129度20分37秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度17分59秒,東経129度20分23秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から80メートルのところ (北緯34度17分57秒,東経129度20分28秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯34度17分56秒,東経129度20分27秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4502号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 畠崎 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4、 5、3の各点を順次結んだ 各直線と最高高潮時海岸 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越畠崎北東端標識 (北緯34度19分31秒,東経129度22分43秒) 2 同市同町小船越畠崎南標識 (北緯34度19分26秒,東経129度22分40秒) 3 同市同町小船越長畑北端標識 (北緯34度19分23秒,東経129度22分40秒) 4 同市同町小船越大仏突端標識 (北緯34度19分17秒,東経129度22分42秒) 5 同市同町小船越小仏島南西端標識 (北緯34度19分20秒,東経129度22分45秒) 6 同市同町鴨居瀬黒島ひら崎北西端 (北緯34度19分16秒,東経129度23分16秒) 7 同市同町鴨居瀬裸島南端 (北緯34度19分21秒,東経129度23分22秒) 8 同市同町鴨居瀬東泉島南西端 (北緯34度19分28秒,東経129度23分20秒)	イ 1と8を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度19分30秒,東経129度22分44秒) ロ 2と7を結ぶ直線上2から120メートルのとこ ろ (北緯34度19分26秒,東経129度22分44秒) ハ 2と7を結ぶ直線上2から240メートルのとこ ろ (北緯34度19分25秒,東経129度22分49秒) ニ 4と6を結ぶ直線上4から200メートルのとこ ろ (北緯34度19分17秒,東経129度22分49秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4503号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 大仏島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点 を順次結んで1に至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町小船越大仏島南端 (北緯34度19分12秒,東経129度22分42秒) 2 同市同町小船越加世浦南馬場内鼻南端 (北緯34度19分11秒,東経129度22分37秒)	イ 1から107度30分50メートルのところ (北緯34度19分11秒,東経129度22分44秒) ロ 2から107度30分200メートルのところ (北緯34度19分9秒,東経129度22分45秒) ハ 2から180度50メートルのところ (北緯34度19分9秒,東経129度22分37秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4504号	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 加世浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町小船越加世浦池畠内鼻北 東端 (北緯34度19分7秒,東経129度22分34秒) 2 同市同町小船越加世浦池畠東端標識 (北緯34度19分11秒,東経129度22分37秒) 3 同市同町小船越大仏島南端 (北緯34度19分12秒,東経129度22分42秒) 4 同市同町小船越加世浦南馬場内鼻南端 (北緯34度19分5秒,東経129度22分42秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度19分8秒,東経129度22分35秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのこ ろ (北緯34度19分8秒,東経129度22分42秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 538号	長崎県 対馬市 厳原町 浅藻 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市厳原町浅藻浅藻川河口堤防東標識 (北緯34度6分47秒,東経129度12分46秒) 2 同市同町浅藻大浜海岸堤防標識(堤防北端 から南方海岸沿いに13メートルのところ) (北緯34度6分40秒,東経129度12分56秒) 3 同市同町浅藻浅藻川河口堤防西標識 (北緯34度6分46秒,東経129度12分45秒)	イ 2から273度30分320メートルのところ (北緯34度6分41秒,東経129度12分44秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 浅藻		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 539号	長崎県 対馬市 厳原町 阿須 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市厳原町阿須黒岩鼻標識 (北緯34度12分47秒,東経129度17分58秒) 2 同市同町阿須南防波堤付根標識 (北緯34度12分54秒,東経129度17分47秒) 3 同市同町曲東防波堤付根標識 (北緯34度13分14秒,東経129度18分16秒) 4 同市同町曲沖消波堤西端 (北緯34度13分1秒,東経129度18分11秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度12分49秒,東経129度18分1秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から150メートルのとこ ろ (北緯34度12分51秒,東経129度18分2秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から150メートルのとこ ろ (北緯34度12分57秒,東経129度17分52秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯34度12分56秒,東経129度17分50秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 阿須 北里 東里	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1043号	長崎県 対馬市 厳原町 曲 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市厳原町曲東防波堤付根標識 (北緯34度13分14秒,東経129度18分16秒) 2 同市同町曲東防波堤突端 (北緯34度13分14秒,東経129度18分7秒) 3 同市同町曲沖消波堤西端 (北緯34度13分1秒,東経129度18分11秒) 4 同市同町曲沖消波堤東端 (北緯34度13分1秒,東経129度18分16秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から190メートルのところ (北緯34度13分8秒,東経129度18分16秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から190メートルのとこ ろ (北緯34度13分8秒,東経129度18分9秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から290メートルのとこ ろ (北緯34度13分5秒,東経129度18分10秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から290メートルのとこ ろ (北緯34度13分4秒,東経129度18分16秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 厳原町 曲 小浦 南室 阿須	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 540号	長崎県 対馬市 美津島町 加志 田の浜 地先	次の1と2を結んだ直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町加志田の浜海岸標識 (北緯34度17分40秒,東経129度14分5秒) 2 同市同町加志横浜海岸標識 (北緯34度17分36秒,東経129度13分60秒)		第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 541号	長崎県 対馬市 美津島町 加志 加志川河口東 岸 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町加志加志川河口東岸標識 A (北緯34度17分32秒,東経129度13分55秒) 2 同市同町加志加志川河口東岸標識B(1か ら東方海岸沿いに70メートルのところ) (北緯34度17分33秒,東経129度13分58秒) 3 同市同町加志大島南端 (北緯34度17分51秒,東経129度13分60秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度17分35秒,東経129度13分56秒) ロ 2から10度60メートルのところ (北緯34度17分35秒,東経129度13分58秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 542号	長崎県 対馬市 美津島町 加志 加志川河口西 岸 地先	次の1、イ、2の各点を順次 結んだ各直線と最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町加志加志川河口西岸角 (北緯34度17分32秒,東経129度13分53秒) 2 同市同町加志加志浦西岸標識 (北緯34度17分38秒,東経129度13分47秒) 3 同市同町加志大島南端 (北緯34度17分51秒,東経129度13分60秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から90メートルのところ (北緯34度17分35秒,東経129度13分54秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
対区計第 1044号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷鼠島東岸標識A(鼠島 北東端から南方海岸沿いに102メートルの ところ) (北緯34度19分0秒,東経129度18分6秒) 2 同市同町竹敷鼠島東岸標識B(1から南方 海岸沿いに220メートルのところ) (北緯34度18分53秒,東経129度18分4秒)	イ 1から121度70メートルのところ (北緯34度18分59秒,東経129度18分8秒) ロ 1から121度220メートルのところ (北緯34度18分57秒,東経129度18分13秒) ハ 2から121度180メートルのところ (北緯34度18分50秒,東経129度18分10秒) ニ 2から121度30メートルのところ (北緯34度18分53秒,東経129度18分5秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1045号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷鼠島西端大岩標識 (北緯34度18分58秒,東経129度17分55秒) 2 同市同町竹敷鼠島西岸標識D(鼠島灯台か ら南西方海岸沿いに55メートルのところ) (北緯34度19分3秒,東経129度18分5秒)	イ 1から325度50メートルのところ (北緯34度18分59秒,東経129度17分54秒) ロ 1から325度200メートルのところ (北緯34度19分3秒,東経129度17分50秒) ハ 2から293度30分220メートルのところ (北緯34度19分6秒,東経129度17分57秒) ニ 2から293度30分45メートルのところ (北緯34度19分4秒,東経129度18分3秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1046号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 蜂巢鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山蜂巢鼻北端標識 (北緯34度18分25秒,東経129度19分16秒) 2 同市同町島山蜂巢鼻南端標識 (北緯34度18分21秒,東経129度19分17秒)	イ 1から260度207.5メートルのところ (北緯34度18分24秒,東経129度19分8秒) ロ 1から260度60メートルのところ (北緯34度18分24秒,東経129度19分14秒) ハ 2から260度50メートルのところ (北緯34度18分21秒,東経129度19分15秒) ニ 2から260度197.5メートルのところ (北緯34度18分20秒,東経129度19分9秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1047号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 ユリゴシ 地先	次の1、イ、ニ、5の各点を 順次結んだ直線、2、ロ、 ハ、3を順次結んだ各直線 および1から3、2から5に至 る最高高潮時海岸線によ って囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷唐茂北西標識 (北緯34度17分56秒,東経129度18分55秒) 2 同市同町竹敷頭切島南東端標識 (北緯34度17分59秒,東経129度19分1秒) 3 同市同町竹敷ユリゴシー本松標識 (北緯34度17分53秒,東経129度19分5秒) 4 同市同町竹敷島山黒崎島赤はげ鼻南端 (北緯34度18分2秒,東経129度19分16秒) 5 同市同町竹敷頭切島北西端標識 (北緯34度18分1秒,東経129度18分57秒) 6 同市同町島山黒崎島うのとり瀬北側標識A (北緯34度18分8秒,東経129度19分12秒)	イ 1から255度30メートルのところ (北緯34度17分56秒,東経129度18分54秒) ロ 2と6を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯34度17分60秒,東経129度19分2秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から170メートルのとこ ろ (北緯34度17分57秒,東経129度19分10秒) ニ 5から275度70メートルのところ (北緯34度18分1秒,東経129度18分54秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1048号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 志々加島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷志々加島東岸標識A (北緯34度17分58秒,東経129度18分45秒) 2 同市同町竹敷志々加島東岸標識B(1から 南方海岸沿いに135メートルのところ) (北緯34度17分54秒,東経129度18分48秒)	イ 1から85度80メートルのところ (北緯34度17分58秒,東経129度18分48秒) ロ 1から85度150メートルのところ (北緯34度17分58秒,東経129度18分51秒) ハ 2から85度100メートルのところ (北緯34度17分54秒,東経129度18分52秒) ニ 2から85度30メートルのところ (北緯34度17分54秒,東経129度18分49秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1049号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 志々加島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷志々加島西岸榎標識 (北緯34度17分49秒,東経129度18分45秒) 2 同市同町竹敷志々加島西岸標識(1から南 方海岸沿いに135メートルのところ) (北緯34度17分44秒,東経129度18分45秒)	イ 1から270度140メートルのところ (北緯34度17分49秒,東経129度18分39秒) ロ 1から270度190メートルのところ (北緯34度17分49秒,東経129度18分37秒) ハ 2から270度150メートルのところ (北緯34度17分44秒,東経129度18分40秒) ニ 2から270度100メートルのところ (北緯34度17分44秒,東経129度18分42秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1050号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷かかり松内鼻標識A (北緯34度17分46秒,東経129度18分19秒) 2 同市同町竹敷かかり松内鼻標識B(1から西 方海岸沿いに230メートルのところ) (北緯34度17分49秒,東経129度18分11秒)	イ 1から45度75メートルのところ (北緯34度17分48秒,東経129度18分22秒) ロ 1から45度135メートルのところ (北緯34度17分49秒,東経129度18分23秒) ハ 2から45度135メートルのところ (北緯34度17分52秒,東経129度18分15秒) ニ 2から45度75メートルのところ (北緯34度17分51秒,東経129度18分13秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1051号	長崎県 対馬市 美津島町 昼ヶ浦 大平浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 対馬市美津島町昼ヶ浦大平浦東鼻標識A (北緯34度19分14秒,東経129度17分13秒) 2 同市同町昼ヶ浦大平浦東鼻標識B (北緯34度19分2秒,東経129度17分3秒) 3 同市同町昼ヶ浦大平浦北東端 (北緯34度19分21秒,東経129度16分53秒)	イ 1から341度150メートルのところ (北緯34度19分19秒,東経129度17分11秒) ロ 3から44度190メートルのところ (北緯34度19分26秒,東経129度16分58秒) ハ 3から60度90メートルのところ (北緯34度19分23秒,東経129度16分56秒) ニ 3から97度30分180メートルのところ (北緯34度19分21秒,東経129度16分60秒) ホ 3から131度170メートルのところ (北緯34度19分18秒,東経129度16分58秒) ヘ 1から282度30分300メートルのところ (北緯34度19分16秒,東経129度17分1秒) ト 2から265度346メートルのところ (北緯34度19分1秒,東経129度16分49秒) チ 2から265度111メートルのところ (北緯34度19分2秒,東経129度16分58秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. イ、ロ、ハ、トの各点に夜間標識灯を設置しなければならぬ。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1052号	長崎県 対馬市 美津島町 今里 鹿の島 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線及び1から2、3 から4に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町今里鹿の島階段上標識(志 賀神社鳥居から南方海岸沿いに12メートルの ところ) (北緯34度17分54秒,東経129度13分37秒) 2 同市同町今里鹿の島南東端 (北緯34度17分54秒,東経129度13分38秒) 3 同市同町今里中瀬の鼻標識 (北緯34度17分52秒,東経129度13分40秒) 4 同市同町今里中瀬標識(3から南方海岸沿 いに72メートルのところ) (北緯34度17分50秒,東経129度13分39秒)	イ 1から210度50メートルのところ (北緯34度17分53秒,東経129度13分36秒) ロ 4から270度70メートルのところ (北緯34度17分50秒,東経129度13分36秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1311号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷鼠島西端大岩標識 (北緯34度18分58秒,東経129度17分55秒) 2 同市同町竹敷鼠島西岸標識D(鼠島灯台か ら南西方海岸沿いに55メートルのところ) (北緯34度19分3秒,東経129度18分5秒)	イ 1から325度50メートルのところ (北緯34度18分59秒,東経129度17分54秒) ロ 1から325度200メートルのところ (北緯34度19分3秒,東経129度17分50秒) ハ 2から293度30分220メートルのところ (北緯34度19分6秒,東経129度17分57秒) ニ 2から293度30分45メートルのところ (北緯34度19分4秒,東経129度18分3秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生 簀1台、直径20メートルの円形生簀5台、直径15メー トルの円形生簀2台、16メートル×16メートルの方形生 簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が2,926平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 1,200尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1312号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷鼠島東岸標識A(鼠島 北東端から南方海岸沿いに102メートルのと ころ) (北緯34度19分0秒,東経129度18分6秒) 2 同市同町竹敷鼠島東岸標識B(1から南方 海岸沿いに220メートルのところ) (北緯34度18分53秒,東経129度18分4秒)	イ 1から121度70メートルのところ (北緯34度18分59秒,東経129度18分8秒) ロ 1から121度220メートルのところ (北緯34度18分57秒,東経129度18分13秒) ハ 2から121度180メートルのところ (北緯34度18分50秒,東経129度18分10秒) ニ 2から121度30メートルのところ (北緯34度18分53秒,東経129度18分5秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,150平方 メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該 区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含 め、天然種苗を活け込んではならない。 4. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1313号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 平野浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山平野鼻標識A (北緯34度18分45秒,東経129度19分3秒) 2 同市同町島山通浦鼻標識B (北緯34度18分42秒,東経129度19分13秒)	イ 1から223度125メートルのところ (北緯34度18分42秒,東経129度18分59秒) ロ 1から223度265メートルのところ (北緯34度18分39秒,東経129度18分56秒) ハ 2から223度490メートルのところ (北緯34度18分30秒,東経129度19分0秒) ニ 2から223度90メートルのところ (北緯34度18分40秒,東経129度19分11秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生 簀8台、直径20メートルの円形生簀10台の規模を超え てはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の 総面積が7,068平方メートルを超えない範囲内で、生 簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えな い。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 4,700尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1314号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 蜂巢鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山蜂巢鼻北端標識 (北緯34度18分25秒,東経129度19分16秒) 2 同市同町島山蜂巢鼻南端標識 (北緯34度18分21秒,東経129度19分17秒)	イ 1から260度207.5メートルのところ (北緯34度18分24秒,東経129度19分8秒) ロ 1から260度60メートルのところ (北緯34度18分24秒,東経129度19分14秒) ハ 2から260度50メートルのところ (北緯34度18分21秒,東経129度19分15秒) ニ 2から260度197.5メートルのところ (北緯34度18分20秒,東経129度19分9秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が1,570平方メートルを超 えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更 することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から 当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然 種苗を活け込んではならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1315号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 アカハゲ 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、トの各点を順次結んで イに至る各直線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町黒崎島うのとり瀬北側標識 A (北緯34度18分8秒,東経129度19分12秒) 2 同市同町黒崎島うのとり瀬北側標識B (北緯34度18分12秒,東経129度19分20秒)	イ 1から326度43メートルのところ (北緯34度18分9秒,東経129度19分11秒) ロ 1から326度306メートルのところ (北緯34度18分16秒,東経129度19分5秒) ハ 2から336度258メートルのところ (北緯34度18分20秒,東経129度19分15秒) ニ 2から336度230メートルのところ (北緯34度18分19秒,東経129度19分16秒) ホ 2から1度250メートルのところ (北緯34度18分20秒,東経129度19分20秒) ヘ 2から34度120メートルのところ (北緯34度18分15秒,東経129度19分22秒) ト 2から336度10メートルのところ (北緯34度18分13秒,東経129度19分19秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別 し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしな ければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直 径25メートルの円形生簀3台、直径20メートルの円形 生簀11台の規模を超えてはならない。ただし、経営上 必要な場合は、生簀の総面積が4,926平方メートルを 超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変 更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 2,220尾を超えてはならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1316号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 ユリゴシ 地先	次の1、イ、ニ、5の各点を 順次結んだ直線、2、ロ、 ハ、3を順次結んだ各直線 および1から3、2から5に至 る最高高潮時海岸線によ って囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷唐茂北西標識 (北緯34度17分56秒,東経129度18分55秒) 2 同市同町竹敷頭切島南東端標識 (北緯34度17分59秒,東経129度19分1秒) 3 同市同町竹敷ユリゴシー本松標識 (北緯34度17分53秒,東経129度19分5秒) 4 同市同町竹敷島山黒崎島赤はげ鼻南端 (北緯34度18分2秒,東経129度19分16秒) 5 同市同町竹敷頭切島北西端標識 (北緯34度18分1秒,東経129度18分57秒) 6 同市同町島山黒崎島うのとり瀬北側標識A (北緯34度18分8秒,東経129度19分12秒)	イ 1から255度30メートルのところ (北緯34度17分56秒,東経129度18分54秒) ロ 2と6を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯34度17分60秒,東経129度19分2秒) ハ 3と4を結ぶ直線上3から170メートルのとこ ろ (北緯34度17分57秒,東経129度19分10秒) ニ 5から275度70メートルのところ (北緯34度18分1秒,東経129度18分54秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生 簀2台、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超 えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の 総面積が3,180平方メートルを超えない範囲内で、生 簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えな い。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 1,894尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1317号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 小式崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷みそくれ鼻標識 (北緯34度18分30秒,東経129度18分36秒) 2 同市同町竹敷小式内鼻大石標識 (北緯34度18分29秒,東経129度18分26秒)	イ 1から30度50メートルのところ (北緯34度18分31秒,東経129度18分37秒) ロ 1から30度125メートルのところ (北緯34度18分34秒,東経129度18分38秒) ハ 2から15度368メートルのところ (北緯34度18分41秒,東経129度18分30秒) ニ 2から15度160メートルのところ (北緯34度18分34秒,東経129度18分28秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,256平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1318号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 千鳥島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷深浦標識A (北緯34度18分21秒,東経129度17分54秒) 2 同市同町竹敷深浦標識B (北緯34度18分30秒,東経129度17分54秒)	イ 1から34度620メートルのところ (北緯34度18分37秒,東経129度18分7秒) ロ 1から34度953メートルのところ (北緯34度18分46秒,東経129度18分15秒) ハ 2から28度30分720メートルのところ (北緯34度18分50秒,東経129度18分7秒) ニ 2から22度390メートルのところ (北緯34度18分41秒,東経129度17分60秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直径25メートルの円形生簀3台、直径20メートルの円形生簀9台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,298平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,000尾を超えてはならない。 5. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1319号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷鼠島南西岸標識A (北緯34度18分57秒,東経129度17分55秒) 2 同市同町竹敷鼠島南西岸標識B (北緯34度18分51秒,東経129度17分58秒)	イ 1から260度60メートルのところ (北緯34度18分56秒,東経129度17分53秒) ロ 1から260度185メートルのところ (北緯34度18分55秒,東経129度17分48秒) ハ 2から233度220メートルのところ (北緯34度18分46秒,東経129度17分51秒) ニ 2から210度30分130メートルのところ (北緯34度18分47秒,東経129度17分55秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生 簀4台、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超え てはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の 総面積が3,220平方メートルを超えない範囲内で、生 簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えな い。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 1,170尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1320号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 ロザキ崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬ロザキ鼻中央標識 (北緯34度19分1秒,東経129度17分39秒) 2 同市同町黒瀬面天奈浦中野鼻南端 (北緯34度18分54秒,東経129度17分37秒)	イ 1から113度36メートルのところ (北緯34度19分0秒,東経129度17分40秒) ロ 1から113度185.3メートルのところ (北緯34度18分58秒,東経129度17分46秒) ハ 2から113度167.3メートルのところ (北緯34度18分52秒,東経129度17分43秒) ニ 2から113度20メートルのところ (北緯34度18分54秒,東経129度17分38秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,000平方 メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該 区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含 め、天然種苗を活け込んでではない。 4. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1321号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 ロザキ崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬ロザキ鼻南側標識 (北緯34度19分4秒,東経129度17分41秒) 2 同市同町黒瀬ロザキ鼻中央標識 (北緯34度19分1秒,東経129度17分39秒)	イ 1から27度30分90メートルのところ (北緯34度19分7秒,東経129度17分42秒) ロ 1から80度182.3メートルのところ (北緯34度19分5秒,東経129度17分48秒) ハ 2から113度185.3メートルのところ (北緯34度18分58秒,東経129度17分46秒) ニ 2から113度36メートルのところ (北緯34度19分0秒,東経129度17分40秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,000平方 メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該 区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含 め、天然種苗を活け込んではならない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1322号	長崎県 対馬市 美津島町 屋ヶ浦 大平浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 対馬市美津島町屋ヶ浦大平浦東鼻標識A (北緯34度19分14秒,東経129度17分13秒) 2 同市同町屋ヶ浦大平浦東鼻標識B (北緯34度19分2秒,東経129度17分3秒) 3 同市同町屋ヶ浦大平浦北東端 (北緯34度19分21秒,東経129度16分53秒)	イ 1から341度150メートルのところ (北緯34度19分19秒,東経129度17分11秒) ロ 3から44度190メートルのところ (北緯34度19分26秒,東経129度16分58秒) ハ 3から60度90メートルのところ (北緯34度19分23秒,東経129度16分56秒) ニ 3から97度30分180メートルのところ (北緯34度19分21秒,東経129度16分60秒) ホ 3から131度170メートルのところ (北緯34度19分18秒,東経129度16分58秒) ヘ 1から282度30分300メートルのところ (北緯34度19分16秒,東経129度17分1秒) ト 2から265度346メートルのところ (北緯34度19分1秒,東経129度16分49秒) チ 2から265度111メートルのところ (北緯34度19分2秒,東経129度16分58秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生 簀2台、直径20メートルの円形生簀27台の規模を超え てはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業 権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗 (以下、移送分とする。)については、直径20メートル の円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、 経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が 9,460平方メートル、移送分の生簀の総面積が2,512平 方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又 は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 4,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。 5. イ、ロ、ハ、トの各点に夜間標識灯を設置しなけれ ばならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1323号	長崎県 対馬市 美津島町 昼ヶ浦 有欄 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各 点を順次結んでイに至る各 直線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町昼ヶ浦有欄東岸標識A (北緯34度19分28秒,東経129度16分41秒) 2 同市同町昼ヶ浦有欄東岸標識B (北緯34度19分33秒,東経129度16分42秒)	イ 1から161度30分100メートルのところ (北緯34度19分25秒,東経129度16分42秒) ロ 1から125度200メートルのところ (北緯34度19分24秒,東経129度16分47秒) ハ 1から117度310メートルのところ (北緯34度19分24秒,東経129度16分52秒) ニ 2から103度315メートルのところ (北緯34度19分30秒,東経129度16分54秒) ホ 2から103度70メートルのところ (北緯34度19分32秒,東経129度16分45秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀2台、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が3,180平方メートル、移送分の生簀の総面積が2,198平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1324号	長崎県 対馬市 美津島町 昼ヶ浦 芋崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町昼ヶ浦芋崎東岸標識A (北緯34度19分21秒,東経129度16分1秒) 2 同市同町昼ヶ浦芋崎東岸標識B (北緯34度19分37秒,東経129度16分2秒)	イ 1から73度80メートルのところ (北緯34度19分22秒,東経129度16分4秒) ロ 1から73度255メートルのところ (北緯34度19分23秒,東経129度16分11秒) ハ 2から73度235メートルのところ (北緯34度19分39秒,東経129度16分11秒) ニ 2から73度70メートルのところ (北緯34度19分37秒,東経129度16分5秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀21台、18メートル×18メートルの方形生簀1台、20メートル×20メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が7,809平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,200尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1325号	長崎県 対馬市 美津島町 加志 大島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リの各点を順次 結んでイに至る各直線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町加志大島西岸標識A (北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 2 同市同町加志大島西岸標識B (北緯34度17分58秒,東経129度13分51秒) 3 同市同町加志大島西岸標識C (北緯34度18分3秒,東経129度13分53秒) 4 同市同町尾崎土寄崎突端 (北緯34度18分31秒,東経129度13分37秒) 5 同市同町加志大島北端標識 (北緯34度18分4秒,東経129度13分57秒)	イ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ (北緯34度17分59秒,東経129度13分50秒) ロ 1から235度150メートルのところ (北緯34度17分56秒,東経129度13分47秒) ハ 1から306度30分237メートルのところ (北緯34度18分4秒,東経129度13分44秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から310メートルのとこ ろ (北緯34度18分7秒,東経129度13分47秒) ホ 3から352度292メートルのところ (北緯34度18分12秒,東経129度13分52秒) ヘ 5から5度30分404メートルのところ (北緯34度18分17秒,東経129度13分58秒) ト 5から18度275メートルのところ (北緯34度18分13秒,東経129度14分0秒) チ 3から1度30分150メートルのところ (北緯34度18分8秒,東経129度13分53秒) リ 2と4を結ぶ直線上2から160メートルのところ (北緯34度18分3秒,東経129度13分49秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別 し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしな ければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直 径25メートルの円形生簀3台、直径20メートルの円形 生簀11台、直径15メートルの円形生簀1台の規模を超 えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀 の総面積が5,103平方メートルを超えない範囲内で、 生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支え ない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 3,495尾を超えてはならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1326号	長崎県 対馬市 美津島町 加志 大島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、トの各点を順次結んで イに至る各直線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町加志大島西岸標識A (北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒) 2 同市同町今里中瀬の鼻突端標識 (北緯34度17分52秒,東経129度13分40秒) 3 同市同町今里中瀬の鼻東岸標識C (北緯34度17分50秒,東経129度13分45秒) 4 同市同町経島北端標識 (北緯34度17分47秒,東経129度13分54秒) 5 同市同町加志大島南岸標識 (北緯34度17分52秒,東経129度13分58秒)	イ 3から358度92メートルのところ (北緯34度17分53秒,東経129度13分45秒) ロ 1から286度251メートルのところ (北緯34度18分1秒,東経129度13分42秒) ハ 1から264度30分310メートルのところ (北緯34度17分58秒,東経129度13分39秒) ニ 1と2を結ぶ直線上1から320メートルのとこ ろ (北緯34度17分53秒,東経129度13分41秒) ホ 3から317度30分64メートルのところ (北緯34度17分52秒,東経129度13分43秒) ヘ 4と5を結ぶ直線上4から50メートルのところ (北緯34度17分48秒,東経129度13分55秒) ト 4と5を結ぶ直線上4から160メートルのところ (北緯34度17分51秒,東経129度13分57秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別 し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしな ければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直 径20メートルの円形生簀5台、直径15メートルの円形 生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上 必要な場合は、生簀の総面積が2,277平方メートルを 超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変 更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、 1,100尾を超えてはならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1327号	長崎県 対馬市 美津島町 今里 鹿の島 地先	次の1、イ、ロ、4の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線及び1から2、3 から4に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町今里鹿の島階段上標識(志 賀神社鳥居から南方海岸沿いに12メートルの ところ) (北緯34度17分54秒,東経129度13分37秒) 2 同市同町今里鹿の島南東端 (北緯34度17分54秒,東経129度13分38秒) 3 同市同町今里中瀬の鼻標識 (北緯34度17分52秒,東経129度13分40秒) 4 同市同町今里中瀬標識(基点3から南方海 岸沿いに72メートルのところ) (北緯34度17分50秒,東経129度13分39秒)	イ 1から210度50メートルのところ (北緯34度17分53秒,東経129度13分36秒) ロ 4から270度70メートルのところ (北緯34度17分50秒,東経129度13分36秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、その総面積が920平方メー トルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該 区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含 め、天然種苗を活け込んではならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2033号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 平野浦奥 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チの各点を順次結 んでイに至る各直線によっ て囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山平野浦二又標識 (北緯34度18分51秒,東経129度19分21秒) 2 同市同町島山平野浦松崎標識 (北緯34度18分56秒,東経129度19分27秒) 3 同市同町島山ヨボシ浦標識A (北緯34度18分55秒,東経129度19分27秒) 4 同市同町島山ヨボシ浦標識B (北緯34度18分54秒,東経129度19分32秒) 5 同市同町島山ヨボシ浦標識C (北緯34度18分53秒,東経129度19分31秒) 6 同市同町島山ヨボシ浦標識D (北緯34度18分54秒,東経129度19分25秒)	イ 1から318度5メートルのところ (北緯34度18分51秒,東経129度19分21秒) ロ 1から318度30メートルのところ (北緯34度18分51秒,東経129度19分20秒) ハ 2から318度30メートルのところ (北緯34度18分57秒,東経129度19分26秒) ニ 2から318度5メートルのところ (北緯34度18分56秒,東経129度19分27秒) ホ 3から260度20メートルのところ (北緯34度18分55秒,東経129度19分26秒) ヘ 4から200度5メートルのところ (北緯34度18分53秒,東経129度19分32秒) ト 5から19度5メートルのところ (北緯34度18分53秒,東経129度19分31秒) チ 6から341度15メートルのところ (北緯34度18分55秒,東経129度19分25秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2034号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 あせじ鼻 地先	次の1と2の各点を結んだ 直線と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山すけん畑西端 (北緯34度19分24秒,東経129度18分54秒) 2 同市同町島山あせじ鼻標識 (北緯34度19分27秒,東経129度18分55秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2035号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 白瀬 地先	次の1、2の各点を結んだ 直線と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山大櫛崎突端標識 (北緯34度19分16秒,東経129度18分13秒) 2 同市同町島山白瀬鼻突端標識 (北緯34度19分19秒,東経129度18分4秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2036号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 鴨瀬 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬鴨瀬浜標識 (北緯34度18分53秒,東経129度16分23秒) 2 同市同町黒瀬ホトケタ鼻突端標識 (北緯34度18分46秒,東経129度16分27秒) 3 同市同町黒瀬吹崎辺田島東鼻北端 (北緯34度18分32秒,東経129度15分49秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から180メートルのところ (北緯34度18分49秒,東経129度16分18秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から280メートルのとこ ろ (北緯34度18分48秒,東経129度16分15秒) ハ 2から232度235メートルのところ (北緯34度18分41秒,東経129度16分19秒) ニ 2から232度135メートルのところ (北緯34度18分43秒,東経129度16分22秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2037号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 竜ノ浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬竜ノ浦鼻松の岩標識 (北緯34度18分36秒,東経129度16分31秒) 2 同市同町黒瀬竜ノ浦西岸標識 (北緯34度18分44秒,東経129度16分38秒) 3 同市同町黒瀬ベンガラ鼻標識 (北緯34度18分34秒,東経129度16分36秒) 4 同市同町黒瀬竜ノ浦東岸標識 (北緯34度18分42秒,東経129度16分41秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から28メートルのところ (北緯34度18分35秒,東経129度16分32秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から58メートルのところ (北緯34度18分35秒,東経129度16分34秒) ハ 2と4を結ぶ直線上2から51メートルのところ (北緯34度18分43秒,東経129度16分40秒) ニ 2と4を結ぶ直線上2から21メートルのところ (北緯34度18分44秒,東経129度16分39秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2038号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 高崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬高崎南西端標識 (北緯34度18分13秒,東経129度17分4秒) 2 同市同町黒瀬高崎海岸標識(1から南東方 海岸沿いに60メートルのところ) (北緯34度18分13秒,東経129度17分6秒) 3 同市同町黒瀬岩屋崎北鼻海岸標識(4から 北東方海岸沿いに60メートルのところ) (北緯34度18分1秒,東経129度17分4秒) 4 同市同町黒瀬岩屋崎北鼻標識 (北緯34度18分1秒,東経129度17分2秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度18分12秒,東経129度17分4秒) ロ 1と4を結ぶ直線上4から20メートルのところ (北緯34度18分2秒,東経129度17分2秒) ハ 2と3を結ぶ直線上3から20メートルのところ (北緯34度18分2秒,東経129度17分4秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯34度18分12秒,東経129度17分5秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2039号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬坂無し 地先	次の1、2の各点を結んだ 直線と最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬港南防波堤先端標識 (北緯34度17分43秒,東経129度17分16秒) 2 同市同町黒瀬ぜんもん鼻標識 (北緯34度17分35秒,東経129度17分24秒)		第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2040号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 呼埼 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬呼埼標識 (北緯34度17分43秒,東経129度17分8秒) 2 同市同町黒瀬三の城戸標識 (北緯34度17分58秒,東経129度16分48秒) 3 同市同町黒瀬二の城戸標識 (北緯34度18分2秒,東経129度16分52秒)	イ 2から130度50メートルのところ (北緯34度17分57秒,東経129度16分49秒) ロ 3から130度50メートルのところ (北緯34度18分1秒,東経129度16分54秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. イ、二の各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2041号	長崎県 対馬市 美津島町 吹崎深浦 地先	次の1、2、イ、ロ、5の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市美津島町吹崎深浦護岸標識A (北緯34度18分20秒,東経129度15分22秒) 2 同市同町吹崎深浦奥鼻標識 (北緯34度18分19秒,東経129度15分19秒) 3 同市同町吹崎小松崎内側標識 (北緯34度18分14秒,東経129度15分27秒) 4 同市同町吹崎深浦護岸標識C (北緯34度18分17秒,東経129度15分28秒) 5 同市同町吹崎深浦護岸標識B (北緯34度18分18秒,東経129度15分25秒)	イ 3と4を結ぶ直線上3から18メートルのところ (北緯34度18分15秒,東経129度15分27秒) ロ 3と4を結ぶ直線上3から45メートルのところ (北緯34度18分15秒,東経129度15分28秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2042号	長崎県 対馬市 美津島町 吹崎 辺田島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町吹崎辺田島北東端 (北緯34度18分31秒,東経129度15分49秒) 2 同市同町吹崎明バン島東端 (北緯34度18分48秒,東経129度15分53秒) 3 同市同町吹崎明バン小島西端 (北緯34度18分45秒,東経129度15分47秒) 4 同市同町吹崎辺田島西端 (北緯34度18分32秒,東経129度15分44秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から20メートルのところ (北緯34度18分32秒,東経129度15分49秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのとこ ろ (北緯34度18分35秒,東経129度15分50秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から130メートルのとこ ろ (北緯34度18分36秒,東経129度15分45秒) ニ 3と4を結ぶ直線上4から30メートルのところ (北緯34度18分33秒,東経129度15分44秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2043号	長崎県 対馬市 美津島町 吹崎 平瀬 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ直線と1から2に 至る最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町吹崎首頭越標識 (北緯34度18分35秒,東経129度15分19秒) 2 同市同町吹崎平瀬海岸中鼻標識 (北緯34度18分27秒,東経129度15分16秒) 3 同市同町吹崎平瀬中瀬標識 (北緯34度18分19秒,東経129度15分8秒) 4 同市同町加志入鼻北端標識 (北緯34度18分2秒,東経129度14分17秒) 5 同市同町尾崎牛除崎突端 (北緯34度19分7秒,東経129度13分45秒)	イ 1と4を結ぶ直線と3と5を結ぶ直線との交点 (北緯34度18分24秒,東経129度14分59秒) ロ 3と5を結ぶ直線上3から40メートルのところ (北緯34度18分20秒,東経129度15分7秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2044号	長崎県 対馬市 美津島町 吹崎 亀の鼻 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町吹崎アラカンジョウ崎大岩 標識 (北緯34度18分19秒,東経129度15分0秒) 2 同市同町吹崎亀の鼻西端 (北緯34度18分10秒,東経129度14分50秒) 3 同市同町尾崎土寄崎突端 (北緯34度18分31秒,東経129度13分37秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度18分19秒,東経129度14分59秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から160メートルのとこ ろ (北緯34度18分20秒,東経129度14分54秒) ハ 2から279度160メートルのところ (北緯34度18分10秒,東経129度14分44秒) ニ 2から279度30メートルのところ (北緯34度18分10秒,東経129度14分49秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3113号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 千鳥島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山屋敷畑浦沖の島西端 (北緯34度19分50秒,東経129度19分2秒) 2 同市豊玉町貝鮎貝鮎崎大東忍畑石垣標識 (北緯34度20分13秒,東経129度18分31秒) 3 同市美津島町島山千鳥島標識 (北緯34度19分51秒,東経129度18分57秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度19分52秒,東経129度18分59秒) ロ 3から45度370メートルのところ (北緯34度19分59秒,東経129度19分8秒) ハ 3から30度375メートルのところ (北緯34度20分1秒,東経129度19分5秒) ニ 1と2を結ぶ直線上1から200メートルのとこ ろ (北緯34度19分54秒,東経129度18分57秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3114号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 屋敷畑浦 地先	次のイ、ロ、3、ハ、ニ、ホの 各点を順次結んでイに至る 各直線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町島山沖廻島西端標識 (北緯34度19分49秒,東経129度18分57秒) 2 同市同町島山えのき鼻南端標識 (北緯34度19分47秒,東経129度19分9秒) 3 同市同町島山屋敷畑浦南内鼻北端標識 (北緯34度19分44秒,東経129度19分8秒) 4 同市同町島山屋敷畑浦中鼻標識A (北緯34度19分47秒,東経129度19分11秒) 5 同市同町島山屋敷畑浦中鼻標識B (北緯34度19分45秒,東経129度19分12秒)	イ 1から192度20メートルのところ (北緯34度19分48秒,東経129度18分57秒) ロ 1から192度120メートルのところ (北緯34度19分45秒,東経129度18分56秒) ハ 4と5を結ぶ直線上5から10メートルのところ (北緯34度19分45秒,東経129度19分12秒) ニ 4と5を結ぶ直線上4から10メートルのところ (北緯34度19分47秒,東経129度19分12秒) ホ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ (北緯34度19分46秒,東経129度19分8秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3115号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 曲網代浦 地先	次の5、ニ、ロ、イ、ハ、3、4 の各点を順次結んだ各直 線と4から5に至る最高高潮 時海岸線によって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町島山福畑東の鼻標識 (北緯34度19分49秒,東経129度18分37秒) 2 同市同町島山山越標識 (北緯34度19分36秒,東経129度18分48秒) 3 同市同町島山曲網代浦南内鼻標識 (北緯34度19分35秒,東経129度19分7秒) 4 同市同町島山曲網代浦北内鼻標識 (北緯34度19分40秒,東経129度19分8秒) 5 同市同町島山屋敷畑浦南鼻西端標識 (北緯34度19分42秒,東経129度18分59秒)	イ 1から63度50メートルのところ (北緯34度19分50秒,東経129度18分39秒) ロ 1から63度250メートルのところ (北緯34度19分53秒,東経129度18分46秒) ハ イと2を結んだ直線上2から50メートルのと ころ (北緯34度19分37秒,東経129度18分47秒) ニ 5から237度135メートルのところ (北緯34度19分39秒,東経129度18分54秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3116号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 満潮崎 地先	次の2、イ、ロ、ハ、4、3の 各点を順次結んだ各直線 及び3から2に至る最高高 潮時海岸線によって囲ま れた区域	1 対馬市美津島町島山福畑内の鼻海岸標識 A (北緯34度19分52秒,東経129度18分10秒) 2 同市同町島山福畑内の鼻海岸標識B (北緯34度19分50秒,東経129度18分17秒) 3 同市同町島山福畑内の鼻北端標識 (北緯34度19分52秒,東経129度18分23秒) 4 同市同町福畑鼻西岸標識 (北緯34度19分50秒,東経129度18分29秒)	イ 1から46度60メートルのところ (北緯34度19分53秒,東経129度18分12秒) ロ 1から46度410メートルのところ (北緯34度20分1秒,東経129度18分22秒) ハ 4から37度170メートルのところ (北緯34度19分55秒,東経129度18分33秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3117号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 満潮崎 地先	次の1、ロ、イ、4の各点を 順次結んだ各直線、2と3を 結んだ直線及び1から2、3 から4に至る各最高高潮時 海岸線によって囲まれた区 域	1 対馬市美津島町島山満潮崎北東端標識 (北緯34度20分10秒,東経129度18分4秒) 2 同市同町島山満潮崎海岸標識 (北緯34度20分4秒,東経129度18分1秒) 3 同市同町島山満潮崎内鼻西岸標識 (北緯34度20分1秒,東経129度18分4秒) 4 同市同町島山満潮崎内鼻東岸標識 (北緯34度19分58秒,東経129度18分6秒) 5 同市同町島山福畑内の鼻海岸標識A (北緯34度19分52秒,東経129度18分10秒)	イ 5から46度60メートルのところ (北緯34度19分53秒,東経129度18分12秒) ロ 5から46度410メートルのところ (北緯34度20分1秒,東経129度18分22秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3118号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 明瀬鼻 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町島山明瀬鼻標識 (北緯34度20分14秒,東経129度17分51秒) 2 同市同町島山満潮崎北東端標識 (北緯34度20分10秒,東経129度18分4秒)	イ 1から20度80メートルのところ (北緯34度20分16秒,東経129度17分52秒) ロ 2から20度80メートルのところ (北緯34度20分13秒,東経129度18分6秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3119号	長崎県 対馬市 美津島町 島山鳥取浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山鳥取浦北標識 (北緯34度19分40秒,東経129度17分50秒) 2 同市同町島山太平浦鼻南端標識 (北緯34度19分35秒,東経129度18分6秒) 3 同市同町島山白瀬鼻中標識 (北緯34度19分27秒,東経129度18分5秒) 4 同市同町島山毘沙門鼻南標識 (北緯34度19分32秒,東経129度17分47秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から70メートルのところ (北緯34度19分39秒,東経129度17分52秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から210メートルのとこ ろ (北緯34度19分37秒,東経129度17分57秒) ハ 3と4を結ぶ直線上4から200メートルのとこ ろ (北緯34度19分30秒,東経129度17分54秒) ニ 3と4を結ぶ直線上4から50メートルのところ (北緯34度19分32秒,東経129度17分49秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3120号	長崎県 対馬市 美津島町 島山 小櫛崎 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町島山小櫛崎標識 (北緯34度19分15秒,東経129度18分33秒) 2 同市同町島山弘法ヶ浦北標識 (北緯34度19分29秒,東経129度18分39秒) 3 同市同町島山スケバタケ鼻標識A (北緯34度19分24秒,東経129度18分50秒) 4 同市同町島山氏神鼻中標識 (北緯34度19分8秒,東経129度18分49秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ (北緯34度19分14秒,東経129度18分36秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から90メートルのところ (北緯34度19分27秒,東経129度18分42秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのとこ ろ (北緯34度19分26秒,東経129度18分44秒) ニ 1と4を結ぶ直線上1から170メートルのとこ ろ (北緯34度19分13秒,東経129度18分38秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3121号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 深浦 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町セツボ崎北標識 (北緯34度18分34秒,東経129度17分55秒) 2 同市同町セツボ崎南標識 (北緯34度18分28秒,東経129度17分54秒) 3 同市同町深浦崎南標識 (北緯34度18分27秒,東経129度18分1秒) 4 同市同町深浦崎北標識 (北緯34度18分33秒,東経129度18分5秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から35メートルのところ (北緯34度18分34秒,東経129度17分57秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から115メートルのとこ ろ (北緯34度18分33秒,東経129度17分60秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から115メートルのとこ ろ (北緯34度18分27秒,東経129度17分58秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から35メートルのところ (北緯34度18分27秒,東経129度17分55秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3122号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 面天奈 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬面天奈北標識 (北緯34度18分48秒,東経129度17分36秒) 2 同市同町黒瀬面天奈南標識 (北緯34度18分40秒,東経129度17分34秒) 3 同市同町黒瀬面天奈中鼻標識 (北緯34度18分39秒,東経129度17分40秒) 4 同市同町竹敷小式崎突端 (北緯34度18分37秒,東経129度18分22秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度18分48秒,東経129度17分38秒) ロ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのとこ ろ (北緯34度18分47秒,東経129度17分40秒) ハ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのとこ ろ (北緯34度18分40秒,東経129度17分38秒) ニ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ (北緯34度18分40秒,東経129度17分35秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3123号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬ソリ越浦 地先	次の1と2、3と4を結んだ各 直線及び1から4、2から3に 至る各最高高潮時海岸線 によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬ソリ越浦湾口北側標 識 (北緯34度18分23秒,東経129度17分9秒) 2 同市同町黒瀬高崎西端標識 (北緯34度18分16秒,東経129度17分4秒) 3 同市同町黒瀬ソリ越浦湾奥南岸標識 (北緯34度18分15秒,東経129度17分16秒) 4 同市同町黒瀬ソリ越浦湾奥北岸標識 (北緯34度18分17秒,東経129度17分18秒)		第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3124号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 黒瀬湾 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んだ各直線と最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬力ガリマチ南標識 (北緯34度17分46秒,東経129度17分12秒) 2 同市同町黒瀬呼崎標識 (北緯34度17分43秒,東経129度17分8秒) 3 同市同町黒瀬力ガリマチ北標識 (北緯34度17分48秒,東経129度17分10秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ (北緯34度17分45秒,東経129度17分11秒) ロ 1から290度95メートルのところ (北緯34度17分47秒,東経129度17分9秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3125号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬坂無し 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬港南防波堤先端標識 (北緯34度17分43秒,東経129度17分16秒) 2 同市同町黒瀬ぜんもん鼻標識 (北緯34度17分35秒,東経129度17分24秒) 3 同市同町黒瀬湾南岸標識 (北緯34度17分24秒,東経129度17分12秒) 4 同市同町洲藻皇后崎西端 (北緯34度17分24秒,東経129度17分4秒)	イ 1から209度160メートルのところ (北緯34度17分39秒,東経129度17分13秒) ロ 2から232度100メートルのところ (北緯34度17分33秒,東経129度17分21秒) ハ 3から339度50メートルのところ (北緯34度17分26秒,東経129度17分11秒) ニ 4から29度220メートルのところ (北緯34度17分31秒,東経129度17分9秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. イ、ロ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 3126号	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬城山北 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市美津島町黒瀬山下標識 (北緯34度18分21秒,東経129度16分20秒) 2 同市同町黒瀬城山北標識 (北緯34度18分19秒,東経129度16分36秒)	イ 1から0度60メートルのところ (北緯34度18分23秒,東経129度16分20秒) ロ 1から0度140メートルのところ (北緯34度18分25秒,東経129度16分20秒) ハ 2から4度160メートルのところ (北緯34度18分25秒,東経129度16分37秒) ニ 2から4度80メートルのところ (北緯34度18分22秒,東経129度16分36秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計 第3502 号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷白蓮江 浦 地先	次の1、イ、ロ、2の各 点を順次結んだ各直線 と最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷白蓮江崎突端 標識 (北緯34度17分52秒,東経129度20分3 秒) 2 同市同町竹敷赤崎東鼻西端 (北緯34度17分54秒,東経129度19分51 秒) 3 同市同町島山矢取崎突端標識 (北緯34度18分16秒,東経129度20分1 秒) 4 同市同町大山草こずみ鼻標識 (北緯34度18分16秒,東経129度20分11 秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から70メー トルのところ (北緯34度17分55秒,東経129度20分3 秒) ロ 2と4を結ぶ直線上2から60メー トルのところ (北緯34度17分55秒,東経129度19分52 秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年3月22日 から 令和15年8月31 日 まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しな ければならない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計 第3503 号	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷高坊浦 地先	次の1、ハ、ホ、ニ、 7、6、5の各点を順次 結んだ各直線、2、 イ、ロ、4の各点を順 次結んだ各直線及び1 から2、4から5に至る 各最高高潮時海岸線に よって囲まれた区域	1 対馬市美津島町竹敷高坊浦でしろせ北鼻 北東端 (北緯34度17分51秒, 東経129度19分9秒) 2 同市同町竹敷高坊浦標識A号 (北緯34度17分43秒, 東経129度19分13秒) 3 同市同町竹敷高坊浦内の鼻北西端 (北緯34度17分38秒, 東経129度19分24秒) 4 同市同町竹敷高坊浦東の鼻北端 (北緯34度17分45秒, 東経129度19分38秒) 5 同市同町竹敷赤崎南三番鼻北端 (北緯34度17分43秒, 東経129度19分47秒) 6 同市同町竹敷赤崎南二番鼻西端 (北緯34度17分47秒, 東経129度19分47秒) 7 同市同町竹敷赤崎西端 (北緯34度17分51秒, 東経129度19分45秒) 8 同市同町島山黒崎島南端 (北緯34度17分59秒, 東経129度19分21秒)	イ 2と3を結ぶ直線上2から150メー トルのところ (北緯34度17分41秒, 東経129度19分18 秒) ロ 3と4を結ぶ直線上4から150メー トルのところ (北緯34度17分43秒, 東経129度19分33 秒) ハ 1と7を結ぶ直線上1から100メー トルのところ (北緯34度17分51秒, 東経129度19分13 秒) ニ 1と7を結ぶ直線上1から500メー トルのところ (北緯34度17分51秒, 東経129度19分28 秒) ホ 8から190度300メー トルのところ (北緯34度17分49秒, 東経129度19分19 秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年3月22日 から 令和15年8月31 日 まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しな ければならない。	新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計 第3504 号	長崎県 対馬市 美津島町 島山黒崎島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの 各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町黒崎島北東鼻標識 (北緯34度18分12秒, 東経129度19分41 秒) 2 同市同町黒崎島黒見崎東標識 (北緯34度18分2秒, 東経129度19分26 秒)	イ 1から222度30メー トルのところ (北緯34度18分12秒, 東経129度19分41 秒) ロ 1から154度75メー トルのところ (北緯34度18分10秒, 東経129度19分43 秒) ハ 2から130度160メー トルのところ (北緯34度17分59秒, 東経129度19分30 秒) ニ 2から130度90メー トルのところ (北緯34度18分0秒, 東経129度19分28 秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年3月22日 から 令和15年8月31 日 まで	個別	-	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置 しなければならない。	新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計 第3505 号	長崎県 対馬市 美津島町 島山黒崎島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの 各点を順次結んでイに 至る各直線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町島山矢取崎西端標 識 （北緯34度18分17秒, 東経129度19分56 秒） 2 同市同町黒崎島北東浦標識 （北緯34度18分14秒, 東経129度19分38 秒）	イ 1から235度197メートルのところ （北緯34度18分14秒, 東経129度19分50 秒） ロ 1から212度200メートルのところ （北緯34度18分12秒, 東経129度19分52 秒） ハ 2から138度260メートルのところ （北緯34度18分8秒, 東経129度19分45 秒） ニ 2から138度180メートルのところ （北緯34度18分10秒, 東経129度19分43 秒）	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年3月22日 から 令和15年8月31 日 まで	個別	－	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しな ければならない。	新規	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1053号	長崎県 対馬市 美津島町 根緒 真星が浜 地先	次の2、イ、ロ、ハ、5の各点 を順次結んだ各直線及び3 と4を結んだ直線、2から3 及び4から5に至る各最高 高潮時海岸線によって囲 まれた区域	1 対馬市美津島町根緒真星が浜海水浴場南 側標識（真星が浜海水浴場南端水路から南方 海岸沿いに90メートルのところ） （北緯34度15分9秒, 東経129度19分5秒） 2 同市同町根緒上根緒島西端標識 （北緯34度15分1秒, 東経129度19分21秒） 3 同市同町根緒上根緒島西岸標識 （北緯34度14分54秒, 東経129度19分26秒） 4 同市同町根緒下根緒島北端 （北緯34度14分47秒, 東経129度19分19秒） 5 同市同町根緒下根緒島西端 （北緯34度14分43秒, 東経129度19分14秒） 6 同市同町根緒真星が浜南端標識 （北緯34度14分43秒, 東経129度19分1秒） 7 同市同町根緒ブンダカ瀬頂上 （北緯34度14分32秒, 東経129度19分4秒）	イ 1と2を結ぶ直線上2から260メートルのところ （北緯34度15分5秒, 東経129度19分13秒） ロ 1と7を結ぶ直線上1から310メートルのとこ ろ （北緯34度14分57秒, 東経129度19分4秒） ハ 1と7を結ぶ直線と5と6を結ぶ直線との交点 （北緯34度14分43秒, 東経129度19分4秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 美津島町 高浜 根緒		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1054号	長崎県 対馬市 上県町 久原 ミュウト石 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町久原シゲノ石垣標識（八幡宮 鳥居から南方海岸沿いに40メートルのところ） （北緯34度31分15秒,東経129度18分37秒） 2 同市同町久原村畑護岸北角標識 （北緯34度31分4秒,東経129度18分34秒）	イ 1から90度15メートルのところ （北緯34度31分15秒,東経129度18分38秒） ロ 1から90度60メートルのところ （北緯34度31分15秒,東経129度18分39秒） ハ 2から90度75メートルのところ （北緯34度31分4秒,東経129度18分37秒） ニ 2から90度30メートルのところ （北緯34度31分4秒,東経129度18分35秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1055号	長崎県 対馬市 上県町 鹿見 宮ヶ浦平瀬 地先	次の1、イ、ロ、ハの各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市上県町鹿見竜神鼻標識 （北緯34度31分11秒,東経129度18分44秒） 2 同市同町鹿見宮ヶ浦平瀬標識 （北緯34度31分7秒,東経129度18分50秒）	イ 1から242度60メートルのところ （北緯34度31分10秒,東経129度18分41秒） ロ 2から225度140メートルのところ （北緯34度31分4秒,東経129度18分46秒） ハ 2から225度80メートルのところ （北緯34度31分6秒,東経129度18分48秒）	第1種 魚類小割式養殖業（くろまぐろ を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	1. イ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければなら ない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1056号	長崎県 対馬市 上県町 犬ヶ浦 西倉 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点 を順次結んだ各直線と最 高高潮時海岸線によって 囲まれた区域	1 対馬市上県町犬ヶ浦西倉大西倉南端標識 (北緯34度32分13秒,東経129度19分41秒) 2 同市同町犬ヶ浦西倉小西倉西端標識 (北緯34度32分8秒,東経129度19分42秒) 3 同市同町犬ヶ浦坪根コカキ瀬西端標識 (北緯34度32分3秒,東経129度19分44秒)	イ 1から250度50メートルのところ (北緯34度32分12秒,東経129度19分39秒) ロ 2から250度25メートルのところ (北緯34度32分7秒,東経129度19分41秒) ハ 3から250度50メートルのところ (北緯34度32分3秒,東経129度19分42秒)	第1種 魚類小割式養殖業(くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦 御園 桉滝	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1328号	長崎県 対馬市 上県町 鹿見ハゲノ 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4、 ホ、3、2の各点を順次結ん だ各直線と最高高潮時海 岸線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町鹿見竜神鼻南標識 (北緯34度31分15秒,東経129度18分45秒) 2 同市同町鹿見竜神鼻北東端標識 (北緯34度31分16秒,東経129度18分47秒) 3 同市同町鹿見ハゲノ突端標識 (北緯34度31分19秒,東経129度18分48秒) 4 同市同町鹿見ハゲノ北標識 (北緯34度31分22秒,東経129度18分49秒)	イ 1から270度40メートルのところ (北緯34度31分15秒,東経129度18分44秒) ロ 3から270度60メートルのところ (北緯34度31分19秒,東経129度18分46秒) ハ 3から270度70メートルのところ (北緯34度31分19秒,東経129度18分45秒) ニ 4から280度50メートルのところ (北緯34度31分22秒,東経129度18分47秒) ホ 3から270度20メートルのところ (北緯34度31分19秒,東経129度18分47秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が942平方メートルを超え ない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更す ることは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、689 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 1329号	長崎県 対馬市 上県町 犬ヶ浦 村口越 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市上県町犬ヶ浦村口越西風鼻標識 (北緯34度32分13秒,東経129度19分20秒) 2 同市同町犬ヶ浦村口越尾崎標識 (北緯34度32分9秒,東経129度19分27秒) 3 同市同町御園千鳥瀬鼻西端 (北緯34度32分22秒,東経129度19分39秒) 4 同市同町越高港御園島防波堤灯台 (北緯34度32分39秒,東経129度19分41秒)	イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ (北緯34度32分15秒,東経129度19分21秒) ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ (北緯34度32分10秒,東経129度19分28秒)	第1種 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦 御園 桎滝	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろ を養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業 を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の 行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する 養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生 簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必 要な場合は、生簀の総面積が942平方メートルを超え ない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更す ることは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用 種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、689 尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗 が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを 得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区 別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りで はない。	継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 2045号	長崎県 対馬市 上県町 仁多湾 犬ヶ浦港 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町ミヤガウラ南側標識 (北緯34度31分56秒,東経129度20分11秒) 2 同市同町ミヤガウラ北側標識 (北緯34度31分58秒,東経129度20分12秒)	イ 1から290度30分30メートルのところ (北緯34度31分56秒,東経129度20分10秒) ロ 1から290度30分60メートルのところ (北緯34度31分57秒,東経129度20分9秒) ハ 2から290度30分55メートルのところ (北緯34度31分58秒,東経129度20分10秒) ニ 2から290度30分25メートルのところ (北緯34度31分58秒,東経129度20分11秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦 御園 桎滝		継続	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 4076号	長崎県 対馬市 上県町 犬ヶ浦 長下浜 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町犬ヶ浦長下浜鶴道標識 (北緯34度31分42秒,東経129度19分51秒) 2 同市同町犬ヶ浦長下浜笠越標識 (北緯34度31分43秒,東経129度19分37秒) 3 同市同町犬ヶ浦桃崎南端 (北緯34度31分55秒,東経129度19分55秒)	イ 1と3を結ぶ直線上1から10メートルのところ (北緯34度31分43秒,東経129度19分51秒) ロ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯34度31分44秒,東経129度19分52秒) ハ 2から0度120メートルのところ (北緯34度31分47秒,東経129度19分37秒) ニ 2から0度10メートルのところ (北緯34度31分43秒,東経129度19分37秒)	第1種 あこや貝垂下式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦 御園 檜滝		継続	
漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 800号	長崎県 対馬市 上県町 鹿見 小栗槍 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点 を順次結んでイに至る各直 線によって囲まれた区域	1 対馬市上県町鹿見小栗槍北西端標識 (北緯34度31分29秒,東経129度18分54秒) 2 同市同町鹿見千鳥鼻南西端 (北緯34度31分32秒,東経129度18分56秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ (北緯34度31分30秒,東経129度18分54秒) ロ 1と2を結ぶ直線上1から95メートルのところ (北緯34度31分32秒,東経129度18分55秒) ハ 1から328度150メートルのところ (北緯34度31分33秒,東経129度18分51秒) ニ 1から302度110メートルのところ (北緯34度31分31秒,東経129度18分50秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連		新規	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
対区計第 801号	長崎県 対馬市 上県町 鹿見 千鳥島 地先	次の1、イ、ロ、3の各点を 順次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 対馬市上県町鹿見千鳥鼻北端標識 (北緯34度31分34秒,東経129度18分56秒) 2 同市同町鹿見千鳥島北西端標識 (北緯34度31分34秒,東経129度18分54秒) 3 同市同町鹿見小栗浦標識 (北緯34度31分35秒,東経129度18分60秒)	イ 2から340度50メートルのところ (北緯34度31分36秒,東経129度18分53秒) ロ 2から4度120メートルのところ (北緯34度31分38秒,東経129度18分54秒)	第1種 藻類養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連		新規	